平成26年（第１回）山鹿市議会３月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
１	２月　27日	木	開　会　・　提　案　理　由　説　明	
２	２月　28日	金	休　　会	
３	３月　１日	（土）		
４	３月　２日	（日）		
５	３月　３日	月	休会（発言通告締切午後５時まで）	
６	３月　４日	火	休　　会	
７	３月　５日	水		
８	３月　６日	木	質疑・一般質問	
９	３月　７日	金	質疑・一般質問・委員会付託	
１０	３月　８日	（土）	休　　会	
１１	３月　９日	（日）		
１２	３月　10日	月	本会議なし	建設経済
１３	３月　11日	火	休　　会	
１４	３月　12日	水	本会議なし	福祉厚生
１５	３月　13日	木		総務文教
１６	３月　14日	金		議会運営
１７	３月　15日	（土）	休　　会	
１８	３月　16日	（日）		
１９	３月　17日	月		
２０	３月　18日	火	委員長報告･討論･採決･閉会	

平成26年（第１回）山鹿市議会３月定例会

目　次

第１号（２月27日）　頁

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 5
３．出席議員 …… 5
４．説明のため出席した者 …… 6
５．事務局職員出席者 …… 6
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7
７．日程第２　会期の決定 …… 7
８．日程第３　市長の説明 …… 7
９．日程第４　提案理由の説明 …… 13
（１）議案第１号（本多総務部長）…… 13
10．質　疑 …… 14
11．討　論 …… 15
12．採　決 …… 15
13．日程第５　提案理由の説明 …… 15
（１）議案第２号（本多総務部長）…… 17
（２）議案第３号（有働市民福祉部長）…… 18
（３）議案第４号（有働市民福祉部長）…… 19
（４）議案第５号（幸村環境部長）…… 19
（５）議案第６号（有働市民福祉部長）…… 20
（６）議案第７号（荒木市民医療センター事務部長）…… 20
（７）議案第８号（幸村環境部長）…… 21
（８）議案第９号（本多総務部長）…… 21
（９）議案第10号（本多総務部長）…… 22
（10）議案第11号（本多総務部長）…… 22
（11）議案第12号（本多総務部長）…… 23
（12）議案第13号（本多総務部長）…… 23
（13）議案第14号（本多総務部長）…… 23
（14）議案第15号（有働市民福祉部長）…… 24
（15）議案第16号（有働市民福祉部長）…… 24

(16) 議案第17号（有働市民福祉部長）…… 24
(17) 議案第18号（栃原農林部長）…… 25
(18) 議案第19号（栃原農林部長）…… 25
(19) 議案第20号（栃原農林部長）…… 25
(20) 議案第21号（戸次商工観光部長）…… 26
(21) 議案第22号（緒方建設部長）…… 26
(22) 議案第23号（緒方建設部長）…… 27
(23) 議案第24号（幸村環境部長）…… 27
(24) 議案第25号（幸村環境部長）…… 27
(25) 議案第26号（宮本水道局長）…… 27
(26) 議案第27号（宮本水道局長）…… 28
(27) 議案第28号（木村教育部長）…… 28
(28) 議案第29号（木村教育部長）…… 28
(29) 議案第30号（木村教育部長）…… 29
(30) 議案第31号（木村教育部長）…… 29
(31) 議案第32号（木村教育部長）…… 29
(32) 議案第33号（木村教育部長）…… 30
(33) 議案第34号（荒木市民医療センター事務部長）…… 30
(34) 議案第35号（本多総務部長）…… 30
(35) 議案第36号（坂梨市民福祉部次長）…… 33
(36) 議案第37号（坂梨市民福祉部次長）…… 34
(37) 議案第38号（幸村環境部長）…… 35
(38) 議案第39号（坂梨市民福祉部次長）…… 35
(39) 議案第40号（宮本水道局長）…… 36
(40) 議案第41号（栃原農林部長）…… 37
(41) 議案第42号（栃原農林部長）…… 37
(42) 議案第43号（栃原農林部長）…… 37
(43) 議案第44号（栃原農林部長）…… 37
(44) 議案第45号（宮本水道局長）…… 38
(45) 議案第46号（荒木市民医療センター事務部長）…… 38
(46) 議案第47号（幸村環境部長）…… 40
(47) 議案第48号（本多総務部長）…… 41
(48) 議案第49号（栃原農林部長）…… 41
(49) 議案第50号（栃原農林部長）…… 42

(50) 議案第51号（栃原農林部長）…… 42
(51) 議案第52号（栃原農林部長）…… 42
(52) 議案第53号（緒方建設部長）…… 42
(53) 議案第54号（緒方建設部長）…… 43
(54) 議案第55号（池田副市長）…… 43
(55) 議案第56号（池田副市長）…… 44
(56) 議案第57号（池田副市長）…… 44
(57) 議案第58号（池田副市長）…… 44
(58) 議案第59号（池田副市長）…… 44
(59) 議案第60号（池田副市長）…… 44
(60) 議案第61号（池田副市長）…… 44
(61) 議案第62号（池田副市長）…… 44
(62) 報告第１号（木村教育部長）…… 44
(63) 報告第２号（木村教育部長）…… 45
(64) 報告第３号（木村教育部長）…… 45
14. 散　会 …… 45

第２号（３月６日）

１．議事日程 …… 49
２．本日の会議に付した事件 …… 50
３．出席議員 …… 50
４．説明のため出席した者 …… 51
５．事務局職員出席者 …… 51
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 53
（１）太田黒　鐵郎君質疑 …… 53
○有働市民福祉部長答弁 …… 53
（２）太田黒　鐵郎君質疑 …… 54
○有働市民福祉部長答弁 …… 55
（３）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 56
○本多総務部長答弁 …… 57
（４）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 59
○中嶋市長答弁 …… 60
（５）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 60
○中嶋市長答弁 …… 62

（６）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 63
（７）冨田　弘海君一般質問 …… 64
○池田副市長答弁 …… 65
（８）冨田　弘海君一般質問 …… 66
○中嶋市長答弁 …… 67
（９）冨田　弘海君一般質問 …… 67
○栃原農林部長答弁 …… 68
(10) 冨田　弘海君一般質問 …… 69
○栃原農林部長答弁 …… 70
(11) 服部　香代君質疑 …… 71
○本多総務部長答弁 …… 71
(12) 服部　香代君一般質問 …… 72
○有働市民福祉部長答弁 …… 72
(13) 服部　香代君一般質問 …… 73
○有働市民福祉部長答弁 …… 73
(14) 服部　香代君一般質問 …… 74
○有働市民福祉部長答弁 …… 76
(15) 服部　香代君一般質問 …… 77
○有働市民福祉部長答弁 …… 78
(16) 服部　香代君一般質問 …… 79
○木村教育部長答弁 …… 80
(17) 服部　香代君一般質問 …… 81
○木村教育部長答弁 …… 82
(18) 服部　香代君一般質問 …… 83
○木村教育部長答弁 …… 83
(19) 服部　香代君一般質問 …… 84
(20) 冨丸　洋一郎君一般質問 …… 84
○戸次商工観光部長答弁 …… 85
(21) 冨丸　洋一郎君一般質問 …… 87
○木村教育部長答弁 …… 89
(22) 冨丸　洋一郎君一般質問 …… 90
(23) 堀　茂幸君一般質問 …… 91
○有働市民福祉部長答弁 …… 93
○木村教育部長答弁 …… 93

(24) 堀　茂幸君一般質問 …… 94
○木村教育部長答弁 …… 96
○熊野教育部首席教育審議員答弁 …… 97
(25) 堀　茂幸君一般質問 …… 97
○熊野教育部首席教育審議員答弁 …… 98
(26) 堀　茂幸君一般質問 …… 98
○幸村環境部長答弁 …… 99
(27) 堀　茂幸君一般質問 …… 100
○木村教育部長答弁 …… 101
(28) 堀　茂幸君一般質問 …… 101
○木村教育部長答弁 …… 102
(29) 堀　茂幸君一般質問 …… 102
(30) 藤原　豊君質疑 …… 103
○早田総務部次長答弁 …… 104
(31) 藤原　豊君質疑 …… 105
○早田総務部次長答弁 …… 105
(32) 藤原　豊君質疑 …… 106
○栃原農林部長答弁 …… 107
(33) 藤原　豊君質疑 …… 108
○栃原農林部長答弁 …… 108
(34) 藤原　豊君一般質問 …… 109
○栃原農林部長答弁 …… 110
(35) 藤原　豊君一般質問 …… 111
○栃原農林部長答弁 …… 112
7．散　会 …… 113

第３号（３月７日）

1．議事日程 …… 117
2．本日の会議に付した事件 …… 118
3．出席議員 …… 118
4．説明のため出席した者 …… 118
5．事務局職員出席者 …… 119
6．日程第１　質疑・一般質問 …… 120
（1）北原　昭三君一般質問 …… 120

○本多総務部長答弁 …… 121
（２）北原　昭三君一般質問 …… 122
○本多総務部長答弁 …… 123
（３）北原　昭三君一般質問 …… 124
○幸村環境部長答弁 …… 125
（４）北原　昭三君一般質問 …… 126
○幸村環境部長答弁 …… 126
（５）北原　昭三君一般質問 …… 127
○有働市民福祉部長答弁 …… 128
（６）北原　昭三君一般質問 …… 129
○有働市民福祉部長答弁 …… 129
（７）北原　昭三君一般質問 …… 130
○有働市民福祉部長答弁 …… 130
（８）芹川　正美君一般質問 …… 131
○中嶋市長答弁 …… 132
○栃原農林部長答弁 …… 133
（９）芹川　正美君一般質問 …… 135
(10) 藤本　峰秀君一般質問 …… 135
○栃原農林部長答弁 …… 136
○荒木市民医療センター事務部長答弁 …… 137
(11) 藤本　峰秀君一般質問 …… 139
(12) 永田　健君一般質問 …… 140
○本多総務部長答弁 …… 142
(13) 永田　健君一般質問 …… 144
○中嶋市長答弁 …… 144
(14) 永田　紘二君一般質問 …… 145
○本多総務部長答弁 …… 146
(15) 永田　紘二君一般質問 …… 147
○中嶋市長答弁 …… 148
○堀田教育長答弁 …… 148
(16) 永田　紘二君一般質問 …… 149
○堀田教育長答弁 …… 149
(17) 永田　紘二君一般質問 …… 150
○中嶋市長答弁 …… 151

７．日程第２　委員会付託 …… 152
８．散　会 …… 153

第４号（３月18日）

１．議事日程 …… 157
２．本日の会議に付した事件 …… 159
３．出席議員 …… 161
４．説明のため出席した者 …… 161
５．事務局職員出席者 …… 162
６．日程第１　議案第２号～議案第62号 …… 163
７．各委員長の報告及び修正の動議 …… 165
（１）建設経済常任委員長報告 …… 165
（２）福祉厚生常任委員長報告 …… 167
（３）総務文教常任委員長報告 …… 168
（４）修正の動議（議案第17号）…… 169
８．質　疑 …… 171
（１）丸山　寛治君質疑 …… 171
○冨丸福祉厚生常任委員長答弁 …… 171
９．討　論 …… 172
（１）横手　啓介君討論 …… 172
（２）太田黒　鐵郎君討論 …… 173
（３）服部　香代君討論 …… 173
10．採　決 …… 175
11．日程第２　所管事務調査の委員会付託 …… 178
12．日程追加　日程第３　意見書案第１号 …… 179
13．意見書案第１号（職員朗読）…… 179
14．質　疑 …… 181
15．討　論 …… 181
16．採　決 …… 181
17．閉　会 …… 182

２月 27 日（木曜日）

平成26年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成26年２月27日（木曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　市長の説明

第４　議案第１号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

質　　疑

討　　論

採　　決

第５　議案第２号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）

議案第３号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第４号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第５号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

議案第７号　平成25年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第８号　平成25年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）

議案第９号　山鹿市空き家等の適正管理に関する条例

議案第10号　消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第11号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例

議案第12号　議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

議案第13号　山鹿市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

議案第14号　山鹿市税条例の一部を改正する条例

議案第15号　山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

議案第16号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市農村公園条例の一部を改正する条例

議案第19号　山鹿市本分地区多目的集会施設条例を廃止する条例

議案第20号　山鹿市鹿央ふるさと親木館条例を廃止する条例

議案第21号　山鹿市温泉給湯条例の一部を改正する条例

議案第22号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第23号　山鹿市文化会館建設基金条例を廃止する条例
議案第24号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第25号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第26号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第27号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市民交流センター条例
議案第29号　山鹿市図書館条例
議案第30号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例
議案第31号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例
議案第32号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
議案第33号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第34号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第35号　平成26年度山鹿市一般会計予算
議案第36号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第37号　平成26年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第38号　平成26年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第39号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第40号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第41号　平成26年度六郷財産区特別会計予算
議案第42号　平成26年度城北財産区特別会計予算
議案第43号　平成26年度稲田財産区特別会計予算
議案第44号　平成26年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第45号　平成26年度山鹿市水道事業会計予算
議案第46号　平成26年度山鹿市病院事業会計予算
議案第47号　平成26年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第48号　財産の譲渡について
議案第49号　財産の譲渡について
議案第50号　財産の譲渡について
議案第51号　財産の譲渡について
議案第52号　財産の譲渡について
議案第53号　市道路線の廃止及び認定について
議案第54号　市道路線の認定について
議案第55号　教育委員会委員の任命について

議案第56号　城北財産区管理委員の選任について
議案第57号　城北財産区管理委員の選任について
議案第58号　城北財産区管理委員の選任について
議案第59号　城北財産区管理委員の選任について
議案第60号　城北財産区管理委員の選任について
議案第61号　城北財産区管理委員の選任について
議案第62号　城北財産区管理委員の選任について
報告第１号　専決処分の報告について
報告第２号　専決処分の報告について
報告第３号　専決処分の報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

１番	服部香代君
２番	冨田弘海君
３番	永田　健君
４番	稲葉　昇君
５番	冨丸洋一郎君
６番	藤本峰秀君
７番	北原昭三君
８番	芹川正美君
９番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働博君
農林部長	栃原栄一君
商工観光部長	戸次由夫君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
山鹿市民医療センター事務部長兼総務課長	荒木隆君
教育部長	木村厚男君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	早田弘隆君
市民福祉部次長	坂梨真樹君
山鹿市民医療センター事務次長兼経理課長	飯田啓詩君
建設部次長	原弘文君
水道局長	宮本稔君
財政課長	木下実君
福祉課長	野田勝年君
農林企画課長	吉里明弘君
農林振興課長	才田豊昭君
商工課長	冨田龍也君
観光課長	早田順二君
監査事務局長兼選管事務局長	緒方栄君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（藤原　弘君）

ただいまから平成26年（第１回）山鹿市議会３月定例会を開会いたします。

お手元に議案の正誤表が提出されておりますので、ご了承願います。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（藤原　弘君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において池田　誠一君、堀　茂幸君を指名いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（藤原　弘君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月18日までの20日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　市長の説明

○議長（藤原　弘君）

日程第３、この際、市長から発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに平成26年３月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともにご多用の中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

説明に入ります前に、先日お亡くなりになられました古閑　三博先生をしのんで、一言申し上げさせていただきます。先生は、８期32年間、県議会議員として熊本県、そしてふるさと山鹿市の発展に多大なご貢献をいただきました。中でも県立装飾古

墳館の誘致、国指定史跡鞠智城跡の整備、そして道路河川等の社会資本整備など、言葉に言い尽くせぬほどの大きなものがございました。特に晩年は鞠智城国営公園化特別史跡指定に向けて、昼夜を分かたず心血を注いでこられました。私どもは、先生の熱い思いをしっかりと受け継ぐべく、覚悟を新たにいたしたところであります。改めて先生のご冥福をお祈り申し上げ、感謝の言葉といたします。

それでは、本定例会においてご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、平成26年度の市政運営に関する私の所信を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

我が国経済は、アベノミクス効果により徐々に景気回復の裾野が拡大しており、いずれ実体経済にもその恩恵が及ぶと予想され、長年続いているデフレ状態を脱していくものと思われます。

こうした予想を裏づけるかのように、今月発表された月例経済報告においても、「景気は緩やかに回復している」との基調判断がなされ、このまま景気の回復基調が続くことが期待されています。

一方、本市におきましては、景気回復の実感が乏しい中、平成26年度に合併10年という節目を迎えます。この間、合併による効果を最大限に発揮し、行財政基盤の強化による市民サービスの充実を目指してさまざまな課題に対応してまいりましたが、総じて言えば、市政は着実に前へ進んできたと思っております。新庁舎の建設を初め、一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定、中心市街地の活性化と過疎地域の振興対策、公共施設の再編整備への対応等々、振り返ってみますと難題の連続でございましたが、一定の成果を感じているところでございます。

平成26年度は、これまでの歩みを踏まえた新たな10年のスタートに備える重要な年であります。私は、市政発展の鍵は首長の揺るぎなき信念と行動力にあると信じております。どのような将来像を市民や議会に提示するのか、またその将来像を実現するための戦略を市職員にどう示すのか、市長としての私の説明責任であると思います。市政運営の方針として、私は引き続き、「人をつくる・人を育てる」「経済をつくる・活性化する」「人口減少に歯どめをかける・定住促進を図る」の三つを柱に、行財政運営の大きな方向性として定め、新たなスタートを切りたいと思います。

続きまして、平成26年度の予算編成について申し上げます。

合併10年目を迎える本市におきましては、第２次財政構造改革大綱に示す集中改革期間の最終年であると同時に、地方交付税の算定特例など、国の支援に支えられた準備期間を経て、自立した自治体へと転換していかねばならない重要な時期となります。また、秋には新しい市民サービスの拠点となる新庁舎への移転が予定され

ており、行政組織の見直しを含め、利便性が高く、より簡素で効率的な行財政運営が求められています。市民が将来にわたって安心して暮らせるまちづくり、住民生活を支える基礎的サービスの確保とともに、地域産業の振興や地域の実情に応じた活性化策等の施策展開を進めながら、自治体の創造性・自立性を高めると同時に、財政規律の観点から将来世代への負担を先送りすることがない効率的な財政運営を目指してまいります。

平成26年度は、以上のような視点を踏まえつつ、市政運営の大きな方針であります三つの柱に予算を重点配分することといたしました。このような考えのもとに編成しました平成26年度の一般会計予算の規模は、296億8400万円であります。これに９特別会計と３企業会計を合わせますと、純計で512億924万円となりました。

それでは、ただいま申し上げました予算編成の方針に基づき、「３本の柱」ごとに重点的に取り組む施策の概要についてご説明いたします。

まず、第１の柱、「人をつくる・人を育てる」についてであります。市民が将来に希望を持ち、生き生きと暮らしていくために、ふるさとのよさを理解し、ふるさとに誇りを持てる人材を育成してまいります。

①地域づくり市民塾。

さまざまな分野で将来の山鹿市を担う有為な人材の育成を図るため、「地域づくり市民塾」を立ち上げます。市民塾では、専門家を招いた講演会のほか、塾生同士の親睦と融和を図りながら、各種団体が実施する催しや市全体のイベントでの協力体制を徐々に強化していくとともに、行政も必要な支援を行うなど、行政と市民との協働による「人づくり」を推進します。

②和紙工芸の後継者育成。

本市の和紙工芸品である「山鹿灯籠」「来民うちわ」などの技術の保存・継承や後継者育成の支援を行います。特に昨年12月に国の伝統的工芸品に指定された「山鹿灯籠」については、今後の振興計画の策定を支援し、灯籠制作者の皆様と連携しながら、さらなるブランド力の向上につなげてまいります。

③夢の扉を開く。

市民が、いつでも、どこでも、気軽に学べる学習の機会や本に親しむ環境づくりが大事であります。今年秋に完成予定の市民交流センター内に設置される新たな図書館については、ふるさと山鹿に関する資料や先人が残した蔵書、中高生を対象とした図書等を充実させ、子どもから大人まで多くの市民が気軽に集い、学べる場とすることで利用者数の増加に努めます。また、市民の図書館と図書室をオンラインで結び、移動図書館車の運用とあわせて、本に親しむ利用環境の向上に努めます。

④ハンドボールのまち。

平成31年に女子世界ハンドボール選手権大会が熊本で開催されることが決定しました。このことは、平成９年の男子世界ハンドボール選手権大会の開催実績を持つ本市にとっては、チャンスの再来であります。そこで、まずは女子世界ハンドの会場を本市に誘致することに全力で取り組みます。誘致に成功すれば、スポーツの振興のみならず、地域活性化も期待でき、ハンドボールの盛んな市として世界に売り出すことができます。また、開催に向け、市を挙げた受け入れ態勢を早期に確立するとともに、大会で活躍する選手を地元から輩出するという大きな目標に挑戦したいと思います。そのために、小中学校でのハンドボール体育授業の強化を初め、「やまが総合スポーツクラブ」や「青少年アスリート育成事業」を充実させ、競技人口の拡大と有望選手の育成に努め、「山鹿市＝ハンドボールのまち」と言われるように頑張ります。

次に、第２の柱「経済をつくる・活性化する」についてであります。基幹産業である農林業の活性化のため、引き続き「収益性の高い農林業（もうかる農林業）」の実現を目指し、地域資源を十分に生かして「元気」を生みだせる施策を展開してまいります。

商工業については、将来への可能性を実感できる施策として、若者世代が永く住み続けるための雇用の場の創出や活力ある商業の振興支援に努めます。

観光については、すぐれた歴史・文化・自然・景観などの資源を生かしながら、中心市街地と周辺地域を有機的に連携させることにより、観光客の周遊を促進し、相互に波及効果をもたらす仕組みを整えてまいります。

①ワイナリー構想。

菊鹿ワインは、ここ数年のさまざまなコンクール受賞を機に、全国的に地名度が高まり、需要に供給が追いついていない状況にあります。そのような中、ワインを醸造する熊本ワイン株式会社より、当地域内にワイナリーを建設し、さらなるブランド力の強化を図りたいとの申し出がありました。本市といたしましては、「観光と農業の連携・複合化」のモデルと考えることから、醸造施設及びブドウ畑を核としたワイナリー構想の実現に向けた取り組みを支援してまいります。

②６次産業化。

農林産物の生産・加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を通じて、雇用と所得を確保し、高齢者から若者や子どもまでが安心して定住できる社会の実現を目指すため、６次産業化等に取り組む企業・事業者・農業者等を積極的に支援します。平成26年度は、第１次・第２次産業従事者によるチームを立ち上げ、素材の絞り込みから試作の検討、デザイン開発を含めたマーケティングプランを作成します。

③農林産物の販売促進。

物産館を中心とした地産地消の推進や福岡・熊本都市圏をターゲットとした農林畜産物等の情報発信やＰＲを行うなど、農林業と商工業・観光業が連携した新たな販路開拓、販売促進の取り組みを展開します。インターネット販売については、平成25年度にネット販売構築に係る現状把握と課題の洗い出しを行いましたので、平成26年度に課題を整理し、対策を講じた上で早期の販売開始を目指します。

④企業誘致。

企業立地動向は、依然として厳しいものがございますが、情報発信と情報収集に全力で取り組み、新たな企業誘致の早期実現を目指します。また、既に立地されている企業への支援にも力を注いでまいります。

⑤観光振興。

山鹿灯籠まつりやさくら湯周年事業など、誘客を促進するイベントのさらなる充実を図ります。また、さくら湯を中心とした温泉まち山鹿のイメージの確立に向けて、人づくり組織体制の整備を図るとともに、おもてなしの心の醸成による受け入れ態勢を充実し、年間を通じたにぎわいの創出に努めます。

最後に、第３の柱、「人口減少に歯どめをかける・定住促進を図る」についてであります。人口減少が急速に進む中で、「住みたいまち」として選ばれるためには、子育て、教育、雇用、住環境など、暮らしに必要な諸機能が充実した「魅力あるまち」をつくっていくことが不可欠であります。これまでのインフラ機能の整備充実の取り組みに加え、暮らしの充実に重点を置いた取り組みを進めます。

①母子保健。

生涯を通じて健康で心豊かに生活するためには、妊娠中や子どものころからの健康づくりが大変重要です。幼いころから正しい生活習慣を身につけることで、成年期、高齢期を健康に過ごすことができます。そこで、保護者や子どもの生活リズムや食生活を通じた生活習慣の大切さを理解し、学べるように、妊婦・２カ月児の全戸訪問とともに、新たに10カ月児の育児教室を開催します。

②保育環境。

保育環境の充実を図るため、公立保育園再編整備計画に基づき、民間活力の導入による公立保育園の統廃合、民営化を進めます。平成26年度は鹿北地区の三つの公立保育園を統合、民営化するために、移譲先の法人の選定を行います。また、法人保育園の建てかえによる施設整備を支援します。

③子ども医療費助成。

子どもの疾病の早期治療と健全な育成を支援するため、医療費の助成を行う「子ども医療費助成事業」において、平成27年１月診療分から対象者を12歳以下から18

歳以下へ引き上げ、子どもの健康維持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

④定住対策・地域おこし。

都会を離れて田舎で暮らしたいという方の移住・定住を促すため、都市部で開催される移住相談フェア等に積極的に参加するとともに、移住希望者を受け入れる側の地元についても、講演会やワークショップを開催しながら移住・定住への理解を深めていただくよう努めてまいります。

また、国が進めております「地域おこし協力隊」の制度を活用して、都市部から意欲ある人材を誘致し、農林業の応援、環境保全活動、住民の生活支援など、各種地域活動に従事させることで、地域力の維持、強化を図ってまいります。

以上、三つの重点施策のほかに、以下、重要事項にも取り組んでまいります。

平成27年度に第１次山鹿市総合計画が終了することから、平成26年度より第２次総合計画の策定作業に着手します。

光ブロードバンドによるインターネット未開通の「鹿北地区・菊鹿地区」については、12月中のサービス開始を目指します。

消防救急無線のデジタル化及び指令システム整備については、平成27年10月の試験運用を目指してシステム構築に取り組みます。

大規模商業施設の開発が計画されている桜町・明治町地区を含めた用途地域周辺については、良好な市街地の形成と合理的な土地利用への誘導を図るため、用途指定等の検討業務に着手します。

市民及び来訪者を含めたあらゆる人々が目的地に安全かつ円滑に移動できるように、デザインや設置方法の統一化を図るサイン計画を策定します。

一般廃棄物処理施設の整備については、施設基本計画の策定及び生活環境影響調査を実施します。

菊鹿地区統合小学校について、平成28年４月の開校を目指し実施設計業務を行います。

県下最大のスポーツイベント、第69回熊本県民体育祭「山鹿大会」を９月に開催します。

結びに、以上、平成26年度の市政運営や予算編成に当たっての私の基本的な考え方と施策の概要について申し上げました。

ところで、本市を取り巻く社会情勢や市民の日々の暮らしの中には、厳しい現実があることも事実です。人口減少による過疎化、地域コミュニティーの希薄化、子育ての不安、長引く景気の低迷、非正規雇用者の増大など、数え上げれば切りがありません。しかし、誰もが将来に対して何かしらの希望を持ちたいと願い、歯を食いしばって生活を営んでいます。

こうした厳しい状況にあって、私は最近、市長として市民を鼓舞する何かを提供しなければならないとの思いを強くしています。ちょうど今年９月には県民体育祭が本市で開催されますので、これを機会に「健康とスポーツ」の増進による「明るく元気な市民、元気なまち」をつくりたいと思い、市民が気軽に取り組め、基礎体力づくりにも効果があると言われる「ウォーキング」、つまり「歩くこと」を市民の皆様に提唱したいと考えた次第であります。歩く途中で見知らぬ方に出会ったり、自然や風景や新たな感動を覚えたりすると思います。気軽に挨拶を交わし、四季を肌で感じて、心身をリフレッシュする。そして、明日を生き抜く活力にしていただきたい。『もっと歩こう！ふるさとのまちを、自然を、歴史を、“健康・環境・活性化のために”』そんな思いを込めた提案でございます。一人でも多くの皆様に取り組んでいただけたら幸いでございます。

翻って繰り返しになりますが、平成26年度は合併10周年の節目の年であると同時に、新たな10年に向け力強く羽ばたかねばならない非常に重要な年でもあります。それゆえ、私は三つの柱として掲げた重点施策を確実に実行し、一人でも多くの市民の皆様に「山鹿に住んで本当によかった」と実感していただけるよう全身全霊で市政運営に当たる決意でございます。

本日から20日間にわたりご審議いただきます議案は、条例26件、予算20件、財産の譲渡５件、人事案件８件、その他３件の計62件と報告３件でございます。これらの諸議案の内容については、担当職員が説明いたしますので、ご審議の上、何とぞご議決賜りますようお願い申し上げます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第４　議案第１号

○議長（藤原　弘君）

日程第４、議案第１号を議題といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議案第１号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（藤原　弘君）

提案理由の説明を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

おはようございます。

議案第１号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び

規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、山鹿市も構成団体の一つであります熊本県市町村総合事務組合において、同じく当該組合の構成団体である高遊原南消防組合が３月31日をもって解散することに伴い、これを脱退させ、あわせて熊本県市町村総合事務組合規約を変更するものであります。

なお、数の減少及び規約の変更手続につきましては、地方自治法第286条第１項の規定に基づく関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議につきましては、同法第290条の規定により、熊本県市町村総合事務組合を構成する全ての地方公共団体におきまして、同じ内容による議会の議決を経る必要があります。

附則といたしまして、この規約は平成26年４月１日から施行するものです。

また、本議案につきましては、熊本県市町村総合事務組合より３月14日までに各構成団体の議会において同文議決を行っていただきたい旨、要請があっております。したがいまして、本議案につきましては、あわせて先議によりご審議をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件について、先議いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第１号を先議することに決しました。

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時25分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前10時35分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議

ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第１号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第５　議案第２号～議案第62号
　　報告第１号～報告第３号

○議長（藤原　弘君）

日程第５、議案第２号から報告第３号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議案第２号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）
議案第３号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第４号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第５号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
議案第６号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）
議案第７号　平成25年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）
議案第８号　平成25年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）
議案第９号　山鹿市空き家等の適正管理に関する条例
議案第10号　消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第11号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例
議案第12号　議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例
議案第13号　山鹿市総合計画審議会条例の一部を改正する条例
議案第14号　山鹿市税条例の一部を改正する条例
議案第15号　山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

議案第16号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例
議案第17号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市農村公園条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市本分地区多目的集会施設条例を廃止する条例
議案第20号　山鹿市鹿央ふるさと親木館条例を廃止する条例
議案第21号　山鹿市温泉給湯条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第23号　山鹿市文化会館建設基金条例を廃止する条例
議案第24号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第25号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第26号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第27号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市民交流センター条例
議案第29号　山鹿市図書館条例
議案第30号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例
議案第31号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例
議案第32号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
議案第33号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第34号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第35号　平成26年度山鹿市一般会計予算
議案第36号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第37号　平成26年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第38号　平成26年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第39号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第40号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第41号　平成26年度六郷財産区特別会計予算
議案第42号　平成26年度城北財産区特別会計予算
議案第43号　平成26年度稲田財産区特別会計予算
議案第44号　平成26年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第45号　平成26年度山鹿市水道事業会計予算
議案第46号　平成26年度山鹿市病院事業会計予算
議案第47号　平成26年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第48号　財産の譲渡について
議案第49号　財産の譲渡について
議案第50号　財産の譲渡について

議案第51号　財産の譲渡について
議案第52号　財産の譲渡について
議案第53号　市道路線の廃止及び認定について
議案第54号　市道路線の認定について
議案第55号　教育委員会委員の任命について
議案第56号　城北財産区管理委員の選任について
議案第57号　城北財産区管理委員の選任について
議案第58号　城北財産区管理委員の選任について
議案第59号　城北財産区管理委員の選任について
議案第60号　城北財産区管理委員の選任について
議案第61号　城北財産区管理委員の選任について
議案第62号　城北財産区管理委員の選任について
報告第１号　専決処分の報告について
報告第２号　専決処分の報告について
報告第３号　専決処分の報告について

○

○議長（藤原　弘君）

提案理由の説明を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第２号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、去る２月６日に成立しました国の第１次補正予算、好循環実現のための経済対策に係るもの、また事業費の確定に伴う調整、財源の組み替え等を行うものであります。

それでは、１ページをお開きください。第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に２億1723万5000円を追加し、総額を287億6013万8000円とするものであります。

６ページをお開きください。第２表は、繰越明許費であります。（款）民生費の子ども・子育て支援事業ほか５つの事業につきまして、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。

続きまして、７ページ、第３表、債務負担行為の補正であります。本年４月の消費税増税に伴いまして、既に議決いただいております鹿央総合支所空調整備ほか19件につきまして、限度額をそれぞれ変更するものであります。

続きまして、10ページをお開きください。第４表、地方債の補正であります。地

方債の変更につきましては、事業費の決算見込み及び財源の組み替えに伴い、起債の限度額を記載のとおりそれぞれ変更するものであります。

続きまして、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

24ページをお開きください。（款）総務費、（目）基金費の中の財政調整基金積立金2187万8000円は、市有財産の売却等による収入を積み立てるものであります。また、職員退職手当基金積立金１億2305万8000円は、昨年７月からの職員給与の臨時特例に係る減額分及び利子収入を積み立てるものであります。

27ページをお願いします。（款）民生費、（目）児童福祉総務費の補正額448万円は、国の第１次補正予算を受けて、結婚、妊娠、出産、育児まで一貫した切れ目のない支援に取り組むものであります。

31ページをお開きください。中段の（款）農林水産業費、（目）林業振興費の補正額2170万円についても、国の補正予算を受けて平成26年度に予定していました林業専用道、迫長谷川線の開設工事を繰り上げて実施するものであります。

また、33ページになりますが、下段の（款）土木費、（目）住宅管理費の補正額3100万円につきましても、同じく国の補正予算を受けて、大宮団地の住宅改修事業を繰り上げて実施するものであります。

以上が歳出予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

おはようございます。

議案第３号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8975万3000円を追加し、総額を82億475万9000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。（款）保険給付費、（目）退職被保険者等療養給付費は、財源の組み替えでございます。（款）共同事業拠出金、（目）高額医療費共同事業拠出金の補正額396万1000円は、高額医療費共同事業拠出金の確定に伴い補正するものであります。

次に、11ページをお願いいたします。（款）基金積立金、（目）財政調整基金積立金の補正額4500万円は、基金利子の確定及び繰越金の一部を財政調整基金へ積み立

てるものであります。（款）諸支出金、（目）直営診療施設勘定繰出金補正額4079万2000円は、市民医療センターへの施設整備等補助金の増加に伴い補正するものでございます。

以上が、山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）の説明でございます。

続きまして、議案第４号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ318万5000円を追加し、総額を６億6123万9000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。（款）後期高齢者医療広域連合納付金、（目）後期高齢者医療広域連合納付金の補正額318万5000円につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合に納めます後期高齢者医療広域連合納付金の増加に伴い補正するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

おはようございます。

議案第５号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に44万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億1966万円とするものです。

続きまして、補正予算の内容について、事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。３歳出、（款）農業集落排水事業費、（目）総務管理費の補正額44万6000円は、農業集落排水施設整備推進事業に係る県補助金の確定に伴い、農業集落排水事業基金への積み立てを行うものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

議案第６号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ992万5000円を追加し、総額を61億9986万2000円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。（款）基金積立金、（目）介護給付費準備基金積立金の補正額869万円は、平成24年度の決算剰余金及び基金利子の増加分を基金に積み立てるものでございます。（款）諸支出金、（目）他会計繰出金の補正額123万5000円は、庁用車であったマイクロバスの売却代金を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

荒木市民医療センター事務部長。

［山鹿市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

おはようございます。

議案第７号　平成25年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

今回の補正は、他会計退職者の在職期間案分による退職手当負担金の減少に伴う費用の補正及び本会計中途退職者の増加に伴い、退職手当が増加するために、繰延資産を補正するものでございます。

１ページをお開き願います。第１条は、総則でございます。第２条は、収益的収入及び支出でございます。支出について、（第１款）病院事業費用の既決予定額に714万8000円を減じ、総額を34億6299万6000円と補正するものでございます。

２ページをお願いいたします。第３条は、資本的収入及び支出でございます。当年度分損益勘定留保資金２億2864万4000円を２億8205万7000円とし、支出の（第１款）資本的支出の既決予定額に5341万3000円を加え、総額を５億1864万5000円とし、繰延資産として補正するものでございます。

以上、総体的事項についてご説明いたしましたが、内容につきましては補正予算実施計画によりご説明いたします。

５ページをお願いいたします。収益的収入及び支出についてご説明いたします。支出の（款）病院事業費用、（項）医業費用、（目）他会計負担金の補正予定額714万8000円の減額は、他会計退職者の在職期間案分による退職手当の負担金の減少に

伴うものでございます。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。支出の（款）資本的支出、（項）繰延資産、（目）繰延資産の補正予定額5341万3000円は、本会計中途退職者の増加による退職手当であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

議案第８号　平成25年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は、総則です。第２条は、収益的収入及び支出であります。収入の（第１款）下水道事業収益の既決予定額に423万5000円を追加し、総額を９億422万4000円とするものです。次に、支出の（第１款）下水道事業費用の既決予定額に417万1000円を追加し、総額を８億2954万3000円とするものです。第３条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。職員給与費の既決予定額に417万1000円を追加し、総額を6992万5000円とするものです。

続きまして、補正予算の内容について実施計画の支出によりご説明申し上げます。

５ページをお願いいたします。支出の（款）下水道事業費用、（目）総係費の補正予定額417万1000円は、退職手当の確定に伴うものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第９号　山鹿市空き家等の適正管理に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、空き家等が適正に管理されないことにより、倒壊等による事故、火災及び犯罪の誘発並びに生活環境の悪化が懸念される事態にあることに鑑み、空き家等の適正な管理に必要な事項を定めることにより、空き家等が管理不全な状態になることを防止するために条例を制定するものであります。

内容としまして、第３条では、空き家等の所有者等に対し、空き家等を良好な状態に保つように努めることや管理不全な状態にある空き家等については、当該状態

を解消するために必要な措置を講じることを義務づけることを。第５条、第６条では、管理不全な状態にある空き家等に係る調査を可能とする旨を規定しております。また、第７条から第11条までにおいては、当該空き家等に係る改善措置に関し、所有者等に対する助言、指導、勧告の段階を経て命令を行うことができることとするほか、正当な理由なく命令に従わない所有者等については、その氏名等を公表することなどについて規定しております。

なお、ただいま申し上げました勧告、命令、公表を行おうとするときは、第11条で、その設置について定めております山鹿市空き家等対策審議会の意見を聞くこととしております。

附則といたしまして、この条例は平成26年７月１日から施行するものであります。

続きまして、議案第10号　消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例案は、消費税法及び地方税法の改正による消費税率等の改定に伴い、関係する43件の条例につきまして、これらを一括して改正を行うものであります。改正法の施行により、４月から消費税率が５％から８％に引き上げられるわけでございますが、現在、本市条例におきましては一部を除き本体価格に100分の105を乗じるという表現、いわゆる外税方式でその施設利用などの料金を規定しており、今般の税率改定に伴い、その乗じる率を改める必要が出てまいります。ただし、公の施設使用料の額につきましては、今回は基本として、その額を現行水準と同一に据え置くことといたしまして、条例に規定しております料金を外税方式から総額表示方式つまり消費税額相当分を含ませる形へと変更をいたします。

以下、附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものです。

また、消費税率の改定に伴うもの以外の改正要因をあわせて有するものや、使用料等において税率上昇分の料金への転嫁を行います公営企業会計に関連する条例などにつきましては、個別に改正条例を提案するものです。

続きまして、議案第11号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年４月１日、熊本県から本市に移譲されます事務権限につきまして、新たに手数料を徴収する事務が生じたことから、事務の種類及びその額を定めるために条例の一部を改正するものであります。新たに手数料を徴収する事務は、火薬類取締法第17条第１項の規定に基づく火薬類の譲り渡し及び譲り受けの許可申請に関する審査で、徴収する手数料の額はそれぞれ審査の区分に応じて別表に加えるものとして記載しておりますとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものであります。

続きまして、議案第12号　議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により、これまで議会の議決事項とされていた基本構想の策定に関する規定が削除されましたが、市政運営の基本方針を示す重要な基本構想につきましては、従来どおり議会の議決に係らしめ、自治体の団体意思とすべきと判断し、基本構想の策定、変更または廃止を議会の議決すべき事件として定めるため条例の一部を改正するものです。

また、既に定められていた定住自立圏形成方針に関する規定との前後関係の整理を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第13号　山鹿市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年度から手がける第２次山鹿市総合計画の策定作業を前に、山鹿市総合計画審議会の組織を見直す必要が生じたため、条例の一部を改正するものです。具体的には、２年間の策定期間中に委員の要件を満たさなくなる地域審議会の代表者を委員から外すこととしたため、委員の定数を25人以内から20人以内に削減するものであります。

また、実質的に空席となっておりました顧問に関する規定を削除するとともに、条文の整備を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、あわせて関係条例の整理を行うものであります。

続きまして、議案第14号　山鹿市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、身体障害者等に係る軽自動車税の減免を前年度から引き続いて受けようとする場合の申請手続を定めるため条例を改正する必要があり、提案するものであります。

減免申請は、身体障害者等が本庁または支所に来庁し、障害者手帳、車検証、免許証等の写しを添付し、毎年申請しなければなりませんでした。しかし、申請者の障害等級等が変更になるケースは少なく、申請に来庁される身体的な負担等を考慮し、前年度から引き続き減免を受けようとする場合、前年度の申請内容に変更がない場合は添付書類は要しないこととするものです。これにより、郵送による申請が可能となります。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行することといたしました。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

議案第15号　山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行うものでございます。同法律第４条で規定する定義の中で、障害程度区分が障害支援区分に改正されるため、題名及び条文に引用する文言を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものです。

また、あわせて山鹿市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例、別表第１において職名を改めるものでございます。

続きまして、議案第16号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、これまで山鹿市鹿本生涯学習・健康センター「ひだまり」における厚生施設の一つでありました山鹿市鹿本健康センターを山鹿市鹿本健康福祉センターと改称し、新たに本条例における健康福祉施設として位置づけ、管理運用を行うため改正するものでございます。

また、あわせて消費税法及び地方税法の改正に伴い、所要の整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第17号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本条例では、子どもの健康の保持及び健全な育成を図るとともに、子育て世帯を経済的に支援することを目的に、子ども医療費の助成を行うことといたしております。今回の改正では、その助成対象の上限を現在の12歳から18歳までに引き上げることとし、平成27年１月受診分から適用するため、必要な改正を行うものでございます。

条文に沿ってご説明申し上げます。第２条第１号の助成対象である子どもの定義につきまして、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者といたします。第４条につきましては、条文の整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は平成27年１月１日から施行することとし、その他必要な準備行為や経過措置について定めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

おはようございます。

議案第18号　山鹿市農村公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、山鹿市庄農村公園及び山鹿市下米野農村公園の施設等を地元自治会に譲渡し、引き続き地元住民の憩いの場として有効活用を図ることに伴う所要の条文の整備を行うものでございます。

山鹿市庄農村公園及び山鹿市下米野農村公園は、平成６年及び平成13年にそれぞれ整備したものでありますが、公園敷地が地元自治会所有地であり、また公園利用者も地元住民に限定されているため、議案第51号及び議案第52号　財産の譲渡について提案しておりますとおり、地元自治会に譲渡し、引き続き有効活用を図るものであり、山鹿市農村公園条例第２条の表より削除するものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第19号　山鹿市本分地区多目的集会施設条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、山鹿市本分地区多目的集会施設を地元に譲渡するため条例を廃止する必要があり、提案するものでございます。本分地区多目的集会施設は、平成11年、国の補助事業を活用して建設したものです。譲渡後においても、補助目的に沿った利用が見込めることから、国から処分の承認が得られたため、議案第49号　財産の譲渡について提案しておりますとおり、地元自治会に譲渡し、引き続き地元の集会施設として有効活用を図るものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第20号　山鹿市鹿央ふるさと親木館条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、山鹿市鹿央ふるさと親木館を地元に譲渡するため条例を廃止する必要があり、提案するものであります。鹿央ふるさと親木館は、平成13年、国の補助事業を活用して建設したものであります。議案第19号同様、譲渡後においても補助目的に沿った利用が見込めることから、国から処分の承認が得られたため、議案第50号　財産の譲渡について提案しておりますとおり、地元自治会に譲渡し、引き続き地元の集会施設として有効活用を図るものであります。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

戸次商工観光部長。

［商工観光部長　戸次　由夫君登壇］

○商工観光部長（戸次　由夫君）

おはようございます。

議案第21号　山鹿市温泉給湯条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第３条につきましては、表題を「温泉供給施設の位置」としていたものを、今回「温泉供給施設の名称と位置」に改め、泉源の名称を明らかにするものでございます。

第４条は、供給する温泉の給湯料につきまして、消費税法等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、附則としまして、本条例は平成26年４月１日から施行し、ただし第３条の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君登壇］

○建設部長（緒方　淳一君）

おはようございます。

議案第22号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本案は、消費税法及び地方税法並びに道路法等の改正に伴い、条例を改正する必要があり、提案するものです。

第２条第４号は、消費税率を改めるものです。第３条第１号は、国が行う事業のための道路の占用に関して、市が道路占用料を徴収することができる事業がなくなったため、国からの道路占用料の徴収に係る規定を削除するものです。

別表は、文言の整備です。

附則としまして、この条例は公布の日から施行します。ただし、消費税率の改正に係る第２条第４号の改正規定は、平成26年４月１日から施行するものです。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

続きまして、議案第23号　山鹿市文化会館建設基金条例を廃止する条例について説明いたします。本条例は、新庁舎等建設事業に伴い基金を取り崩すため廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は規則で定める日から施行するものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

議案第24号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の改正に伴い、税率上昇分の農業集落排水処理施設使用料への適正転嫁を行うため、条例を改正する必要があり提案するものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行し、あわせて必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第25号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましても、議案第24号と同様、消費税法及び地方税法の改正に伴い、税率上昇分の下水道使用料への適正転嫁を行うため、条例を改正する必要があり提案するものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行し、あわせて必要な経過措置を定めるものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

おはようございます。

議案第26号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の改正に伴い、税率上昇分の水道料金等への適正転嫁を行うため、条例を改正する必要があり提案するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行することとし、その他、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第27号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案も、議案第26号と同様に、消費税法及び地方税法の改正に伴い条例を改正する必要があり、提案するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行し、その他、必要な経過措置を定めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

おはようございます。

議案第28号　山鹿市民交流センター条例についてご説明を申し上げます。

本条例は、複合的な機能を有する公の施設として条例を制定するものでございます。新庁舎に隣接して従来の公民館としての機能のほか、文化ホールと図書館を併設し、市民の相互交流を促進する公の施設として供用するものでございます。

条文ごとにご説明を申し上げます。第１条に設置といたしまして、交流センターの設置目的を規定いたしております。第２条に名称とその位置を、第３条に休館日、第４条に開館時間を定めております。第５条から第７条にかけては、施設を利用する場合の承認及び承認の基準、承認の取り消しについて規定をいたしております。第８条及び第９条では、使用料及びその減免の規定を、第10条から第12条では、指定管理にその管理を行わせることができるものとして必要な事項を定めています。第13条で原状回復の義務について、第14条では損害賠償について規定をいたしております。第15条は規則への委任となっております。

附則といたしまして、この条例は教育委員会規則で定める日から施行し、必要な準備行為及び経過措置を定めています。

続きまして、議案第29号　山鹿市図書館条例についてご説明申し上げます。

本条例は新たに図書館を設置し、既存の図書館を改称するに当たり条例を制定するものです。

第１条に、図書館法に基づく図書館を設置するとしております。第２条は、新たな施設の名称を「こもれび図書館」とし、鹿本図書館を「ひだまり図書館」と改称しています。位置をそれぞれ山鹿市山鹿987番地３、鹿本町来民686番地１とするものです。第３条では休館日を、第４条では開館時間を定めています。第５条では、入館や利用の制限に関する規定です。第６条では、図書館法に基づく図書館協議会

の設置について規定しています。第７条では、指定管理による管理、第８条では指定管理の業務を定めています。第９条では、教育委員会規則への委任規定でございます。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き、平成26年４月１日から施行し、山鹿市鹿本生涯学習・健康センター「ひだまり」条例を廃止するほか、必要な経過措置を定めています。

続きまして、議案第30号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本条例は、消費税法及び地方税法の改正に伴い、あわせて公民館組織を改編する等のため、所要の規定の整備を行う必要があり、提案するものでございます。

第15条の公民館の使用料に関する規定を改正し、別表第２の使用料の額を外税表示から総額表示に改めるものです。また、既存の鹿北公民館、菊鹿公民館、鹿本公民館及び鹿央公民館を地区公民館として管理し、鹿北地区公民館岳間分館を廃止いたしますとともに、鹿央地区公民館の多目的室を利用に供することとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第31号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例は、消費税法及び地方税法の改正に伴い、あわせて鹿北研修センターの使用料の算定単価の区分を見直すため所要の規定の整備を行う必要があり、提案するものでございます。

第１条の使用料、第16条第２項の利用料に関する規定を改正し、別表中の使用料の額を外税表示から総額表示に改めますとともに、使用時間区分をほかの条例に合わせ１時間単位とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第32号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例は、消費税法及び地方税法の改正に伴い、あわせて鹿本ふれあいセンターの使用料の算定単価の区分を見直すため、所要の規定の整備を行う必要があり、提案するものでございます。

第11条の使用料に関する規定を改正し、別表中の使用料の額を外税表示から総額表示に改めますとともに、表示方法を同種の施設と同じように改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第33号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、消費税法及び地方税法の改正に伴い、あわせて山鹿市上永野プールの廃止について所要の規定の整備を行う必要があり、提案するものでございます。

第11条の使用料、第16条第２項の利用料に関する規定を改正し、別表第３中の使用料の額及び使用料金の上限額を外税表示から総額表示とするものでございます。

また、菊鹿地区にございます山鹿市上永野プールでございますが、地元との協議の結果、今後プールとしての利用を行わないということになりましたので、山鹿市上永野プールを廃止するため、別表第１、別表第２及び別表第３中から、山鹿市上永野プールの項目を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

荒木市民医療センター事務部長。

［山鹿市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

議案第34号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の改正による消費税率引き上げに伴い、山鹿市民医療センターにおける使用料及び手数料の税率上昇分を適正に転嫁するために条例を改正する必要があり、提案するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行することとし、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第35号　平成26年度山鹿市一般会計予算でございます。予算の概要をご説明申し上げます前に、平成26年度の地方財政計画の概要、それを受けての山鹿市の予算編成の考え方についてご説明いたします。

平成26年度の地方財政計画におきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需

要及びその反動が懸念されるものの、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入は増加することが見込まれ、地方財政計画の規模も1.8％の増加となっております。

一方、地方財政の健全化については、臨時財政対策債の抑制を初め、更新時期を迎えた大量の公共施設の管理計画策定など、地方が抱える課題への対応策が示されたところであります。これらを踏まえた本市の平成26年度予算につきましては、引き続き３本の政策の柱を基本として編成いたしております。合併10年を迎えるに当たり、課題解決に向けた取り組み、また財政規律の観点から国の財政支援が終了する平成27年度以降を見据えた事業の効率化を図るなど、予算の重点化に努め、将来世代へ負担の先送りをすることのない財政運営を基本とするものでございます。

それでは、議案第35号　平成26年度山鹿市一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

１ページをお開きください。第１条は、歳入歳出予算の総額を296億8400万円と定めるものです。

第２条から第５条は債務負担行為、地方債、一時借入金並びに歳出予算の流用について定めるものです。

10ページをお開きください。第２表、債務負担行為であります。１の第２次総合計画策定業務ほか、６の事項につきまして債務の期間、限度額を記載のとおり定めております。

11ページをお開きください。第３表、地方債であります。地方債制度に基づく臨時財政対策債ほか14事業に係るものを掲載いたしております。総額42億4180万円であります。

続きまして、歳入予算について申し上げます。

19ページをお開きください。市税につきましては、市内企業の業績や個人所得の伸びが見込めない市民税について、約4400万円の減収。一方、固定資産税については、新増築家屋等の増加に伴い、約5600万円の増収を見込んでおります。

34ページをお開きください。地方交付税につきましては、基準財政需要額の中の公債費の歳入が増加することから４億円の増加を見込んでおります。

56ページをお願いします。繰入金につきましては、社会保障関係費等の著しい伸びによる財源不足に対して財政調整基金５億円及び退職手当基金２億円の繰り入れを予定しています。

続きまして、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

69ページをお開きください。（款）総務費、（目）庁舎建設費は、新庁舎の１期工事完了にあわせて10月に予定しております落成式及び機能移転に係る移転準備費を計上いたしております。

続きまして、70ページをお願いします。（目）企画費にあります合併10周年記念事業は、平成27年１月の合併10周年記念式典並びに記念事業に係る経費であります。その下にあります地域づくり市民塾は、将来の山鹿を担う地域活動のリーダーを育成し、まちづくりの活性化を図るものであります。中段にあります（目）情報化推進費の中の地域情報通信基盤格差是正事業につきましては、本年度は残る鹿北、菊鹿地域について年内の供用開始に向けて整備を行います。

72ページをお開きください。（目）地域振興費の中にあります地域おこし協力隊及び移住定住促進事業は、移住者の受け入れ態勢の充実を図りながら、地域住民と一体となった地域づくりを展開し、定住促進を図るものであります。

79ページをお開きください。（款）民生費、（目）社会福祉総務費の中にあります臨時福祉給付金給付事業は、国の平成25年度補正予算を受け、消費税の引き上げに伴う低所得者対策として臨時的に給付金を支給するものであります。

84ページをお開きください。（目）児童福祉総務費の中にあります子ども医療費助成事業におきましては、子育て世帯の負担軽減を図るため、対象年齢を現行の12歳から18歳に引き上げます。平成27年１月診療分から適用するものであります。

90ページをお開きください。（款）衛生費、（目）環境衛生総務費の中の環境保全型地域振興基金積立金におきましては、ごみ処理施設の建設を見据え、財源の確保を図るため基金に２億円の積み増しを行うものです。

92ページをお開きください。（目）ごみ処理費の中の一般廃棄物処理施設整備事業におきましては、施設規模や処理方式などを定める基本計画の策定とともに、来年度にかけて生活環境影響評価を実施しながら、平成31年度稼働に向けて取り組んでまいります。

94ページをお開きください。（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中のワイナリー構想推進事業は、コンクールの受賞を機に、知名度、需要が向上している菊鹿ワインにおきまして、ブドウの生産拡大とワイナリー建設に向けた基本構想を策定し、観光・地域活性化を含めた産業振興の実現を目指します。

その他、95ページにかけましては、山鹿が誇る農林産物等をインターネットや販売イベントを介し、都市圏への販路開拓、販売促進を図る農産物販売促進事業、農林業の生産・加工・販売の一体化や地域資源を活用した商品開発など、新たな地域ビジネスの創出に取り組む６次産業化総合支援事業などを通じ、収益性の高い農林業の実現を目指してまいります。

102ページをお開きください。（款）商工費、（目）商工施設費の中の灯籠民芸館管理費におきましては、耐震補強に向けた実施設計を行います。

107ページをお開きください。（款）土木費、（目）都市計画総務費の中のサイン

整備事業は、公共施設及び観光地において景観に配慮した統一的な案内板等を設置することにより、市民や来訪者へのわかりやすい誘導を実現するものであります。本年度は、デザイン、設置方法等に係る実施計画を策定します。

110ページをお開きください。（款）消防費、（目）常備消防費の中の山鹿植木広域行政事務組合（消防）の中には、デジタル消防無線及び消防指令システム施設整備に係る経費２億1333万8000円を計上しております。

115ページをお開きください。（款）教育費、（目）小学校建設費は、平成28年４月開校に向けて平成25年度から取り組んでいます菊鹿統合小学校の実施設計に係るものであります。

119ページをお開きください。（目）社会教育施設費の中の市民交流センター開館準備費は、文化ホール、研修施設、図書館等の機能を有する市民交流センターの10月開館に向けた施設備品、開館イベント等に係る経費であります。

121ページをお開きください。（目）保健体育総務費の中の第69回熊本県民体育祭山鹿大会は、市内全域を会場に９月に開催される熊本県民体育祭に係る準備費用及び大会経費であります。

以上、歳出予算につきまして概略ご説明申し上げましたが、事業の詳細及び財源等につきましては、別冊で作成いたしております予算に関する説明書、また性質別の内訳、基金の状況、地方債の状況など、予算に関する資料につきましては当初予算のあらましを作成いたしておりますので、あわせてご参照願いたいと思います。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げて、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

坂梨市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　坂梨　真樹君　登壇］

○市民福祉部次長（坂梨　真樹君）

おはようございます。

議案第36号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額を77億9584万5000円と定めるものでございます。第２条は一時借入金の最高額を、第３条は歳出予算の流用について定めるものでございます。

12ページをお願いいたします。歳入予算の主なものにつきましてご説明申し上げます。

２歳入（款）国民健康保険税につきましては、一般被保険者分及び退職被保険者等分合わせまして13億686万7000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。（款）国庫支出金、（項）国庫負担金は、療養給付費等の国からの負担金ですが、合わせまして14億2246万1000円を計上しております。

17ページをお願いいたします。（款）繰入金、（目）一般会計繰入金につきましては、８億2770万5000円の繰り入れを計上しております。内訳は、保険基盤安定繰入金など繰入基準に基づく節１から節４までのそれぞれの繰入金と基準外の繰り入れであります節５その他一般会計繰入金３億4000万円でございます。これは、収支の不足額を補うものといたしまして、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算の主なものにつきましてご説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。（款）保険給付費、（項）療養諸費は、被保険者の入院・外来等に係る療養給付に係るものでありまして、44億3646万6000円を計上しております。

24ページをお願いいたします。（款）後期高齢者支援金等、（項）後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度への支援金等で、９億6608万円を計上しております。

26ページをお願いいたします。（款）介護納付金、（目）介護納付金は、40歳から64歳までの国保加入者の介護保険料を納付金として支払基金に納付するもので、４億2932万8000円を計上しております。

これで、山鹿市国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第37号　平成26年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額を６億7813万8000円と定めるものでございます。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

８ページをお願いいたします。歳入、（款）後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収、普通徴収の保険料合わせまして４億2784万6000円を計上しております。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。（款）後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者保険料と基盤安定分担金を合わせまして６億6475万1000円を計上いたしております。

次に、（款）保険事業費、（目）健康診査費363万8000円は、後期高齢者の生活習慣病予防及び医療費抑制を目的としました健診に要する経費でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

議案第38号　平成26年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額を12億6309万5000円と定めるものです。第２条から第５条につきましては、それぞれ債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用について定めるものです。

４ページをお願いいたします。第２表、債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給について、期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。

第３表は、地方債です。農業集落排水事業について、限度額等を記載のとおり定めるものです。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。（款）使用料及び手数料、（目）農業集落排水施設使用料につきましては、接続世帯の増加を見込み１億8000万3000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。（款）農業集落排水事業費、（目）施設建設費、３億3833万2000円は、米田東部地区の管路工事及び処理場建設等に係る建設事業費です。米田東部地区につきましては、平成21年度に事業を開始しまして、平成26年度の整備完了を見込んでおります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

坂梨市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　坂梨　真樹君　登壇］

○市民福祉部次長（坂梨　真樹君）

議案第39号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額を62億9913万1000円と定めるものでございます。第２条から第３条につきましては、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の主なものにつきましてご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。歳入予算につきまして、（款）保険料、（目）第１号被保険者保険料につきましては、65歳以上の高齢者にご負担いただく保険料として９億7591万円を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。歳出予算の（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費につきましては、要介護１から要介護５までの認定を受けられた方に対する自宅や施設での介護サービス給付費に係るものでございます。51億1120万円を計上いたしております。同じく（目）介護予防サービス給付費につきましては、要支援１及び要支援２の認定を受けられた方に対するサービス給付費でございます。３億9850万円を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。（款）地域支援事業費、（目）要支援者・二次予防事業対象者向け事業費4645万1000円は、二次予防事業対象者把握事業、予防サービス事業など、介護予防対策に係るものでございます。

17ページをお願いいたします。（目）包括的支援事業費7097万2000円は、地域包括支援センターを拠点として行う高齢者の総合相談や権利擁護業務などに係る経費でございます。（目）任意事業費1969万9000円は、介護給付費の適正化、成年後見制度の利用支援、家族介護支援のほか、認知症対策の総合推進事業に要する経費でございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

議案第40号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

１ページをお開きください。第１条は、歳入歳出予算の総額を７億1719万5000円と定めるものです。第２条から第４条は、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものです。

４ページをお開きください。第２表、地方債であります。簡易水道事業について、限度額を４億840万円と定めるものです。

続きまして、歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

８ページから９ページにかけて歳入予算を計上いたしております。（款）２使用料及び手数料の簡易水道使用料につきましては、4410万円を見込んでおります。

次に、歳出予算でありますが、10ページをお開きください。下段の（目）施設建設費につきましては、５億7683万9000円を計上しております。平成26年度岩野地区簡易水道におきましては、引き続き才野水源の給水区域と長生水源の給水区域を接続する連結管の布設工事を行うものです。

また、東部簡易水道（島田地区）につきましては、水道本管の布設や配水池建設など、主要な水道施設の整備を行うものです。

以上が予算の概要であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

議案第41号から議案第44号まで、財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第41号　平成26年度六郷財産区特別会計予算についてご説明いたします。

１ページをお願いします。第１条は、歳入歳出予算の総額を51万5000円と定めるものです。

７ページをお願いします。（款）総務費、（目）財産管理費39万8000円は、管理作業と委員報酬が主なものです。

次に、議案第42号　平成26年度城北財産区特別会計予算について説明いたします。

１ページをお願いします。第１条は、歳入歳出予算の総額を1270万1000円と定めるものです。

７ページをお願いします。（款）総務費、（目）財産管理費1162万6000円は、間伐、下刈りや作業道の維持管理に要する経費でございます。

次に、議案第43号　平成26年度稲田財産区特別会計予算について説明いたします。

１ページをお願いします。第１条は、歳入歳出予算の総額を46万1000円と定めるものです。

７ページをお願いします。（款）総務費、（目）財産管理費35万8000円は、管理作業と委員報酬が主なものです。

最後に、議案第44号　平成26年度稲田六郷財産区特別会計予算について説明いたします。

１ページをお願いします。第１条は、歳入歳出予算の総額を99万8000円と定めるものです。

７ページをお願いします。（款）総務費、（目）財産管理費86万5000円は、管理作業と委員報酬が主なものです。

総括としまして、歳入歳出事項別明細書を掲載しておりますので、ご参照の上、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は１時から再開いたします。

午前11時53分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後０時58分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

議案第45号　平成26年度山鹿市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

１ページをお開きください。第１条は、総則です。第２条は、業務の予定量であります。給水戸数１万1850戸、年間総給水量310万4000立方メートル、１日平均給水量8504立方メートルと見込んでおります。

主な建設改良事業は、配水管整備事業、方保田配水池整備事業に３億8689万8000円を予定しております。第３条は収益的収入及び支出の予定額であります。（第１款）水道事業収益を４億4471万2000円と見込んでおります。内訳は、主に料金収入及び他会計負担金等の営業収益４億2975万2000円であります。

次に支出ですが、（第１款）水道事業費は４億2660万6000円を予定しております。内訳は、営業費用３億6271万7000円、企業債利息等の営業外費用4706万4000円であります。

２ページをお開きください。第４条は、資本的収入及び支出の予定額であります。（第１款）資本的収入を３億1638万8000円と見込んでおります。内訳は、建設改良事業に係る企業債等及び他会計補助金であります。

次に支出ですが、（第１款）資本的支出は、４億6105万4000円を予定しております。内訳は、配水管整備及び方保田配水池整備に係る建設改良費３億9785万6000円であります。第５条から第８条につきましては、企業債、経費の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、そして棚卸資産購入限度額について、それぞれ定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

荒木市民医療センター事務部長。

［山鹿市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

議案第46号　平成26年度山鹿市病院事業会計予算についてご説明いたします。

１ページをお開き願います。第１条は、総則でございます。第２条は、業務の予定量でございます。病床数は一般病床197床、感染症病床４床、計201床でございます。年間延べ患者数は、入院６万955人、外来６万1244人を見込んでおります。１日平均患者数は、入院167人、外来251人を見込んでおります。

主な建設改良事業は、外来棟・内視鏡室空調整備事業に3550万円、ＭＲＩ更新整備を含めた医療機器整備事業に２億6450万円を予定しております。

２ページをお願いします。第３条が収益的収入及び支出でございます。

まず、収入です。（第１款）病院事業収益は36億8843万2000円を見込んでおります。内訳は、医業収益33億5436万8000円、医業外収益３億3206万4000円、特別利益200万円でございます。

次に、支出でございます。（第１款）病院事業費用は45億9888万3000円を予定しております。内訳は、医業費用34億4679万5000円、医業外費用8977万9000円、特別損失10億6230万9000円でございます。

３ページをお願いいたします。第４条は資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。（第１款）資本的収入２億9962万5000円を見込んでおります。内訳は、企業債２億9000万円、他会計繰入金262万5000円、県補助金700万円でございます。

次に、支出でございます。（第１款）資本的支出８億65万8000円を見込んでおります。内訳は、建設改良費３億円、企業債償還金４億65万8000円、一般会計長期借入金償還金１億円でございます。なお、資本的支出に対し不足する額５億103万3000円は、当年度分損益勘定留保資金で同額を補填するものです。

４ページをお願いいたします。第５条は、企業債でございます。起債の目的は、外来棟・内視鏡室空調整備事業及び医療機器整備事業であり、限度額を２億9000万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。第６条は、一時借入金の借入限度額に関する規定で、借入限度額を１億円と定めるものでございます。第７条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるもので、金額を流用できる場合は、医業費用及び医業外費用の予定支出に不足が生じたときの相互間流用とするものでございます。

５ページをお願いいたします。第８条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるもので、職員給与費19億4046万9000円、交際費を100万円とするものでございます。第９条は、棚卸資産の購入限度額について定めるもので、限度額を６億1756万9000円とするものでございます。

予算説明書として10ページ以降に予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定損益計算書、予定貸借対照表を掲載いたしております。

以上、概略をご説明いたしましたが、ご承知のとおり、地方公営企業においては、現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れる等の趣旨によりまして、会計基準の見直しがされ、平成26年度予算及び決算から適用となります。平成26年度予算案は、この移行年度に当たりまして、これまでと比べ財務諸表の計数が大幅に変更となります。その主な改正内容は、建設改良に充てられた企業債については、これまで借入資本金として計上していたものを負債に計上すること。また、退職給付引当金、賞与引当金、修繕引当金等の引当金が義務化され、固定負債、流動負債として計上すること。さらに、みなし償却制度が廃止され、償却資産の取得に伴って交付される補助金については、長期前受け金として負債の繰り延べ収益に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化すること。また、退職給与金、公助対象外消費税等の計上が認められていた繰り延べの項目が廃止されること等です。これにより、退職手当組合に未加入であり、新病院建設のための企業債を抱える当センターにおいては、負債と費用が増大し、平成26年度予算案の予定貸借対照表では、負債が資産の額を上回る債務超過となり、また予定損益計算書では、当年度純利益が多額の欠損金を計上することとなります。さらに、当年度未処理欠損金の累計額が資本剰余金に計上していた一般会計繰入金と相殺されて大幅に減少するという移行年度ならではのアンバランスなものとなりますけれども、現在、経営破綻を来しているということではございません。しかし、今回の見直しが真の損益構造を明らかにすることを目的の一つとしていること等を踏まえると、この新会計基準による財務諸表において計上される一つ一つの計数を真摯に受けとめて、厳正に検証・検討の上、今後の経営計画を立案し、さらなる経営健全化を推進していかなければならないものと考えていることを申し添えまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

議案第47号　平成26年度山鹿市下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は、総則です。第２条は、業務の予定量です。排水件数を１万514件、年間総排水量を638万7505立方メートルと見込んでおります。主要な建設改良事業は、山鹿処理区及び鹿本処理区の管路整備、山鹿浄水センター及び大坪ポンプ場の整備であります。事業費は７億655万6000円を予定いたしております。第３条は、収益的収入及び支出の予定額です。

まず、収入よりご説明申し上げます。（第１款）下水道事業収益は12億5266万8000円を見込んでおります。内訳は、営業収益６億7680万8000円、営業外収益５億

7535万9000円などであります。

次に、支出でありますが、（第１款）下水道事業費用は、12億3627万円を予定いたしております。

内訳は、営業費用10億356万8000円、営業外費用１億6103万円などであります。

２ページをお願いいたします。第４条は、資本的収入及び支出の予定額です。

まず、収入よりご説明申し上げます。（第１款）資本的収入は、６億6400万1000円を見込んでおります。内訳は、建設改良事業に係る企業債、補助金などであります。

次に、支出でありますが、（第１款）資本的支出は、10億9981万5000円を予定いたしております。内訳は、管路・処理場及びポンプ場整備に係る建設改良費、企業債償還金などであります。第５条は、債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給及び山鹿浄水センター改築更新工事業務について、期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。

３ページをお願いいたします。第６条から第８条は、それぞれ企業債、一時借入金、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第48号　財産の譲渡についてご説明申し上げます。本案は、山鹿市志々岐に存する普通財産の有効活用を図る上で地元自治会に譲渡したく、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。譲渡する財産の種類は土地、所在及び地番は山鹿市志々岐字亀の甲1119番、地目は宅地、地積は709.54平方メートル、ほか２筆であります。譲渡価格は12万円、契約の相手方は山鹿市志々岐1852番地１、志々岐区自治会会長、星子　四郎氏であります。

以上、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

議案第49号から議案第52号までの財産の譲渡についてご説明申し上げます。

まず、議案第49号でございます。本案は、山鹿市本分地区多目的集会施設を地元自治会に譲渡し、地元の集会施設として有効活用を図るものでございます。譲渡す

る財産の種類は建物、所在は山鹿市菊鹿町木野字桜馬場3141番地１、構造は木造平家建て、床面積は198.81平方メートル及び18.24平方メートルです。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市菊鹿町木野3141番地１、菊鹿町上下本分自治会会長、徳永　秀則氏です。

次に、議案第50号でございます。本案は、山鹿市鹿央ふるさと親木館を地元自治会に譲渡し、地元の集会施設として有効活用を図るものでございます。譲渡する財産の種類は建物、所在は山鹿市鹿央町廣字屋敷廻2286番地２、構造は木造平家建て、床面積は226.63平方メートルです。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市鹿央町広2286番地２、上広区区長、一本　洋史氏です。

続きまして、議案第51号でございます。本案は、山鹿市庄農村公園の施設等を地元自治会に譲渡し、引き続き地元の住民の憩いの場として有効活用を図るものでございます。譲渡する財産の建物については、所在は山鹿市鹿本町庄字小路703番地１、構造は木造平家建て、床面積は4.86平方メートルです。譲渡する財産の工作物については、同敷地内に定着するベンチその他工作物一式です。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市鹿本町庄703番地４、庄区自治会会長、野中　隆弘氏です。

最後に、議案第52号です。本案は、山鹿市下米野農村公園の施設等を地元自治会に譲渡し、引き続き地元住民の憩いの場として有効活用を図るものでございます。譲渡する財産の建物については、所在は山鹿市鹿央町合里字谷860番地、構造は木造平家建て、床面積は26.01平方メートル及び鉄筋コンクリートづくり平家建て、床面積は5.52平方メートルです。譲渡する財産の工作物については、同敷地内に定着するベンチ３基です。譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は、山鹿市鹿央町合里734番地１、下米野区区長、木下　敬一氏です。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君　登壇］

○建設部長（緒方　淳一君）

議案第53号　市道路線の廃止及び認定について説明いたします。

本案は、市道路線の廃止及び認定を行うため、道路法第８条第２項及び第10条第３項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があり提案するものです。

今回、市道の廃止と認定を求めるに至った経緯につきまして説明いたします。市道路線を廃止しようとする中ノ原線の起点に接して九州自動車道と立体交差する橋梁がございます。これは、高速道路で分断された地域の交通を確保するため、代替道路として昭和47年５月に日本道路公団が架設し、同年８月に旧鹿央町に移管され

たものですが、当時は町道としては認定しておらず、今回山鹿市が管理する他の道路橋梁と同様に適正な維持管理を行うため橋梁部分を含めた路線を新たに認定しようとするものです。

以下、１ページの調書に市道路線に認定する路線を説明しておりますので、ご参照ください。

以上、説明を終わります。

続きまして、議案第54号　市道路線の認定について説明いたします。本案は、市道路線の認定を行うため、道路法第８条第２項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があり提案するものです。今回市道認定を求めるに至った経緯につきまして説明いたします。路線番号81323号から81325号の３路線については、山鹿自動車学校跡地の開発行為により設置された水花月台分譲地内の道路です。都市計画法第40条第２項の規定により、都道府県知事の許可を受けた開発行為により設置された道路と公共施設の土地は、工事の完了後、地方公共団体に帰属するものとされております。このため、市道路網の一つとして維持管理するため認定をしようとするものです。

続きまして、路線番号82955号は、地元の要望の提出を受け、路線の道路状況を調査した結果、公共的観点等から市道として適正な維持管理を行う必要があると判断し、認定をしようとするものです。

以下、１ページの市道路線に認定する路線調書に説明いたしております。ご参照ください。

以上、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

池田副市長。

［副市長　池田　永実君　登壇］

○副市長（池田　永実君）

議案第55号　教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本案は、現委員、星子　博子氏が本年３月１日をもちまして任期満了となりますので、新たに竹原　英治氏を本市教育委員会の委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第56号から議案第62号までの城北財産区管理委員の選任についてご説明申し上げます。

これらの案件は、現在７名の委員が本年３月31日をもちまして任期満了となりますので、次期の城北財産区管理委員を選任するため財産区の財産の管理及び処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第56号では、現委員、坂本　洵一氏の任期満了に伴い、新たに冨田　正信氏を城北財産区管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第57号では、現委員、藏原　公孝氏の任期満了に伴い、新たに田中　公廣氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第58号では、現委員、松岡　堅氏の任期満了に伴い、新たに金光　清倫氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第59号では、現委員、元田　宝作氏の任期満了に伴い、新たに田中　幸一郎氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第60号では、現委員、菊川　秀敏氏の任期満了に伴い、新たに川辺　博明氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第61号では、現委員、木村　親正氏の任期満了に伴い、新たに緒方　敏廣氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

議案第62号では、現委員、米岡　吉春氏の任期満了に伴い、新たに出口　陽章氏を同管理委員に選任しようとするものでございます。

以上、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

報告第１号　専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づきご報告を申し上げます。

２ページをお願いいたします。事故発生日時は、平成25年10月９日午前10時15分ごろです。相手方の住所・氏名は、記載のとおりでございます。事故の概要は、県道方保田山鹿線と市道宗方駅通線との交差点付近において、公用車が山鹿市中央公民館敷地内から方保田山鹿線に進入したところ、走行中の相手方車両が公用車との衝突を避けようとして道路標識に衝突し、相手方車両が損傷したものです。損害賠償の額は、16万9400円です。和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。

続きまして、報告第２号　専決処分に報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づきご報告を申し上げます。本件は、報告第１号と同一の事故に起因するもので、和解の相手方を異にするため２本に分けて報告するものです。

２ページをお願いいたします。事故発生日時は、報告第１号と同様です。相手方の氏名は、記載のとおりでございます。事故の概要につきましても報告第１号で申し上げましたとおりでございますけれども、走行中の車両が公用車との衝突を避けようとして相手方の所有する道路標識に衝突し、これを損傷させたものです。損害賠償の額は、６万8600円です。和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものでございます。

続きまして、報告第３号　専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、山鹿市民プールでの事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づきご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。事故発生日時は、平成25年７月15日午後２時ごろでございます。相手方の住所・氏名は、記載のとおりです。事故の概要は、山鹿市民プールの小プールにおいて、相手方の子がプールサイドを歩行していたところ、床面に亀裂が生じていたことにより転倒し、左足を負傷させたものです。損害賠償の額は、６万8370円です。和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時29分　散会

～～～

３月６日（木曜日）

平成26年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成26年３月６日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．太田黒　鐵郎

質　　疑

（１）議案第36号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算

一般質問

（１）地方交付税の算定特例期間の終了とその後の行財政運営について

２．冨田　弘海

一般質問

（１）市長説明要旨（ワイナリー構想）について

（２）人・農地プランについて

３．服部　香代

質　　疑

（１）議案第55号　教育委員会委員の任命について

一般質問

（１）子ども医療費助成に関する条例の一部変更について

（２）公立保育園・幼稚園再編整備計画と子ども総合拠点について

（３）図書館、図書室の今後の運営について

４．冨丸　洋一郎

一般質問

（１）過疎地域自立促進計画について

①地域資源活用認定取得社及び新規起業家への支援について

②市民に対する開発商品（山鹿ブランド）の周知策について

（２）「文化ホール施設」の運用について

①山鹿市文化協会の協力を得る考えはないか

②芸術性の高い音楽を提供するためにトップブランド級のピアノ導入を検討してはどうか

③ホールに愛称をつける考えはないか

５．堀　茂幸

一般質問

（１）保育園・幼稚園再編整備計画について

（２）小・中学校規模適正化基本計画について

（３）山鹿市民スポーツセンターについて

６．藤原　豊

質　　疑

（１）議案第35号　平成26年度山鹿市一般会計予算

①Ｐ70　（目）情報化推進費　地域情報化推進費について

②Ｐ94　（目）農業振興費　ワイナリー構想推進事業について

一般質問

（１）イノシシ被害防止対策について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	服部香代君
２番	冨田弘海君
３番	永田　健君
４番	稲葉　昇君
５番	冨丸洋一郎君
６番	藤本峰秀君
７番	北原昭三君
８番	芹川正美君
９番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君

20番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働博君
農林部長	栃原栄一君
商工観光部長	戸次由夫君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
山鹿市民医療センター事務部長兼総務課長	荒木隆君
教育部長	木村厚男君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	早田弘隆君
市民福祉部次長	坂梨真樹君
山鹿市民医療センター事務次長兼経理課長	飯田啓詩君
建設部次長	原弘文君
教育部首席教育審議員	熊野浩君
情報企画課長	松本賢治君
財政課長	木下実君
子育て支援課長	大森健司君
国保年金課長	野田修誠君
農林企画課長	吉里明弘君
農林振興課長	才田豊昭君
商工課長	冨田龍也君
観光課長	早田順二君
環境課長兼廃棄物処理施設建設推進室長	古江光拡君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君

議事係長　　小山　天君
書　　記　　高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（藤原　弘君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。太田黒　鐵郎君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

おはようございます。

議席番号17番、太田黒　鐵郎でございます。通告のとおり、質疑１件、一般質問１件について、一問一答で質問いたします。

議案第36号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算についてお伺いします。歳入歳出予算の総額は77億9584万5000円が計上されております。その中で、一般会計より法定外繰り出しとして３億4000万円になっております。繰り出しが始まったのは平成25年からでございますけれども、昨年も福祉厚生委員会のほうで慎重に検討されているとは思いますけれども、平成20年の基金保有額は11億6900万円あったのが、５年間でほとんどなくなっている状況であります。このままでは、さらに繰り出しの額も多くなると思いますし、合併後10年目の過渡期を迎え、今後財政もなお一層厳しくなってまいりますけれども、今後の国民健康保険事業について、この運営をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

まず、１点目を終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

おはようございます。

太田黒議員のご質疑、山鹿市の国民健康保険事業の今後の対応についてお答えをいたします。

平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算総額は77億9584万5000円としております。近年、国保加入者の所得は低迷し、国保税収入が減少し続ける中、医療費を初め74歳以下の加入者が負担する後期高齢者支援金や40歳から64

歳の加入者が負担する介護納付金など、義務的経費は確実に伸びております。

このような要因により、国民健康保険の財政は、恒常的な財源不足となっているところであります。平成21年度から平成24年度まで、毎年国民健康保険事業特別会計財政調整基金を３億円から５億円取り崩しながら運営を続けた結果、平成20年度末に11億6933万2000円保有していた基金も平成24年度末では3931万7000円の保有額となりました。そのため、平成25年度で初めて一般会計からの法定外繰り入れを２億7000万円予算措置しているところでございます。平成26年度国保特別会計予算では、前年度よりさらに大きな財源不足が見込まれるために、一般会計からの法定外繰り入れを３億4000万円とするご提案をさせていただいているところでございます。

当然のことながら国保加入の皆様に必要な医療を確保していくためには、健全な国保運営が求められているところであります。そのためには、今後の取り組みといたしまして、ジェネリック医薬品の普及促進や適正受診の啓発を行うとともに、生活習慣病予防や病気の早期発見・早期治療につながる検診など、医療費抑制に努めてまいります。

また、安定的な国保運営のための財源確保に向け、平成27年度には国保税の見直しや保健事業の個人負担のあり方を見直す必要があると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

今、答弁いただきましたけれども、答弁のとおり、一般会計からの繰り出しが平成25年には２億7000万円、平成26年が３億4000万円組んでございます。いわゆる６億1000万円でございますけれども、これはいわゆる赤字補塡というようなことでございます。先ほどからありますように、５年前、平成20年には11億円あったというような基金がなくなるということは、これは３年、５年前には既にもうそういうことは想定されていることではなかったろうかと思います。やはり今までずっとそのままやってきたから、こういうふうなことになってきたと。こういうふうに赤字補塡をせなんようになるならば、早いうちに、やっぱり３年、５年先を見据えてですな、先手先手で対応を打っていかんといかんというようなことに私は考えるところでございます。この国保の問題だけではありませんけれども、そういうことを日ごろ考えておらんと、この後いろいろ申し上げますけれども、今後は非常に厳しい状

況になってくるのではなかろうかと思います。

そこで、今、答弁のあったことから２、３お尋ねをしますけれども、今後の対策として、ジェネリック医薬品の普及というようなことから、それから生活習慣病の予防、これはもちろんの話でございますけれども、日ごろからあっておるとは思いますが、それから病気の早期発見、これはなるだけ早期に発見して早く治療せにゃならんということでございますけれども、このようなことで医療費の抑制をするというようなことですが、これは急急に大きな成果が上がるかどうかはわかりませんけれども、努力をしていただきたいと思います。

そこでお尋ねですけれども、今、保険税の滞納が相当あるというような話を聞いておりますが、この保険税の滞納というのは大体幾らぐらいあるのか。あるということですから、あるとすれば滞納額は幾らなのか。滞納はどういうふうにして取り立てるのか。それから、こういう滞納者に対するペナルティーといいますか、どういう対応をされるのか。これをお尋ねしたいと思いますが、その前に、先ほど１番に出ましたジェネリック医薬品、これは普通幾らぐらい、何割ぐらい安くなるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

太田黒議員の２回目のご質疑、平成25年度の国民健康保険税の滞納状況について、まずお答えをいたします。

平成24年度からの滞納繰り越し分につきましては、２月末現在でありますが、調定額３億9528万3911円に対しまして、収入済額で8164万6209円、収入未済額は３億1363万7702円でございます。収納率は20.66％と、ほぼ前年と同時期並みとなっております。また、国民健康保険税の滞納処分につきましては、預貯金差し押さえ、給与差し押さえ等の処分を実施し、合計の128件、522万4142円を国民健康保険税に充当しております。今後とも税務課と協力し、滞納解消に向けて取り組んでまいります。

また、ジェネリック医薬品につきましては、先発医薬品と比べまして３割程度安くなり、患者の自己負担や医療保険者にとっても負担の軽減となりますので、今後も普及啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、ペナルティーにつきましては、資格証明書を交付した被保険者数が平成25年度が123件、それから短期の被保険者証を交付した被保険者数が平成25年度で949件という状況でございます。

それから、もっと早い段階から国保税率の見直しを検討すべきであったということでございます。これにつきましては、リーマンショック以来の所得の冷え込みが続いた関係もございまして、市民の皆様のご負担をどのように考えるか、それから収納率をどう考えていくのかというところで、この時期になりましたということでございます。

以上、ご答弁を申し上げます。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

ありがとうございました。

今、なかなかこの国保財政につきましては、私も合併前は鹿北のほうで国保運営委員長をしておりましたけれども、医療費の問題は非常にこれは先の検討がなかなかつかんというようなことで、難しい問題ではありますけれども、今後、そういうことで、まず３億円もあるならば、やっぱり滞納をどうして解消するかというようなことも第１に考えていただきたい。真面目な人が損をするようなことでは困りますので、その点は国保税だけの問題ではございませんけれども、よろしくお願いしたいと思います。

次に、一般質問を行います。地方交付税の算定特例期間の終了とその後の行政運営についてというようなことでお尋ねします。２月23日、熊日を見ておりましたところが、ローカルワイドの県南版に、「財政難、荒れた道路修復追いつかず」というようなタイトルで記事が目に入ったわけでございます。それは、山鹿市と同じく合併により交付税の算定特例を受けられております上天草市さんの特例期間終了を間近に控えた切実な思いというようなこういう苦悩を掲載してあったものでございます。

上天草市は、平成16年３月に合併されておりますので、山鹿市よりも１年早い、平成25年度をもって交付税の算定特例期間が終了されます。記事の内容を少し紹介しますと、サイクリング大会の際、荒れた道路の修復ができず、舗装の割れ目や段差に石灰で目印をつけて急場をしのいだということでありました。道路舗装・補修が地域住民の要望に応えきれず、一方では社会保障費や借金返済といった義務的経費のほか、教育費など削減困難な経費を抱えている中、５年後には交付税の16億円も減少すれば、政策的経費に充てた分のほぼ半分が消えるという試算になっており

ました。交付税が減るからといって、安易に住民サービスを低下させるわけにはいかない。どうするもんかというようなことで頭を抱えておられるわけでございます。

このことは、１年後の私たち山鹿市にも全く同様のことではないでしょうか。山鹿市の平成26年度の一般会計当初予算を見ますと、特例期間中とはいえども、昨年と比較しますと約14億円、５％の伸びとなっております。内容を見ますと、社会保障費で約４億7000万円、物件費で５億円、繰出金で２億円の増額となっております。一方、歳入を見ますと、税収は伸びておらず、財源不足を財政調整基金など７億円取り崩して予算が編成されております。自主財源比率は24.5％で、家庭で例えるならばですが、実家からの仕送り、いわゆるこれが国からの仕送りでございます交付税でございますけれども、それが給料をはるかに上回っておるというようなことです。いわゆる自分の給料よりも実家から送ってもらうお金のほうが多かというようなことでございまして、送ってもらうお金は地方交付税でございます。そういうことになっておると。平成27年度から法律にのっとって段階的に減額され、５年後には26億円以上の歳入減となります。このようなことは、過去に誰もが経験しておりません。免疫がないということでございます。

そういうことから、総務部長にお尋ねをいたします。交付税が26億円以上減額というようなことでございますが、26億円、それ以上といってもなかなかぴんときません。具体的に、かつ詳細にご説明をいただきたいと思います。

次に、交付税の算定特例終了の影響についてでございますけれども、各年度の減収額の幅といいますか、段階的に減っていきますので、その幅を含めてお願いをいたします。

それから、算定終了後を見据えてのこれからどのような取り組みをなされていくのか、まず市民に対してどのように説明をしたらいいのかというようなことでございます。理路整然とお示し願いたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

おはようございます。

太田黒議員の一般質問、地方交付税の算定特例期間の終了に伴う影響、そしてこれからの取り組みにつきましてご答弁申し上げます。

交付税の算定特例期間の終了に伴う影響についてでありますが、本市の平成26年度の一般会計予算の歳入総額は296億8400万円、うち地方交付税は117億円であり、構成比として約40％を占めております。現行の交付税制度に基づき試算しますと、

この117億円が６年後の平成32年度には約91億円となります。減額幅は平成27年度が約２億7000万円、平成28年度が８億円、平成29年度13億4000万円、平成30年度18億8000万円、平成31年度が24億1000万円、そして平成32年度には26億8000万円の減額となります。一般財源総額の13.5％に達します。人件費や社会保障費などの義務的経費、現存する公共施設の維持管理に係る経費、教育費など一律に削減することが困難な費目を除いた政策的経費に要する一般財源が平成26年度当初予算ベースで約29億円ございます。５年後に26億円減少すれば、この政策的経費に充当する一般財源の約９割が消失することになります。ただし、この政策的経費についても一律に削減できないものがありますので、公債費と災害復旧費を除いた全ての経費、人件費はもとより建設事業、各種補助金、イベント経費、特別会計への繰出金や社会保障費等も含めて見直し、削減の対象となります。歳出事業費ベースに置きかえると約45億円減額しなければなりません。先日、朝日新聞に掲載されておりましたが、「このままでは第２の夕張になる。命がけでこなしていくしかない」という記事のように、平成26年度から平成28年度にかけて特例期間が終了する全国の合併自治体576団体がそのときを迎え、苦悩をいたしております。

続きまして、これからの取り組みについてお答えいたします。

まずは、第２次財政構造改革大綱（健全化計画）に基づき三つの改革プランを策定いたします。人件費改革、補助金改革、民間活力の導入に係るプランを本年８月をめどに策定いたします。次に、平成27年度以降、特例債の発行期限であります向こう５年間に係る第２次社会資本整備計画を８月をめどに、あわせて策定をいたします。そして、最後に先ほど申し上げましたように、全ての事務事業、行政サービスを合併の検証を含めて精査し、一度リセットしなければなりません。その数は平成26年度当初予算ベースで事務事業278本、補助金・負担金で157本ございます。これらを９月末をめどに継続・整理統合・減額見直し、廃止など、それぞれの方向性を定めることといたしております。ただし、これらのことにつきましては、実行して初めてその成果が得られるものでございます。実施に向けては、市民の皆様方にも丁寧にご説明を申し上げ、ご協力・ご負担をお願いしなければならないというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

総務部長の答弁で、内容は十分わかりました。わかりましたけれども、人件費改革、補助金改革、民間活力の導入、人件費とか補助金のこういうもののカットというのは、これは非常に当たり前の話のようですけれども、なかなかこれも問題でございますが、民間活力というようなことはどういうものかというようなことでございますけれども、これが一番大事なことじゃなかろうかと私は思うわけでございます。このことにつきましては、非常にいろいろ多岐にわたって広うございますので、市長のほうにお尋ねしたいと思います。

２回目の質問をいたします。

市長は、開会の日の冒頭に、市長説明要旨の中で、市の発展の鍵は首長の揺るぎない信念と行動力にあり、このような将来像を市民や議会に示し、その将来像を実現するため戦略を職員に示すと力強く表明されました。そして、結びに、歩くことで明日を生き抜く活力にしていただきたいと提唱されたわけであります。このこと自体を否定するものではございませんが、しかしながら現実をしっかりと見据え、受けとめなければなりません。４月には消費税率が改定されます。先ほど申し上げましたように、11億円ありました国保財政調整基金が５年で枯渇し、昨年度から一般会計から赤字補塡、繰り出しを行っております。たとえ税率を上げても、おおよそ補塡できるようなものではありません。一般会計からの繰り出しにも限度があるでしょう。また、今後介護保険を初めさまざまな社会保障費が少子高齢化とともに著しく増すことが見込まれます。そんな中、今回、子ども医療費だけは一気に18歳まで引き上げられております。果たして真に市民が求める優先的事項かと首をかしげたくなるのであります。

一方、歳入面におきましては、過疎化とともに生産年齢の人口減少等により、税収は伸びるどころか減額の一途をたどっております。そして、最もハードルの高い地方交付税の算定特例の終了が待ち受けております。相当覚悟して実行力を持って臨まなければ乗り切れないと思います。安易に減額できない社会保障費など、義務的経費45.6％を抱えておる中で、今後どのようにして予算編成をされていくのか。政策的経費を初め多くの事業や補助金などさまざまな行政サービスがこれから見直されることであるでしょう。また、市民の方々にも負担をお願いしなければなりませんでしょう。これからのことが職員、そして我々議員にどれだけ浸透しているのか、危惧しているところでございます。我々がしっかりと認識しなければ、市民に到底理解されません。改革、改革とかけ声だけで実行に至っていないと思います。

そこで、次のことをお尋ねいたします。交付税の算定特例終了後の行財政運営に対する市長の戦略、それから決意についてお尋ねします。

○議長（藤原　弘君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

おはようございます。

ただいまの太田黒議員の一般質問、地方交付税の算定特例終了に当たっての私の基本的な考え方を申し上げます。

私自身、地方交付税の算定特例終了につきましては、合併当初、市長就任以来、最も気がけてきました案件であります。全国の合併自治体が直面します合併後の最重要課題であります。このことに関しましては、特効薬も近道もありません。合併から10年の歩みとこれからの一日一日の積み重ね、それこそ命がけで取り組まなければ、この難局は乗り越えられないと思っております。今一度、合併を思い描いた当時、原点に返り、真正面から向き合ってまいります。

本市の場合、平成17年１月15日の合併時から本年１月末まで、人口が4571人も減少しており、急速な少子高齢化社会を迎えております。このように、社会経済情勢が大きく変貌する中におきましては、しっかりと足元を見据え、将来に向けての山鹿市の道筋を確立させなければならないと考えております。先ほど総務部長が申し上げましたように、改革プランの実行、各種行政サービスの見直しに当たりましては、みずから先頭に立ち、それぞれの事案に対しましてご批判も受けることも多々あると思いますが、職員と一体となって取り組んでまいります。そして、その結果説明につきましては、市民の皆様方にも機会あるごとに丁寧にご説明申し上げ、ご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

また、一方では地方行政を預かる立場から、国に対しましても合併算定がえに係る交付税のあり方につきまして、政府与党、総務省においても交付税の減額を緩和するなどの動きも見られておりますので、今後とも市長会等を通じて積極的に要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

ただいま市長から答弁をいただきました。

合併から今まで10年目でございますが、今まで大きな主要事業として、中嶋市長、いろいろやってこられました。市民医療センターの建設、八千代座、プラザビルとか、交流館、各町の市民センターとか、主要道路の整備、今、学校規模適正化もまだ継続中でございますが、この後、ごみ焼却場、それに今、庁舎も建設中でございます。

このようないろいろな事業ができてきたということは、非常にありがたいことでございます。しかし、お金をこういうふうにして投資していく、何億円、何十億円というようなことで投資をしていくのは、いわば簡単でございますが、いろいろ資金を生み出す、ふやしていくというようなことは、これは並大抵のことではないと思います。先ほど申し上げましたように、自主財源比率が24.5％でございます。そういう中で、先ほど部長の説明の中で、特に民間活力の導入というようなことがございましたけれども、私もその辺が一番大事と思っておりますけれども、その中でいろいろそういうことを日ごろ気がけて見ておりますので出てきますけれども、非常にどこの自治体でも研究して、いろいろなことに取り組んでおられるというようなことでございますので、２、３申し上げますと、これは佐賀市のことです。

佐賀市はごみ焼却で発生した排ガス、二酸化炭素、ＣＯ２を回収して、食品原料や燃料になる藻類の栽培を活用する。既に清掃工場にＣＯ２回収装置を設置しており、2016年度事業を始める計画。藻類を使った新しい産業を興したい考えである。市がまとめたバイオマス産業都市構想の素案を盛り込んだ同構想は、国が生物資源バイオマスを活用する自治体を選び支援する制度であります。2020年に5000億円規模の産業創出を目指しているというようなことです。佐賀市は2014年度に九州自治体で初めての認定を狙うというようなことです。佐賀市は、年１万2000トンの家庭ごみを焼却処分している清掃工場に昨年秋、東芝などＣＯ２回収装置を導入したというようなことでございました。これは、純度100％に近いＣＯ２を年間１万6500トン製造する計画というようなことでございます。新たなビジネスというようなことで、これが佐賀市で行われておるというようなことでございます。それからこれもごみ処理場でございますが、これは１月20日の熊日に掲載されておりました。熊本市の２カ所のごみ焼却場で焼却熱を利用しながら発電し、電力の売電収入が平成25年度は過去最高の約６億4500万円に上る見込みということでございます。非常に成果を上げております。それから、これは２月26日の日経でございますけれども、公立小中学校太陽光発電を４年間で５倍に増加というようなことで、非常に今、学校とか、それからそういう公共施設への太陽光発電というようなことがあっておるようでございます。それから、太陽光発電でございますけれども、これはウエストホールディングスという会社でございますが、地方自治体の市役所や学校など、行

政施設の屋根や土地を一括借り受けて、売電用の太陽光発電所を建設する事業を始めると。自治体側にとっては財政負担はゼロになる事業で、税収入や賃料収入が見込めると。2015年度までに45市町村への導入を目指すと。総事業費は600億円というようなことがあります。

それから、これは先ほどの上天草市のことでございますけれども、先ほど申し上げましたように非常に財政が厳しいというような中で、上天草市は窓口業務を民間委託ということでございます。委託業務は、住民票の写しや印鑑登録証明書の交付、それから国保関係の届け出、身体障害者手帳の申請など多岐にわたるというようなことで、非常にこれは内容は申し上げませんけれども、非常に詳しく書いてあって、サービスがよくて市民の方々にも受けがいいというようなことでございます。

それから、水道事業の丸ごと受託というようなことで、建設から運営、それから利用者窓口まで全部委託と。水源管理、上水道の運転、水道管の管理、料金徴収、窓口業務、メーター検針、家庭に給水するまでの受託をやっておるというところが神奈川県、広島県、群馬県、石川県、横浜市、厚生労働省によると自治体が水道施設の運営を外部委託している件数は2012年時点で1000件を超すと５年間で倍増しておるというようなことです。そういうこともございます。

いろいろそういうことで、それぞれの自治体で研究してやっておられるわけでございますが、特にこの上天草市の窓口業務の委託とか、それから水道事業の民営化とか、ほかにも上下水道、いろいろありますけれども、民営化できるところは極力今後はやはり民営化をしていかにゃいかん。まだ福祉問題、いろいろできるところは考えるならばいっぱいあると思います。そういうことを思うわけでございますが、そういうことについて、市長の今後の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの太田黒議員の２回目のご質問にお答えいたしたいと思います。

全国各地のいろんな特に民間委託、新たな取り組み等々のご紹介があったところでございます。それぞれが非常になるほどなという思いもいたしましたし、それぞれの地域の実情に合った取り組みが展開されておるなという思いをいたしました。私ども、しっかりとそういったものを参考にしながら、また勉強しながら取り組んでいかにゃいかんなという思いをいたしましたし、既に本市におきましてもこれまで保育園や老人ホームの民間委託を初め、例えばただいまの水道事業等につきましても、一部民間に委託しながら効率的な運営に努めておるところでございますし、

さらにいろんな部門におきまして、今検討を重ねておるところでございます。窓口業務につきましても、新しい庁舎に変わりました。こういった機会を捉えて展開を検討いたしておりますし、福祉の分野におきましては、地域包括センターの業務の一部を民間に委託する。また、学校の給食につきましても、既にそういった方向で進めているところでございます。また、公園管理、公営住宅の管理業務、先ほどの水道事業等々に既に検討を進めておるところでございます。先ほども、またいろんな民間のいろんな力を導入するというご紹介もあったところでございますけれども、今回のワイナリー構想等につきましても、民間の力をしっかりと農業、また商工業連携のそういった取り組みに生かしていく、そういった思いの中で展開をいたすわけでございます。さらに全庁的に、こういったより効率的な運営、民間の活力導入、この辺にしっかりと心置いて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

ありがとうございました。

しっかりと取り組んでいくというような市長の答弁でございます。中嶋市長は、今、現時点では非常に私は思いますが、これは満点市長と言っていいぐらい、今はどこに行っても若い者から年寄りまで「市長さんなよかですな」と、悪かという者は一人でんおらんというように立派な市長でございますが、今後ですな、いろいろ今まで説明があったようなこと、人員の削減、補助金のカット、それからそういうことでいろいろなことをやはりやっていかにゃならんことになっていきますが、よっぽど考えてやっていかんと、これは今度はどぎゃん言われるかと私は思いますが、一生懸命やってサービスが低下すると、今度は言われることが、今度は悪者扱いされると、「要らんことばさすけんじゃん」て、「たいぎゃ銭はあがんして合併してからいろいろ太か事業ばっかりしてあるけん、銭の要ったことだろうと、そうけん今こやんなるたい」と、わからん人はそういうことを言うようになるというようなことを私は考えるわけでございますので、その辺は十分考えながら今後については当たっていただきたい、このように思うわけでございます。

市長の説明要旨にもありましたように、市政の発展は市長の揺るぎない信念と行動力にあるというようなことです。私もそのように確信しているところでございま

す。市長は、財政規律の観点から、将来世代への負担を先送りすることのない効率的な財政運営を目指してやりますというようなことでございます。これは、中嶋市長はそういうことで、必ずできるものと私は確信いたしますけれども、相当の覚悟を持ってやっていただきたいと思います。市長の卓越した行政手腕に対しまして、全市民が大きな期待をしているところであります。よろしくお願いいたします。

最後に、市長に対する深甚なる敬意を表しまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、太田黒君の質疑・一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時48分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前10時59分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

こんにちは。

議席番号２番、冨田　弘海です。通告により、一般質問を一問一答方式で２件させていただきます。

初めに、市長説明要旨にありました農林業の活性化のための施策、ワイナリー構想についてお伺いしたいと思います。先月の２月20日に山鹿市菊鹿町葡萄生産振興会、そして熊本ワイン株式会社の三者により、菊鹿ワイナリー構想の調印式が行われ、テレビ、新聞での報道があっております。私も常々菊鹿ワインが地域活性化につながらないかと思っておりましたので、このニュースをお聞きし、大変うれしく思いました。そして、この構想を実現していくために、当初予算にも関連予算が計上されております。以前を振り返ってみますと、ワイン専用ブドウ栽培は、菊鹿の地にあった専用品種の試験栽培を行い、その後、熊本ワインとの契約栽培により、畑地の有効活用と農家所得の向上を目指し事業が進められてきました。しかし、なかなか栽培面積の拡大にはつながらない状況でありましたが、生産者の栽培技術の向上や熊本ワインの努力により、ここにきて菊鹿ワインの知名度もかなり上がってきました。

そこでお尋ねをします。菊鹿ワイナリー構想、この事業の取り組みに至った経緯

と目的、そして今後取り組んでいく内容についてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

１回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。池田副市長。

［副市長　池田　永実君　登壇］

○副市長（池田　永実君）

おはようございます。

菊鹿ワイナリー構想につきましては、関係する部署が総務部、農林部、それから商工観光部に関係をいたしておりますので、私からご答弁申し上げます。

菊鹿ブランドの菊鹿ワインにつきましては、それを製造されております熊本ワイン株式会社と、その原料となりますワイン用ブドウを生産されております地元の菊鹿町葡萄生産振興会の皆様の長年の努力の結果、現在では高い評価と高い人気を獲得していることはご案内のとおりでございます。これは、もちろん熊本ワイン株式会社と地元振興会が協力してつくり上げられてこられたものではありますが、今や菊鹿地域や山鹿市はもとより、熊本県の宝となっていると申し上げられるのではないかと思います。

一方、山鹿市は温泉、歴史、文化を初めとします観光資源に恵まれた中心市街地と農林業を主な産業として発展してきました周辺地域という二つの特性を持った地域に大別することができます。このため、本市では中心市街地を観光市街地としまして、すなわち観光産業が牽引する都市機能の集積エリアと位置づけまして、これまで集中的に整備を行ってきております。その結果、現在では八千代座や豊前街道の町並み、散策できる小路、さくら湯などの観光資源が集積し、本市の象徴となっているところでございます。

一方、周辺地域は豊かな自然環境や農産物を有しており、農林業の中心であるのみならず、中心市街地の観光市街地とは別の魅力を持つ新たな観光の舞台ともなり得ると考えております。

そこで、本市といたしましては観光と農業の連携・複合化の中核として、菊鹿産のワイン用ブドウ及び菊鹿ワインを活用したワイナリーの設置を支援し、中心市街地との連携強化を図りたいと考え、ワイナリー設置の可能性について検討を重ねてまいりました。

具体的に少し申し上げますと、現在年間380万人いる観光客を回遊させるとともに、県北地域の核となるような観光拠点とし、そして新たな観光客の誘致につなげたいと考えております。そうすることで、生産地としての知名度アップやブドウ生

産者の収益を向上させる。また、ほかの農産物の販路拡大・販売促進・消費拡大につなげる。また、ほかの温泉などの地域資源の活用機会の拡大や雇用の創出につなげるというような効果を目的としての取り組みでございます。

このような考え方のもと、熊本ワイン株式会社と協議を重ねた結果、昨年12月に先方よりブドウの生産をふやすための増反の要望と、ワイナリーの設置及びこれに向けたプラン策定に取り組みたいとの要望書の提出があったことから、今後この取り組みを本格的に進めることとし、本年の２月20日に協定の締結を行ったところでございます。この協定の内容につきましては、まず１点目に三者、熊本ワイン株式会社、菊鹿町葡萄生産振興会、山鹿市ですが、この三者により協議会を設立し、次年度からの調査及び基本計画策定に取り組むこと。２点目に、振興会を中心に増反を進めること。３点目に、熊本ワインは平成30年度をめどにワイナリーを設置すること、開業すること。４点目に、山鹿市は振興会及び熊本ワインの取り組みを支援することを内容とした協定を締結したところでございます。

次に、今後の取り組みとしましては、この協定に基づきまして、まずは三者により協議会を設立し、当面の間、熊本県の支援も得ながら、この協議会を主体として基本計画策定等の取り組みを進めることとしております。このため、山鹿市といたしましては、平成26年度予算として増反支援のための振興会への補助金及び協議会への負担金を計上し、また４月の組織再編によりワイナリー構想を中心的に推進する部署、産業開発推進室を新設することとしております。多くの部署が関連することになると思われますので、庁内プロジェクトチームをつくり事業を進めていく予定でございます。

以上、お答え申し上げます。

○２番（冨田　弘海君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

池田副市長は、この菊鹿ワイナリーの構想に特段の思いがあると感じたところでございます。詳細なご答弁、ありがとうございました。

２回目の質問に移らせていただきます。この構想が実現すれば、農業はもとより、観光産業などにも大きな影響を及ぼすと思われますし、活性化にもつながるでしょう。しかし、構想を実現させるためには、いろんな課題や困難なことが予想されます。例えば、ワイナリーの設置場所や道路アクセス、担い手となる生産者の確保な

どが挙げられます。この構想は、ナカシマノミクスの３本の柱であります経済をつくる、活性化するの重要施策の一つになると考えます。

そこで、構想の実現に向けた中嶋市長の心意気をお示しいただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの冨田　弘海議員のご質問にお答えいたします。

今日、菊鹿ワインは国内はもとより、世界のワインコンクールにおいて、極めて高い評価をいただいておりますのはご案内のとおりでございます。

この取り組みは、今から15年前、平成11年に当時の隈部　弘正町長が「菊鹿の地の利を生かした新たな特産品を」との思いでスタートされ、その後、ブドウ生産農家と熊本ワイン株式会社の大変なご労苦と研究、努力の中で今日に至ったと伺っております。改めまして、菊鹿ワインを大きく育てられた多くの皆様方の先見性、地域への愛情、そして懸命なる努力に心から感謝と敬意を表するものでございます。

今回の取り組みの大きな要素は、一つには事業主体である熊本ワイン株式会社の本気度、やる気がいかにあるか。二つには、ブドウ耕作者の方々が規模拡大に対する意欲がいかにあるか。三つには、この取り組みが核となって全市的活性化につながるかであるかと考え、これまで副市長をチーフに、全庁的な検討を重ねてきたところでございます。それらを踏まえて、熊本ワイン株式会社、菊鹿町葡萄生産振興会、そして山鹿市、ともにその成功に向けてかたい決意の中で調印式に至ったところでございます。

今後、多くの課題や困難があると思いますが、幸いにも熊本県の強力なご支援をいただいております。お互いの知恵と力を出し合い、このプロジェクトを本市のすばらしい資源である歴史、文化、自然、「食・農・人」を大きく開花させるもの、市民の皆様の心に夢と希望の明かりをともすものにすべく、先頭に立って取り組む決意でございます。

以上、答弁といたします。

○２番（冨田　弘海君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

ご答弁、ありがとうございました。

中嶋市長、池田副市長は、山鹿市の経済をつくる、活性化するための重要施策の一つとして、強い信念を持ってこの構想を進めていかれることを確信いたしました。ぜひとも実現していただくようお願い申し上げまして、ワイナリー構想についての質問を終わります。

次に、人・農地プランについてお伺いをします。このプランについては、今後の農業を進めていく上で非常に重要なプランであると思っておりますので、現状や今後の対応についてお尋ねしたいと思います。

人・農地プラン、いわゆる地域農業マスタープランの作成については、一昨年より昼夜を問わず集落や地域に出向いて説明をいただいていることに対しまして、大変ありがたく思っております。このプランを作成することで、青年就農給付金、農地集積協力金、スーパーＬ資金の金利負担軽減措置など支援を受けることができ、青年就農者や農家にとって非常にありがたいプラン内容となっております。

一方で、これまで農業経営の安定を図るため農業機械の導入や施設整備に対し認定農業者が支援を受けることができましたが、このプランの中に中心的な経営体としての位置づけがなければ、これらの支援を受けることができないとも聞いております。したがいまして、このプランを作成することが持続的で力強い農業の実現のために欠かすことができない計画であると考えます。

そこで、現在の状況について４点ほどお尋ねいたします。１点目、プランの作成状況について、各地域別の数。２点目、青年就農給付金について、給付者数と額。３点目、農地集積協力金について、同じく給付者数と額。４点目、Ｌ資金について、融資者数と額。

以上、１回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

こんにちは。

冨田議員の一般質問、人・農地プランについてお答えします。

１点目、プランの作成状況については、２月末現在30プランで、関係集落として34地区で作成を行い、市の検討会で意見集約を行い決定しているところです。各地域別では、山鹿地域で11プラン関係集落12地区、鹿北地域で４プラン関係集落４地区、菊鹿地域で１プラン１地区、鹿本地域で10プラン関係集落10地区、鹿央地域で４プラン７地区となっています。

次に、２点目、青年就農給付金については、平成25年度で給付対象者27名に対し、給付額3736万5000円の給付を行います。

次に、３点目、農地集積協力金については、平成25年度交付対象者35名、交付額1550万円の交付を行います。

次に、４点目、農業経営基盤強化資金、略称スーパーＬ資金については、平成25年度４名、融資予定額２億3800万円となっていますが、負担軽減措置の対象者としては１名で、融資額１億1500万円となっています。

さらに、議員申されましたように、国の一部の補助事業等についても、人・農地プランに中心となる経営体として位置づけていないと取り組めないというような要件となっております。

いずれにいたしましても、今後の地域農業を見据えた場合、高齢化や後継者の減少による担い手不足、さらには農地を管理できず耕作放棄地の拡大につながる問題が発生し、５年後、10年後の地域農業の維持・発展が見込めないことが予想され、農業の維持発展方向をみんなの共通認識とするため、人・農地プランの作成は必要となります。

以上、答弁申し上げます。

○２番（冨田　弘海君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

答弁ありがとうございました。

集落によっては、計画策定が無理な地域があるかもしれませんが、さらなるプラン作成の推進をお願いしたいと思います。

次に、２回目の質問をお伺いいたします。この人・農地プランは、地域の中心となる経営体への農地集積をすることにより、規模拡大や農地の荒廃を防ぎ、ひいては可能な力強い農業の実現につながっていくと考えられています。地域の担い手となる経営体が耕作する農地が分散していると、機械の運搬や移動に時間がかかったり、水管理等にも時間がかかり、農地の効率的利用が図れないと思います。

そこで、まだプランを作成してから日が浅く、計画的な農地集積が進んでいないかと思いますが、経営体への農地集積状況についてどのようになっているか、お伺いいたします。

また、あまり進んでいないとすれば、今後プラン作成後の農地集積をどのような

形で進めていこうとされているのか、具体的な考えがあればお伺いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

冨田議員の一般質問の２回目、経営体の農地集積の状況及び今後の推進についてお答えいたします。

農地の集積については、議員ご指摘のとおり、担い手の減少等により農地の管理ができず、耕作放棄地につながる可能性があり、効率的な農業経営を行うために、中心経営体への集積は不可欠です。

ただ、現状としては、農家の土地への愛着や第三者へ貸し出すことの抵抗感によりなかなか進んでおりません。

このような状況の中、国としても持続的で力強い農業の実現のためには、人いわゆる担い手だけでなく農地の問題を解決することが必要であると、人・農地プランの作成促進とともに、農地の出し手に対する支援を行い、推進を図っています。

また、県でも各振興局単位でモデル地区を設け、農地集積を加速させるため、農地集積加速化事業を平成24年度から開始しています。このモデル地区の中では、集落営農組織を設立し、法人化とともに30ヘクタールを超える利用権設定が行われ、農地集積の推進が図られています。そのほかのモデル地区でも担い手とともに営農組合の設立も視野に農地集積を図っていくところです。

今後は、これらに続く地区をふやしていくため、人・農地プランを作成している地区においては、プランをもとに話し合いを進めていく必要があります。

一方、未作成地区においては、まずは人・農地プランの作成が急務ですので、意義について説明を行うとともに、地域で話し合い活動を進め作成しようという機運を高めていただければと思っています。また、平成26年度からは担い手への農地集積と集約化により、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するための、県段階に農地中間管理機構を整備することが決定しています。

この機構を中心として、今後10年間の間に担い手が利用する面積を全農地面積の８割となるよう農地集積を推進するものです。

市としましても、農地集積については喫緊の課題ですので、農地中間管理機構を活用するとともに、関係機関と連携し、目標を見据えながら着実な実行を図ります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

以上で、冨田君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、服部　香代君の発言を許します。服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

こんにちは。

議席番号１番、服部　香代でございます。発言通告に従い、質疑１点、質問３点を一問一答方式にてお伺いいたします。

まず１点目、星子　博子委員の任期満了に伴い、新たに竹原　英治氏を任命されましたが、竹原氏につきましては、人物、経歴ともに大変すばらしい方であることは存じております。教育委員としてもこの上ない人物だと思っております。ただ、現職の校長という大変お忙しい立場ではないだろうかということと、高等学校とはいえ、管内の学校の校長で職を兼ねることができるのか、そういったところを考慮されての任命だとは思いますが、法的なもの、また制度などについて問題はないのかをお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の説明を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

服部議員の質疑、教育委員会委員の任命につきまして、お答えいたします。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条におきまして、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。」とされています。

兼職禁止につきましては、同法第６条において、委員は、地方公共団体の議会の議員、長、選挙管理委員会や監査委員などの地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員もしくは委員、さらに地方公共団体の常勤の職員もしくは短時間勤務職員と兼ねることができないとされています。

また、地方自治法におきましては、地方公共団体に対し、その職務に関し請け負いをする者となってはならないとされ、請け負いの禁止が定められております。

このように、各法律におきまして制限がされておりますが、本案につきましては、法に抵触するものではございません。

以上、ご答弁申し上げます。

○１番（服部　香代君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

ありがとうございました。

ただいまのお答えによりまして、法的にも、また制度上も何ら問題はないということを確認いたしました。今後の山鹿市の教育の大きな力となられますことをご期待申し上げたいと思います。

では、一般質問に入ります。一問一答にて一般質問させていただきます。なお、１点目と２点目の質問につきましては、所管の委員会ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず１点目、子ども医療費助成に関する条例についてです。平成26年度から医療費助成対象年齢を引き上げ、12歳から18歳に改正したいという議案が提出されておりますが、その根拠をお聞かせください。今、山鹿市は新庁舎及び市民交流センターの建設、医療費の増加による保険給付費の一般財源からの持ち出しも増加しており、近い将来、地方交付税の大幅な減額、さらには市職員の削減等、まだまだたくさんの課題があり、財政的にも大変厳しい状況下にあることは間違いありません。先ほど太田黒議員の質疑及び一般質問によりましても、それは明らかになったところでございます。助成対象年齢の引き上げによる影響額も大きいものになると思われますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

服部議員の一般質問、子ども医療費助成についてお答えをいたします。

子ども医療費助成制度は、子どもの疾病の早期治療を促すことにより、その健康の保持と健全な育成を促進するとともに、子育て家庭の経済的な支援を図ろうとするもので、子どもに係る医療費の一部負担に対しても、助成を行うものでございます。

今回、子ども医療費助成事業として当初予算で計上させていただいております予算額は１億8726万8000円です。その内訳といたしまして、従来の12歳までの助成額は年間１億6800万円であります。また、今回の年齢引き上げに伴う影響額としては、15歳までの引き上げ額が３カ月分で483万4000円、15歳を超えて18歳までの引き上

げ額が３カ月分で416万7000円、合わせますと引き上げによる影響額は900万1000円です。１年間に換算した影響額としては3600万円程度を見込んでおります。

なお、対象となる受給者数は、平成25年11月１日現在で12歳までは5692人、13歳から15歳までは1462人、16歳から18歳までは1631人、合計の8785人でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○１番（服部　香代君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

ありがとうございました。

年齢引き上げによる影響額についてお答えいただきましたが、ゼロ歳から12歳までが月額約1400万円で、年額にしますと１億6800万円、そして13歳から18歳までが月額約300万円で、年額3600万円ということですが、これは余りにも少ない試算だと思います。人数もゼロ歳から12歳まで5692人、13歳から18歳までは3093人いるわけですよね。国民健康保険の実績などをもとに試算されているとは思いますが、これはあくまでも予測であり、医療費は病院、医院のみならず、整骨院や整体医院も含まれるため、もっと増大することも十分に予想されます。国民保険給付費の一般財源からの持ち出しは、先ほども言われました繰り返しになりますが、基金が残り3900万円となった平成25年度に２億7000万円、基金がなくなった平成26年度には３億4000万円と増加しています。平成27年度からの国民健康保険税の値上げに向けた調査・検討に入るようですが、これは先ほど見直しとおっしゃいましたが、平たく言えば値上げではないでしょうか。そういった検討に入るようですけれども、それでもその値上げ分だけでは補えないので、やはり一般財源からの持ち出しは続くと思われます。

これほど厳しい国保の状況の中で、この助成を行うのは時期尚早だと思いますが、いかがでしょうか。もちろん、子どもへの医療費助成の年齢引き上げは、将来的にはぜひともしてほしいところではあります。しかし、今の現状で18歳まで助成する必要があるでしょうか。その理由をお伺いいたします。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

２回目のご質問、子ども医療費助成制度の対象年齢を18歳まで引き上げる理由につきまして、お答えをいたします。

現在、山鹿市における高校進学率は、平成25年度学校基本調査結果速報によりますと99.6％となっており、ほぼ全ての子どもたちが高等学校に通っていると言える状況にございます。このことは、子どもが高校まで進学することを前提に子育てに関しての生活設計をする必要があるということであり、一方で各子育て家庭のご負担もその分大きくなっているものと言えます。

こうした状況を受け、山鹿市では18歳までを子育て支援の対象として捉え、これまでも児童館や子育て支援センターの利用年齢の引き上げ、さらには子ども総合相談窓口を開設し、相談体制の強化を図り、18歳を基準として対応してまいりました。

このように、支援の対象とする子育ての期間を、現実的に子育て家庭の負担が生じる期間として捉え、継続的に経済面からご支援していくことは、このまちで、この山鹿で子どもを産み育てたいと考える子育て家庭にとっては大きな安心につながるものと考えております。

また、「子どもは山鹿の宝だ宣言」に象徴されるように、本市は日本一子育てのしやすい“まちづくり”を目指して、これまでにもきめ細やかで手厚い子育て支援施策を展開してまいりました。

今回の制度改正により、高校生までの子ども医療費助成という一つの事業に注目が集まることで、これまで本市が着実に取り組んできた子育て支援策や母子保健事業などの他の施策にも一層の市民の理解が得られることになり、総体としまして、「子育てするなら山鹿だ」というイメージが市民の皆様にも、また市外の方にも広がるものと考えます。

このことは、「少子化対策」そして「人口減少に歯どめをかける。定住促進を図る」という、山鹿市の大きな政策方針の中で、この一つの事業に対する財政負担以上の効果が山鹿市として期待できるものと考えております。

以上、ご答弁を申し上げます。

○１番（服部　香代君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

ありがとうございました。

しかし、これだけの予算を使うならば、もっとニーズの高い小児の夜間の医療体

制の充実ができないものでしょうか。市民医療センターでは小児科医が不在となり１年以上が過ぎました。常勤ではなくても、せめて当番で来ていただくとか、医師会と連携を図り、休日在宅医ばかりではなく、夜間診療在宅医をお願いし、これは過去にそういった事業、取り組みがあっていたそうですが、今現在行われておりません。なぜできないのか、そういったところを検証して、またそういう事業を復活させ、その事業に予算をつけたほうが、よほど暮らしやすさを感じられるんではないかと思います。また、18歳までの支援をということであれば、せめてひとり親家庭の支援に医療費助成を盛り込むとか、まずそういったところから考えていってほしいものです。

また、昨年９月議会の一般質問でさせていただきましたが、インフルエンザの予防接種の助成をするほうが子育て家庭にとっては支援になると思います。予防接種だけではなく、食育や体づくり、健康づくりなど、そういったことを積極的に取り組み、病気になってかかる医療費よりも予防にもっと重きを置くべきです。平成29年をめどに政府も、また県単位でも新たな社会保障制度が示されるということですので、そういった動向もぜひ視野に入れて、それからでも決して遅くはないと思います。子ども医療費助成の年齢引き上げについては、今の財政状況、国保の現状を踏まえて、再度ご検討いただきたいと思います。

では、続きまして２点目の質問をさせていただきます。公立保育園・幼稚園再編整備計画と子ども総合拠点についてご質問いたします。

このたび公立保育園、幼稚園再編整備計画後期計画が示されました。今年度、菊鹿町の菊鹿中央保育園と内田保育園が廃園されます。次は鹿北町の３保育園が順次民営化するように計画されており、さらに園児数が30名を切れば米田保育園と富慈園が廃園となり、鹿本幼稚園と幼慈園は幼保連携認定子ども園として一元化の方向です。平成30年度以降は、山鹿保育園、山鹿幼稚園、認定子ども園の３園のみとなる可能性が大です。平成18年度から公立保育園再編検討委員会で検討され、保護者を初めとする市民や地域審議会などで説明はされており、その結果、平成21年度に計画された前期計画の中でも、既にその方向は示されてはおりました。しかし、効率化のための数字だけでは図れない心的なよりどころとして、せめて旧町に１園くらいは公立保育園を残してほしいという根強い希望があることも事実です。特別に支援が必要な子どもたち、例えばＡＤＨＤや自閉症など、広汎性発達障害の子どもたちは年々増加していますが、公立ではそういった子どもたちや重度の障害を持った子どもたちも受け入れてきたという実績があります。でも、公立園、公的なものの最も重要な役割は、行政の情報収集発信や施策推進のアンテナ役をすること、そして行政機関として山鹿市のどの地域であっても同じ質の保育・教育を提供するこ

とだと思います。

今後、再編整備計画は後期計画にのっとって進められていくものと思われますが、公立保育園、幼稚園の存在意義、また公立が担うもの、言いかえれば公立園や公的なもの、そういったものが担うものは何だとお考えでしょうか。

ご答弁をお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

服部議員の一般質問の２点目、公立保育園・幼稚園再編整備計画と子ども総合拠点についてお答えいたします。

平成26年度から平成30年度までを計画期間とする山鹿市公立保育園・幼稚園再編整備後期計画においては、本市の子育て支援策をこれまでの保育園や幼稚園を中心としたものから、子どもや子育て家庭を包括的に支援する体制へ移行することといたしております。特に多様化・複雑化する保育園への対応は、行政と民間の協働という考え方に立ち、原則として公立保育園の経営を、柔軟な運営を展開できる特性を持った法人保育園へ順次移譲することとしており、一方で適正な保育規模を維持するため、園児30人以下の小規模保育園については閉園することとしています。

そこで、服部議員お尋ねの、今後の計画の中で公立の保育園・幼稚園が担う役割についてお答えをいたします。

まず、公立園の特徴としまして、他の公的機関との連携が比較的容易であり、情報収集や情報発信についての有利性があることが挙げられます。こうした点に基づき、市内の各子育て支援施設のパイロット的な機能を担う必要があるものと考えます。

また、平成27年度から施行される「子ども子育て支援新制度」等の中で、国が率先して進めている保育・教育施策に対しましても、その有効性を実証する場として、公立園は重要な使命を持つものと考えております。

さらに近年、増加傾向にある要支援児童に対する保育・教育につきましても、情報収集や研究、研修機関としての機能を公立が担うべきものであると考えております。

こうした公立保育園・幼稚園の機能の観点から、役割分担を見直し、法人保育園との連携を図りながらも、公立保育園・幼稚園においては、特徴ある、先駆的な役割を、保育・就学前教育の現場で担っていく必要があるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○１番（服部　香代君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

保育士、幼稚園教諭は、これまでさまざまな研修を受けてこられています。例えば、ノーバディーズ・パーフェクトのファシリテーター認定などもその一つです。完璧なお母さんなんていない、子育てする仲間づくり、子育ての学び、そういったものを一緒に学びましょうといった保護者に対する支援です。小学校・中学校に行っても保護者の教育、親学などが必要だと言われている昨今、幼少時から親が学ぶ機会をつくっておられます。

このように、保育士は保育をするだけではなく、さまざまな能力・資格を生かした仕事ができるのです。まさにこれまで市としては人材育成を行ってこられたわけです。こういう保育士や教諭がいるわけですから、廃園・統合しても生かせるところに積極的に登用していただきたいと思います。

私は、平成19年度から平成24年度まで次世代育成支援行動計画推進協議会の副会長をさせていただいておりました。その行動計画を策定する中で、市民アンケートを実施いたしました。アンケートからは、実にさまざまな意見が寄せられ、子育てに対する期待も大きいのだと再認識したわけですが、その中で子育てに関する情報提供、イベント情報、相談の充実をしてほしいとか、子育て支援センターの小中学生、青少年版が欲しいなどというものもありました。

そういった声を受けまして、やはり子どものことなら何でもわかる拠点が必要だということを再三会議で議論してまいりました。それは、公立保育園・幼稚園が廃園・統合されるのと同時に、それにかわる子育ての拠点を同時進行でつくらねば、市民の福祉の向上にはならないということです。

山鹿市総合計画基本計画でも、また公立園再編整備計画の前期計画でも、後期計画でも、総合拠点を整備すると打ち出してありますが、まだとてもそれは不明確です。地域拠点は子育て支援センターとして各市民センターなどへ移転されました。それぞれに特色ある地域拠点としてスタートされましたが、肝心の総合拠点は、いまだ整備されておりません。平成25年７月に鹿本総合庁舎内に子ども総合相談窓口が置かれましたが、それは総合拠点の業務の一つにすぎません。

山鹿市のホームページの子育てをクリックしてもらうと、トップページに山鹿市乳幼児保育環境懇話会というところが出てきます。そこには、総合子ども育成セン

ター、つまり総合拠点のことですが、その必要性の提言がなされています。子どもの育ちを見通した一貫性のある施策の推進と行政と民間の協働による総合的な子育て支援の必要性が述べられているのです。具体的には、18歳までの子どもに関することは全てここに行けばわかる、また子どもを中心とした地域の交流の場であるというような各地域拠点の状況や情報を統括し、子どもや子育て家庭を取り巻く関係部署が連携して一元化して提供できるところ、また重要なことでありますが、法人と公立の園との連携・協力のためのコーディネート、さらには法人も公立園も保育の質を高めるような研究・研修の計画及び実施をするところ、それが総合拠点だと考えます。再編整備計画後期計画にも、総合拠点の整備として立派なことが書いてあります。体系的かつ組織的な対応ができる体制を構築しますとありますが、そのためには、拠点の場所が必要です。総合拠点はどこに、またどういったところにとお考えでしょうか。またその内容、規模はどのようなもので、いつごろ計画されておられるのか、できるだけ具体的にお答えいただけたらと思います。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

２回目のご質問にお答えいたします。

山鹿市では、さまざまな子育て支援に対応するため、子育て支援センター、つどいの広場、児童館、放課後児童クラブ、赤ちゃん訪問等の事業を実施してまいりました。一方で、虐待、ＤＶ、育児放棄、発達障害児の増加などといった新たな子育てに関する課題もふえてきております。

こうした中、子どもたちの育ちを見通した一貫性のある施策を展開するため、再編整備計画においては総合拠点及び地域拠点の整備を進めることといたしております。

まず、地域拠点につきましては、各地域の子育て支援センターの機能を拡充するとともに、その施設を各市民センター内へ移転し、行政窓口や保健師、市民センターに集う地域の方々との交流や情報交換、連携を図ることで、地域の身近なところで子どもや子育て家庭を包括的に見守り、支援を行っているところでございます。この地域拠点につきましては、子育て支援センターが来ていただくという待つ方向ではなく、支援センターからそこにおいでにいただけない、足を運ぶことまで難しいという方についても、外に向かって出ていくような体制づくりをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、総合拠点につきましては、地域拠点と連携し、ゼロ歳から18歳までの子ど

もの健全育成及び子育て支援策を総合的に展開するものでございます。ゼロ歳から18歳までということで、これまで就学前の子ども、それから小学校、中学校、高校といった関係機関が分かれるというようなことをなくそうということで、続けて継続してその子たちを見ていけるものとして、この総合拠点の考えを持っております。現在、総合拠点の機能の一部である子ども総合相談窓口を鹿本地域振興局１階に開設しており、関係機関と連携をとりながら子育てに関するさまざまな課題に対し一元的な対応のできる体制整備と相談機能の充実を図っているところでございます。

さらに、こうした総合拠点機能を一層充実させるために、今後は各種子育て支援情報を提供するコーディネート機能を整備し、地域の子育て力を高める事業の展開を予定しております。また、子育てにかかわるさまざまな課題、相談に対しまして、関係する団体や個人、保育園や幼稚園及び小学校から高校までの教育機関との調整を一元的に管理し、体系的かつ組織的な対応ができる体制の構築を目指しているところでございます。

つきましては、事業の拡充はもとより、マンパワーの面での充実、また利用される方の利便性や保健指導機関との連携を視野に入れた総合拠点の整備につきましても、しっかりとした対応を行ってまいりたいと考えております。

それから、お尋ねがございました総合拠点の場所につきましては、現在まだ検討中でございます。はっきりとした現時点では出せない状況でございます。考えております総合拠点につきましては、現在あります子ども総合相談窓口、相談機能を充実したもの、それから保育園、幼稚園等で働く職員の皆様の研修の場となるようなもの、それから子どもが集える場所、そういう３点の方向から今後しっかり努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、ご答弁を申し上げます。

○１番（服部　香代君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

ありがとうございました。

今後も公立保育園の廃園・統合は、子ども総合拠点の整備との両輪でやっていただきたいと思います。ぜひ一日も早い開設を望みます。

では、３点目の質問をさせていただきます。山鹿市立図書館と図書室について質問いたします。平成26年10月に新庁舎とあわせて市民交流センターも落成予定で、

その中に山鹿市立中央図書館がつくられます。書籍の搬入等準備の関係で開館は12月ごろと聞いておりますが、この図書館の開館は大変心待ちにしていたもので、楽しみにしております。これまでは鹿本図書館が中心となって市内各所の図書室を牽引してきたと思っておりますが、中央図書館の開館により、一層の読書推進が図られるものと期待いたします。ただ、現在のところ、司書の配置は鹿本図書館のみとなっております。図書館は、身近な地域にあるのが理想なので、各地域の市民センターに図書室を整備されたのはとても意味があったと思いますが、そこに人が配置されていません。

昨年８月に福祉厚生常任委員会の行政視察で富山市のこども図書館を視察してまいりました。ここは、子どもだけを対象にした大変特徴のある、また夢のある図書館でした。誰でも利用しやすい商業ビルの中のワンフロアに子育て支援センターと隣接して設置してありました。また、今年の１月には千葉県の浦安図書館も視察いたしました。ここは、蔵書数も多く、カフェもあり、大人から子どもまでいろいろな使い方ができる充実した図書館でした。また、浦安市の多くの公民館を図書館のサテライトとして小さな図書室を数多く設置されているのが特徴でした。

ほかにも、佐賀県の三日月図書館などを視察していますが、どこも共通することが一つあります。それは、司書を初め人の手によるサービスが徹底していることです。図書館は本があるだけではだめなのです。山鹿中央図書館の理想像を描くこと、特色、そして将来構想などは、熱意を持った職員が引っ張っていかなければ宝の持ち腐れです。仏をつくって魂を入れずというのと同じだと思います。今の時代、おしゃれなカフェの併設は当たり前です。公募で選ばれた館長のもと、市民が新しい魅力ある図書館づくりに参画することが今後の図書館運営にとって大変重要なことであると思います。

山鹿市では、読書活動推進計画も策定して読書に力を入れておられると思うのですが、では中央図書館に多くの市民に利用してもらうための何か戦略をお考えですか。また、司書の配置についてはどのように展開していかれますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

こんにちは。

服部議員のご質問、新図書館における取り組みについてお答えをいたします。

本年12月、市民交流センターの２階部分に新図書館の開館を予定いたしておりま

す。鹿本図書館が地域の方々に親しまれご利用いただいておりますよう、新図書館も多くの方が訪れるような施設にしたいと考えているところでございます。特に青少年の読書離れが叫ばれておりまして、気軽に中・高校生が立ち寄り本が読める環境づくりのため、現在、高校生の図書ボランティアとともに準備を進めているところでございます。

また、山鹿市に関する郷土資料の収集にも力を入れていきたいと考えているところでございます。郷土の先人が残した蔵書や山鹿市や県北地域の歴史資料が閲覧できることで、市民だけではなく山鹿を訪れる方にも山鹿市をより深く理解していただけるようにするものでございます。

次に、図書館司書の配置についてお答えをいたします。

鹿本図書館に現在、図書館司書を配置し、貸し出し業務のほか、本の選書やお客様の本に関する質問に答えているところでございます。新図書館におきましても、図書館司書を配置いたしまして、図書サービスの充実を図る予定でございます。ただ、鹿北・菊鹿・鹿央地区公民館の図書室におきましては、図書ボランティアにもご協力をいただいているところではございますが、市の職員による貸し出しや本の整理が行われておりまして、図書サービスを行うには至っておりません。

今後は、図書館司書の派遣を行いながら、図書館・図書室が一体となって取り組むイベントなどを計画してまいりたいと考えているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○１番（服部　香代君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

ありがとうございました。

司書の仕事は、もう十分に理解されているでしょうから、この場では申しませんが、その仕事の一つに、先ほど言われましたようなイベントや特集の企画・運営などもあります。先ほどの答弁にありました図書館ボランティアですが、社会教育課では養成も行っておられ、実際に終了された方が多数おられます。そういった方の力をもっと活用して、司書の配置のない図書室に人を置いていただくように強く要望いたします。

もう一つは、各図書館・図書室を結ぶネットワークの構築についてお尋ねいたします。現在、鹿本・山鹿・鹿北はネットワークが整備され、図書の検索、貸し出し、

返却、予約ができ、市民にとって大変利便性のあるサービスとなっています。しかし、同じ山鹿市の図書室でありながら、菊鹿と鹿央は、いまだその整備がなされていません。これは、住民サービスの格差があると言わざるを得ません。また、つい先日、広報やまがとともに全戸配布された移動図書館「ぐるりん号」の年間予定を見せていただきました。市内各所をくまなく回るシステムで、図書館まで行けなくてもすぐ近くに来てくれるとてもいい事業だと思っています。この移動図書館もネットワークで結ばれており、予約した本を「ぐるりん号」で受け取れます。このように、全部の図書館・図書室、移動図書館が全てネットワーク化されますと、図書を中心とした可能性は大きく広がると思います。ネットワークの整備を早急に取り組んでいただきたいと思いますが、計画はありますでしょうか。また、移動図書館の実績についてもお答えいただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

図書館のネットワークの整備について、お答えをいたします。

現在、鹿本図書館と中央公民館図書室及び鹿北地区公民館図書室には、インターネットを経由いたしましてネットワークが整備されているところでございます。これによりまして、それぞれの蔵書の検索や貸し出しの状況の確認、予約などを行うことが可能となっております。特に近くの図書室などに読みたい本がない場合など、別の図書室から配送されますし、あるいは移動図書館車で巡回場所へお届けするなど、大変喜ばれているところでございます。

本年、新図書館が開館するに当たりまして、二つの図書館、三つの図書室にネットワークシステムを再構築する予算をお願いいたしているところでございます。

次に、移動図書館車の実績についてお答えをいたします。現在、運行している移動図書館車は、２トン車「ぐるりん号」と軽自動車「おれんじ号」の２台でありまして、平成25年５月21日から運行を開始いたしているところでございます。２トン車「ぐるりん号」は、毎週火曜日から金曜日までの週４日、毎月41カ所を巡回いたしております。実績といたしましては、本年２月当初までの７カ月間で、約2200人、9700冊ほどの貸し出しが行われているところでございまして、１ステーション当たりは、約4.5人の方が平均20冊借りられているところでございます。ただ、まだ移動図書館車をご存じない方も多く、今後も広報活動に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○１番（服部　香代君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

ありがとうございました。

ネットワークは、ぜひ早急に整備していただきたいと思います。

菊鹿図書室にも、鹿央図書室にも、鹿北図書室にも行きましたが、カウンターには誰もおられず、節電ということで電気も自分でつけることになっていました。鹿央では、スイッチがどこかわからず、帰りにやっと見つけましたが、カウンターから身を乗り出してつけるような位置にありました。繰り返しになりますが、やはりカウンターには人が要ると思います。誰もいない図書館は寂し過ぎます。また、菊鹿図書室の本棚の位置は死角になることが多くて、しかも児童図書が一番奥に置いてあるという状況です。常駐する職員もおらず、不安です。といいますのも、実際に昨年度でしたが、中央公民館内の図書室で小学校２年生の女子児童に対する不審者の声かけ事案が発生しております。本棚の位置や全体のレイアウト等は十分に検討され、防犯カメラあるいはミラーを設置するなどの対応をして、防犯には最大の注意を払っていただきたいと思います。防犯に対する策は、何か講じられておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

図書館内の防犯対策についてお答えをいたします。

議員のご指摘のように、館内にあっても書架の配置によっては見通しの悪いところができてしまっているところでございます。また、東京都内の複数の図書館における特定の図書を破損させる行為も話題になったところでございます。どなたでも安心して図書館においでいただけるよう再度点検いたしますとともに、館内の見回り態勢の確認、ミラー等の設置を含め安全対策を十分考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○１番（服部　香代君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

ありがとうございました。

図書館は、そのまちの文化の象徴です。市民の期待も大きいものです。ぜひ市民に愛される図書館となりますよう市と市民が協働ですばらしい図書館・図書室をつくっていってほしいと思います。

これで私の一般質問は、全て終わらせていただきます。

○議長（藤原　弘君）

以上で、服部君の質疑・一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は１時15分から再開いたします。

午後０時08分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時14分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、冨丸　洋一郎君の発言を許します。冨丸君。

［５番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○５番（冨丸　洋一郎君）

こんにちは。

議席番号５番の冨丸　洋一郎です。ただいまより通告いたしております一般質問２問を一問一答方式でお尋ねをいたしますので、ご答弁よろしくお願いいたします。

まず、１問目に過疎地域自立促進計画について２点ほどお尋ねをいたします。

１点目ですが、地域資源活用認定取得社及び新規起業家への支援についてお尋ねをいたします。本市において平成22年度から平成27年度の６年間の期間で山鹿市過疎地域自立促進計画書が作成されております。この計画書に記載されていますように、本市全体がみなし過疎地域の指定を受け、市全体の景気が低迷する中、中心市街地の活性化を図る一方で、過疎地域の生活環境の整備や基幹産業である農林業の振興を図るために、基幹道路網や生産基盤の整備を進め、均衡ある発展を目指した取り組みがなされております。しかし、依然として若年層の人口減少と高齢化が進行する中、将来的には集落機能の維持が困難な地域がふえると予想されるなど、過疎の状況は極めて厳しい状況下にあると思われます。

そこで、過疎地域自立促進計画の中にありますように、「消費者の多様化するニーズに対応するため、民間業者が本市の特産品を材料とする新商品の開発を積極的に支援する。」とあります。また、「新たな開発支援に努めながら、一層の物産振興を図る。」とあります。昨年、鹿本町でこの地元産の大豆、あるいは米を使った商品の開発がなされており、地域資源活用の認定を鹿本町の業者の方が２社取得をされております。１社は、熊本県産大豆を丸ごと微粉末にした無臭全粒大豆粉を活用した商品の開発及び販路開拓で認定を受けられ、もう１社は熊本県産発芽玄米を使用したこうじ及びこうじ加工食品の開発及び販路開拓で認定を受けられております。この認定を取得するまでの要件は非常に厳しいものがあったと聞いております。地産地消の役割を果たした新商品の開発に努力されている２社に敬意を表したいと思っております。今後、認定業者の方々に対しての支援と、また新たな次につながるような新規の起業家を目指す人々が多く出て挑戦できるような支援策についてお尋ねをいたします。

２点目は、その新たな開発によって生まれました商品が山鹿ブランドとして市民に周知される方法はあるのか、お尋ねをいたします。現在、相当数のブランド商品があると思いますが、なかなか一堂に陳列された光景を見る機会がほとんどありません。

そこで、これは提案ですが、10月に新たな新庁舎ができ上がりますが、そのロビーの一角にでもこういったものを一堂に集めた品が陳列されるということをぜひ検討をしていただきたいというふうに考えます。旧鹿本町のときには、地元産の商品、あるいは誘致企業の商品が庁舎の入り口のところにガラスケースの中におさめられ、陳列してあったのを記憶しておりますので、そんなに広いスペースは要らないと思いますけれども、やはり今、山鹿でどれだけの山鹿ブランドとして中心になって売ろうと、あるいは販路拡大を求める、そういったもののスペースをこの市街地中心部に物産の販売所もありませんので、ぜひ庁舎のロビーを有効活用してはどうかということをお尋ねするものでございます。

そこで、広報やまがとかそういったものがありますけれども、それにかわるものとして、ぜひ検討していただきたいと、このように考えておりますので、ご見解をお尋ねするものでございます。よろしくお願いします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。戸次商工観光部長。

［商工観光部長　戸次　由夫君　登壇］

○商工観光部長（戸次　由夫君）

冨丸議員の一般質問、過疎地域自立促進計画について、１点目の地域資源活用事

業認定取得企業及び新規起業家への支援についてお答えいたします。

国の地域資源活用事業については、これまで熊本県内で29企業、うち本市ではただいまご紹介いただきました２社を含めまして３企業が国の認定を受けておられます。

本事業は、「中小企業地域資源活用促進法」に基づくもので、ビジネスに精通した専門家が新商品の開発等の実施に当たっての事業計画の策定、商品開発、販路開拓等のアドバイス・ノウハウ提供などを行いまして、事業の構想段階から認定後の事業化まで一貫した支援を行うものでございます。認定後は、新規性の高い商品開発等に対しまして、試作品開発やデザイン改良、展示会出展などへの補助制度、それから政府系金融機関による優遇金利での融資制度など、手厚い支援を受けることができます。認定要件は、非常に厳しいものがあるとお聞きしております。認定企業におかれましては、本事業の実施により、企業としてさらに飛躍されること、開発された商品が地域のブランドとして確立されることを期待するものでございます。認定企業の皆様は、商工会などが取り組んでおられる新商品の開発に向けての人材育成、販路の開拓、山鹿ブランドの取り組みにも積極的に参画いただいております。

また、ご指摘の新規起業者への支援につきましては、商工会と商工会議所に配置してあります経営指導員が融資制度や補助制度の紹介を初め、経営全般にわたる相談に応じ、その役割を担っていただいております。市といたしましては、これら商工団体への補助を通じまして、認定企業や新規起業者の支援を行っているところでございます。今後とも商工団体と連携して、意欲を持って取り組まれる皆様の支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、２点目の市民に対する山鹿ブランドの周知策についてお答えいたします。

山鹿ブランド事業につきましては、平成24年11月のさくら湯開湯にあわせ、商工会と商工会議所が連携して取り組まれている事業でございます。「頑張る企業・生産者」を応援するプロジェクトとして、山鹿の農産物を初めとした特産品を活用した加工品の開発及び販路拡大を目的として誕生いたしております。現在、参加企業が29事業所、販売商品が65品目ありまして、それぞれの個店以外でも市内の物産館、旅館等16カ所の販売コーナーで購入が可能となっております。

市民への周知につきましては、広報やまがにおいて毎月山鹿ブランド紹介コーナーを設けまして、参加事業所の商品ＰＲを交えまして紹介中でございます。事業主体におかれましても、「山鹿ブランドのおいしい食べ方」と題した全商品掲載のパンフレットを作成されまして、市民や観光客に広くＰＲ活動をされておりますし、今後インターネットを活用した情報発信事業や販売促進のための勉強会を予定されているところでございます。市としましても、山鹿ブランドが地域ブランドとして、

より認知度が高まりますよう商工団体と一体となって支援してまいりたいと考えております。

それから、新庁舎での陳列につきましては、しっかりと検討をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ご質問の２点を含めまして、農産物などの地域資源を活用した新商品の開発や販路開拓への支援につきましては、過疎地域自立促進計画に掲げてありますとおり、今後とも積極的な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○５番（冨丸　洋一郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

冨丸君。

［５番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○５番（冨丸　洋一郎君）

ご答弁ありがとうございました。

私は、この非常に認定を受けるまでにかなり厳しい要件等をクリアされた業者の方々が、特に今、逼迫している問題として、非常にこの地域資源認定を受けた後、事業に取りかかる際、事業の補助金の申請を経て決定を受ければ開発初期の事業を進めることができるということでありますけれども、経済産業局の補助金は申請補助金全額を使い切るのが条件となっており、年間の事業経費が後払いであるということで、事業者の資金が非常に資金繰りに苦慮しているというような現状を訴えられております。認定業者からの話を受けて、行政として今、商工会、あるいは商工会議所等々の各団体との連携を図りながら、新たな支援業者に対する、さらなる支援をしていきたいというようなことでありますので、どうかせっかく開発された商品がいろんな事情でやっぱり滞ってしまうといいますか、そこに開発に向けた速度が遅くなるというのは、非常にせっかく認定を受けられた業者の方々からすれば歯がゆい思いもあろうかと思います。この申請した額が経済産業局のほうから決定を見たなら、そのつなぎ資金としての要件を満たす何らかの方策を考えてあるということも一つの行政の支援のあり方ではないかなと、このように考えております。そしてまた、今、部長の答弁の中に、私も新たな山鹿ブランドを新庁舎のロビーの一角にでもということをお願いしましたところ、早速、ぜひ検討するというようなご答弁をいただきましたので、この質問につきましては要望として上げておきたいと思います。

次に、一般質問の２点目をさせていただきます。２問目の質問ですが、今度地域

交流センターなる建屋の中に文化ホール施設がつくられるということにつきまして、３点ほどお尋ねをさせていただきます。

さくら湯再生事業に伴い、旧温泉プラザファイブの解体とともに、山鹿市民会館も解体を余儀なくされて、文化交流の場はおおむね八千代座が主な行事の会場としてされてきた感じがあります。私は、その市民会館がなくなるときにも、この一般質問で今後必ず文化会館的なホールは必要であるということを再三申してきました。そこで、この計画がいよいよ完成を見るということに対して、非常に市長の英断に心から感謝したいと思いますし、市民挙げてやっぱり期待するところであろうというふうに感じております。

特に八千代座につきましては、もう皆様ご案内のとおり、歌舞伎俳優の坂東　玉三郎さんの定期公演など、一躍全国的な名が広まっております。しかし、そこはやはり和の殿堂であるという感は否めません。今、本市においては山鹿小学校や山鹿中学校の合唱部が全国大会で金賞に輝くなど、すばらしい成績を残しておられます。その成果を披露する場が、やはり和の殿堂の八千代座では、あまりにも寂しいのではないかなというのは私だけではないと思います。ただ、生徒だけではなく関係者の方々もそのように感じておられるのではないかということを想像しております。しかし、新たに文化ホール施設の完成が、市民にとっても文化芸術の向上に大いなる役割を果たしてくれるものと期待されると確信しております。

そこで、私はこの施設の運用に山鹿市文化協会の全面的な協力を得てはどうかと考えております。山鹿市文化協会は、本年度から一つの協会として運営がなされると聞いておりますし、今までのそれぞれの町の文化協会は支部として今後も継続して文化の発展に寄与していくというようなお話を聞いております。この文化協会が、山鹿市内外にさまざまな交流を展開されているこの皆様方の協力を得るということは、新たな文化ホールがいろんな方々にその文化芸術の向上を市民に提供してくれるものと考えておりますので、そういった思いでその山鹿市文化協会の名前を出しているわけでございます。特に本市には、もう絵画では有名な日展に当選された画家の方もいらっしゃいますし、地元で絵画など制作され、活躍されている方が多く在住されているということも皆様もご承知のこととおります。この絵画あるいは書道、そういったものに、この展示スペース、新庁舎のロビーや交流センターに常時展示できるようなスペースを考えたらどうかというふうなことをお尋ねします。

それから２点目に、このホールで芸術性の高い音楽を提供できるような、私はクラシック音楽のやはりピアノというのは、トップブランド級のピアノを導入することにして、導入をぜひ検討してはということでお尋ねをいたします。このトップブランド級のピアノが設置されれば、プロの演奏家の招聘も夢ではないと思われます

し、やはり山鹿市民に本当にこれだけのクラシック音楽を提供することが文化の高い山鹿市ということで発信もできるのではないかというふうに思います。

昨年の、これは熊日の新聞でちょっと目についたものをご紹介しますと、昨年11月にオーストリアで国際障害者ピアノフェスティバルがあり、そこで金賞を獲得されましたあさぎり町の月足　さおりさんに町民栄誉賞を贈ったという新聞記事がありました。彼女は生まれて右手、両足、あるいは目にも障害がありながら、左手だけで演奏活動をされているということをテレビのニュース番組でもその演奏風景を私もこの目で見て、これだけの方々が努力されて世界的なピアニストが誕生されたということは、それだけ今までの訓練も相当な厳しい状況の中で練習を積んでこられたものというふうに考えます。

私はなぜそのトップブランド級のピアノが必要かということを申し上げれば、やはりプロの演奏家の方がクラシックはもちろん演奏家の方々が、そのピアノで演奏することによって、それをまた聞く市民も違った感性が生まれてくるんではなかろうかなというふうなことも思いますし、そのピアノを設置してあれば、県内のさまざまな音楽コンクールなどの開催誘致も可能ではないかと。特に、熊本には音楽大学もありますので、可能性はゼロとは言い切れません。ですからこそ、こういったグレードの高い、とりようによっては道具のいいのだけそろえても、その利活用が十分に果たされなければ宝の持ち腐れというふうなご批判もあろうかと思いますけれども、感性豊かな子どもたちを本当の真のプロの演奏家がする姿を見るのも、山鹿市の子どもたちにとって非常に感性を豊かなものにする一つの道具になるじゃなかろうかなというふうに、そういうふうに私は思っております。

そこで、また３点目にお尋ねするのは、この新たな文化ホール施設に名称をつける考えはないかということをお尋ねしたいと思います。市民の方々に広く親しんでいけるような愛称をぜひ検討すべきではないかというふうに思います。もう今まで各議員の質問の中にもありましたが、地域交流センターという名称が仮にあったとしても、地域交流センターの中のホールというのか、あるいはロビーというのか、そういったことをやはり市民に周知していただくためには、何がしかの愛称が必要ではないかと、このように考えておりますので、ぜひ検討していただけたらというふうな思いでおりますので、ご見解をお聞かせください。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

冨丸議員の一般質問の２点目、文化ホール施設の運用についてお答えをいたしま

す。新庁舎に併設して整備を行っております市民交流センターにつきましては、平成21年３月に策定いたしております「新庁舎建設基本構想」の策定過程におきまして、市民代表からなる建設構想策定委員会並びに検討委員会において、その目的、必要性や規模、機能、運用などについてさまざまな意見が交わされ、策定に至ったところでございます。

特に文化ホールの必要性につきましては、市内の小中学生の合唱や演奏の発表の場としての音楽ホール、そして各種講演会等の開催の場としての市民ホールの必要性から整備を行うものでございます。また、その規模や機能につきましては、本市の将来推計人口や旧市民会館の利用実績、既存施設との整合性など、あらゆる面から検証いたしておりますとともに、経営面も重視し、将来に過度の負担を強いることのないように検討したところでございます。

また、ホール以外の施設機能として、研修施設、ロビー、ギャラリーにつきましては、各種講座やサークル活動の場、展示スペース等も確保するなど、生涯学習施設の機能を有しているところでございます。本施設の運用及び利活用に関しましては、文化協会はもとより、各種団体、また市民一人一人まで多岐にわたり利用されることを基本とするものであります。今後、利活用に係る企画立案におきましては、文化協会等のお力添えをいただければと考えているところでございます。

附帯する設備、音響設備並びにピアノにつきましても、ホールの利用目的やその規模、機能、そしてほかの施設の利用状況や使用頻度など、総合的に勘案して選定するものであります。特にピアノにつきましてはさまざまなご意見や要望が上がっていることは承知いたしておりますが、山鹿市といたしましては、さまざまな角度から検討を加え、総合的に判断して対応いたしてまいります。

次に、文化ホールの愛称につきましては、今回、図書館の名称を募集するに当たりまして、交流センター自体の名称や文化ホールの名称についても検討をいたしたところでございますが、それぞれの施設に呼び名をつけてしまいますと、市民の皆様を混乱させてしまうことも考えられますので、現在のところ文化ホールの愛称につきましては考えていないところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○５番（冨丸　洋一郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

冨丸君。

［５番　冨丸　洋一郎君　登壇］

○５番（冨丸　洋一郎君）

ご答弁ありがとうございました。

今、部長の方からご答弁がありましたけれども、やはり私の率直な感じを申し上げますと、この新たにでき上がる文化ホールが、非常に生涯学習の場とか、あるいは一人一人の活躍の場とか、そういったことが全面にきますと、私はやはりそれぞれ旧町に改良されました市民センターにもそれぞれの会議室がございます。そういうところと一線を画すためにも、そのプロの演奏家が来て演奏できるような、そういったものが必要ではないかというふうに考えてお尋ねをしたわけでございます。

いろいろ状況はあるかもわかりませんけれども、それでは今からこの10月を目標にするか、あるいは11月になるのかわかりませんけれども、今から附帯する設備、あるいは音響設備、そういったものについて、これはどういった形で整備を進められていくのか、私も注視していきたいと思います。ピアノにつきましては、これは確かに金額的には張ります。張ると思いますけれども、このピアノを将来的に考えますと、耐久性にもすぐれておりますし、その日本のトップ級の演奏家が山鹿に来て、そのホールの舞台で、ステージで演奏したというふうなこの実績がもしできるとすれば、私は県北の中の、どんなに450名の小さい客数であっても、非常に中身の濃いホールになるのではなかろうかなというふうな、そういった思いをいたしております。これはすぐに実現ができるかどうかわかりませんけれども、私もいろんな演奏、クラシックを時々テレビで拝聴したりしますけれども、皆様もご存じのように、先ほどご紹介しましたあさぎり町の月足さんのほかにも、日本には全盲の辻井　伸行さんという方がいらっしゃいます。この方がもし山鹿で演奏されたら、本当にすばらしいもので後世に残っていくじゃなかろうかなと。そういった日が一日も早く来ることを希望して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、冨丸君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、堀　茂幸君の発言を許します。堀君。

［13番　堀　茂幸君　登壇］

○13番（堀　茂幸君）

こんにちは。

13番の堀　茂幸でございます。発言通告に従いまして、３点一般質問させていただきたいというふうに思います。１番の保育園・幼稚園の再編整備計画について、それから小・中学校規模適正化基本計画について、このことを一つとし、それから３番目の山鹿市民スポーツセンターについてを一つとして一般質問をしたいというふうに思います。

最初に、保育園・幼稚園の再編整備計画につきましては、午前中に服部議員のほうから方向性とか要望、それから総合子育て拠点づくりですか、そのことについて執行部より説明をいただきましたので、私は障害児対策についてというようなことで質問をしたいというふうに思います。

委員会として、先般に保育園の訪問・視察を行いました。その中で、各保育園、独自性、特色のあるすばらしい形の中で園づくりができており、すばらしさを感じたところであり、各園長先生を初め各園に対しまして敬意を申し上げたいなというふうに思います。そして、子どもたちの生まれる数が毎年減少しておりますし、現在は400名前後だというふうに聞いておりますけれども、少子化が非常に進む中であるわけでございます。その中で、障害児の急速な増加と申しますか、要支援を必要とする児童が増加しているというようなことをつくづく思う中でございます。その中で、以前からあったようでございますけれども、この間、訪問のとき、八幡保育園の先生方からもお話を聞きましたけれども、八幡保育園は民間に移譲されたけれども、公立の時代と同じような形の中で人権教育を初めとした障害教育に対しても差別のない教育指導が行われているというようなことで、改めてすばらしさと感銘を受けました。ご苦労さまですと申し上げたいというふうに思います。

こうしたことを背景にしながら、本年平成26年度より平成30年までの間を期間とし、山鹿市立の公立保育園・幼稚園の再編整備計画が策定されました。その中で、公立保育園への民間活力の導入と幼保育園児童数に適応した施設への統廃合が進むとされており、最終的には保育園１園、幼稚園１園、幼稚園と保育園の一元施設のある子ども園１園を公立として残すということになっております。この公立で残ることになっている山鹿保育園、山鹿幼稚園については、特別支援・障害児保育のあり方を探っているモデル園、もしくは特別支援・障害児教育を提供する拠点幼稚園となるということであるし、こうした大きな課題に向かって公立保育園の役割を担っていくことこそ意義深いことだと考えるところであります。具体的にどのような内容の保育園、幼稚園を想定されているのか、質問をしたいと思います。

次に、小・中学校規模適正化基本計画についてでございます。このことにつきましては、皆さん方もご承知のとおり、最初前期１次計画の中で非常に計画が遅れたと申しますか、そして合併10年目を迎えるわけでございますけれども、今までの中で、今何分の１できたのかなというようなことの中で、非常に心配されとったというふうに思います。その中で、合併特例債の延長というようなことを踏まえながら、この第２次基本計画はできたんだなというようなことを思います。そのことを本当に何に感謝したらいいかというようなことを思いますけれども、何はともあれ、この基本計画ができ上がったということは、非常にすばらしいことだと思うし、この

ことについて改めて説明をいただきたいというふうに思います。

これで、第１回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

堀議員のご質問、山鹿市公立保育園・幼稚園再編整備後期計画における特別支援・障害児保育、就学前教育を対象としたモデル園構想についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、市内の子どもたちの出生数が減少する一方で、要支援児童数の増加は大きな課題となっており、発達障害と言われる自閉症や情緒障害の児童に限れば、この５年間で倍増しております。

こうした状況に対応するため、保育園では支援が必要と思われる児童が入園した場合、保育士を定数以上に配置したり、医療行為が必要な児童には看護師を別途配置しております。また、幼稚園においてもサポートティーチャーを配置するなど要支援児童の個性や発達状況に応じた保育、教育を実施しております。

お尋ねの、今回、平成26年度から平成30年度までを計画期間としました山鹿市公立保育園・幼稚園再編整備計画においては、特別支援・障害児の保育・就学前教育を行うモデル園として、山鹿保育園と山鹿幼稚園を位置づけ、公立として存続させるものといたしております。要支援児童、気になる子・障害を持つ子への適切な支援を行うためには、日々かかわりを持つ保育士や幼稚園教諭が知識や技術を習得し、一人一人の実践力を高めるとともに、市全体の子育て支援施設がそうした支援が必要な子どもたちの保育・教育に関して理解を持ち、その技術を学び、包括的な連携体制づくりを行うことが必要であると考えております。

そこで、モデル園の具体的な役割としまして、小中学校や特別支援学級、療育センターなどと連携しながら、要支援児童に対する保育や教育の支援体制についての研究を行い、職員の技術的な研修等を充実させ、山鹿市における特別支援・障害児保育や教育のあり方を探るとともに、法人保育園等とも連携し、山鹿市全体での要支援児童に対する保育や就学前教育体制の充実を図ってまいります。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

堀議員の一般質問の２点目、小・中学校規模適正化基本計画の第２次計画案についてお答えをいたします。

今回策定をいたしました第２次計画案につきましては、これまで取り組んでおります第１次計画の進捗状況や今後の児童生徒数の推移を踏まえ取りまとめたところでございます。第２次計画案の内容は、基本的な方針といたしまして、１点目、複式学級の解消を図ること。２点目、学校、保護者と地域の一体的な連携を推進するため、旧来から結びつきの強い旧市町等を単位とする地域コミュニティーを尊重した枠組みを考慮すること。３点目に、遠距離通学対策を講じること。４点目、既存校の敷地や施設をより有効に、かつ効果的に活用を図ることによりまして、早期の再編を進めたいと考えているところでございます。また、計画につきましては、施設整備も必要となることから、より有利な財源を活用可能な期間として、平成31年度までの５カ年間で進めたいと考えております。

次に、再編の枠組みについては、第１次計画の進捗や将来の児童生徒数の予測等を踏まえ、小学校の再編として米野岳中学校通学区域の４小学校の再編。鹿本地区の３小学校の再編。平小城小、三岳小と八幡小の３小学校の再編を進めてまいります。また、中学校の再編は、通学区域である小学校の児童数の減少見込み等を踏まえ、鶴城中学校と山鹿中学校の再編を進めてまいります。

さらに、統合校となる場所については、基本的方針に基づき、それぞれの既存校のうち施設や敷地の状況、学校周辺の環境等を比較検討した上で、子どもたちにとってよりよい教育環境を確保するために総合的に考慮し、位置の選定を行ったところでございます。計画案については、有識者を初め委員20名からなる「山鹿市立小・中学校規模適正化等協議会」においてご意見を賜りながら協議を重ね、承認をいただいたところでございます。

今後は第２次計画案についてＰＴＡや地域の皆様へ丁寧にご説明を申し上げ、ご理解をいただきながら子どもたちにとってよりよい教育環境を整え、教育目標である「心豊かにたくましく生きる人材の育成」を実現するために、再編計画の確実な取り組みを目指してまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○13番（堀　茂幸君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

堀君。

［13番　堀　茂幸君　登壇］

○13番（堀　茂幸君）

２回目の質問をしたいと思います。

保育園・幼稚園の再編整備計画につきましては、ただいま執行部より答弁の中で、小中学校や特別支援学級、療育センター等と連携しながら要支援児童に対する保育や教育の支援体制について研究を行い、職員の技術的な研修等を充実させ、山鹿市における特別支援・障害児保育や教育のあり方を探るとともに、法人保育園等と連携し、山鹿市全体での要支援児童に対する保育や就学前の教育体制の充実を図ってまいりますというようなお答えでございまして、非常にこういうことで進めていただくならば、非常にすばらしいことだなというふうに思いますし、あわせて本当に民間に最終的には移譲してしまうというような形になりますし、残るのが３つというようなことになります。その中で、民間との連携というのが一番に大事になってくると思いますので、その点をあわせてお願いしておきたいなというふうに思います。

次に、小学校、中学校の規模適正化基本計画につきましてですけれども、今、執行部のほうから今後の計画についてご説明いただきましたけれども、その計画を見てみますと、１次計画の中で、山鹿小と川辺小学校の統合ができました。鹿北の３小学校の統合ができ上がりました。菊鹿の３小学校の統合、本年が設計、来年が工事ですかね、これで大体全体計画の１次計画の中が、どれぐらいですか、２分の１過ぎたか、過ぎないか、それぐらいだろうと思いますし、最初の計画の中で、鹿央の３小学校と米田の小学校、それから鹿本の３小学校というのは、もともと前期計画の中に含まれとったというふうに思います。それにあわせて、今度、平小城、三岳、八幡の小学校の統合、それから鶴城、山鹿中の統合という話が第２次計画の中で盛り込まれたというようなことだというふうに思います。

その中で質問ですけれども、第１次計画、最初、合併計画の中で出とったと思いますけれども、この合併に対して100億円程度の特例債をというようなことが最初の計画の中に入っとったかというふうに思います。そのことが非常に計画といいますか、執行の遅れと申しますか、それによりまして、本当に、怠慢とは申しませんけれども、進捗が遅れたというようなことで、第１次計画予定されましたけれども、もう特例債の限度というのが平成31年で終わりということで、そうしますとこれ計画いっぱい組んでありますけれども、そうなったときに少しでも前倒ししながら計画を進めていきよらんと、第１次と同じように大幅に遅れてどうもでけんだったというふうなことでは、もう特例債の限度が過ぎてしまうというようなことで大変なことになろうと思いますので、そのことについて少しでも前倒ししながらでも計画を進められないかというようなことを、第１点質問します。

第２点目に、今後の施設整備はどのように考えているかというようなことを第２

点目にお願いしたいと思います。

それから、第３点目でございますけれども、先ほど保育園の障害児教育につきましてはお尋ねいたしましたけれども、この最初の小学校・中学校の規模適正化計画の中に特別支援学級についての計画が一つも入っとらんと。このことは、所管的な違いというようなことを学校施設課と教育委員会の違いはあるかもしれませんけれども、一番大事な問題であろうかなというふうに思います。その中で、最初にこのことを盛り込むことができなかったことと、それから今後どういった方向にこの誘致事業は進んでいくのかというようなことを２回目の質問で質問としたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

堀議員の規模適正化基本計画の２回目のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、これまで第１次計画につきましては取り組みが遅れており、議員各位を初め関係者や地域の皆様に大変ご迷惑をおかけしており、心よりおわびを申し上げます。

第２次計画につきましては、計画期間内の開校に向けて着実に取り組みを進めるとともに、地域の皆様方のご理解をいただきながら、可能な限り早期の開校を目指し努力してまいります。

また、施設整備につきまして、開校を迎えた山鹿小や鹿北小及び現在校舎等の基本設計を行っている菊鹿地区統合小学校については、校舎等の老朽化に伴う耐震性の不足や危険性のある建物等であったため、活用可能な施設以外は改築せざるを得ず、多額の費用がかかっております。しかし、今後予定する統合校の施設につきましては、耐震補強を終えた建物、または耐震補強不要の建物等であるため、必要教室数の不足に伴う校舎増築や内部改修等によりまして、既存施設の有効活用を図り、改築と比べて遜色ないような効率的な施設整備に努めたいと考えているところでございます。

今後も児童生徒の学習環境の向上を目指し、財政状況等も考慮しながら子どもたちの教育環境に格差が生じないような施設整備に努めてまいります。

なお、特別支援学校の誘致につきましては、熊野首席審議員よりご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

熊野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　熊野　浩君　登壇］

○教育部首席教育審議員（熊野　浩君）

堀議員のご質問、特別支援学校の誘致についてお答えいたします。

熊本県教育委員会が平成23年５月に策定しました「県立特別支援学校整備計画」に基づき、菊池支援学校高等部の山鹿分教室がこの４月にいよいよ開設いたします。熊本県教育委員会は、県立特別支援学校の現状と課題の中の一つとして、身近な特別支援学校で学ぶための整備を挙げており、鹿本地域に知的障害特別支援学校がないことをしっかりと踏まえていただいての開設となりました。

残された小学部、中学部の件ですが、12月議会の中での答弁の中で、「適当な場所があれば学校跡地にこだわらない考えもあることを県のほうにも伝え協議してまいります。」と答えております。学校規模適正化基本計画の第２次計画案によりますと、今後の学校統廃合に伴い、特別支援学校の小学部、中学部の場所の候補として挙げられる跡地もふえてまいりますので、これからも県のほうへはいろいろな選択肢を提示しながらお願いを続けてまいりたいと存じます。

以上、ご答弁申し上げます。

○13番（堀　茂幸君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

堀君。

［13番　堀　茂幸君　登壇］

○13番（堀　茂幸君）

ただいまのご答弁で、規模適正化につきましては、先ほど申しましたとおり、第１次計画が非常に遅れたということを重視しながら、平成31年とか何とか言わんで、なるだけ早くできるように精いっぱいの努力をお願いしておきたいなと思います。

３回目の質問につきましては、特別支援学級に対してだけ質問をしたいなというふうに思います。特別支援学級は、先ほどもありましたとおり、高等学校の部におきまして今年から鹿本商工において開設されるというようなことで、非常に喜ばしいことだというふうに思いますし、このことが先ほどから申し上げておりますとおり、保育園から小中学校ができて、そして高校までというふうなことで一貫した教育ができるのが理想だと思いますし、そのことが何十年と申しますか、何年というようなことでこのことができとらんというようなことを思いますし、今まで最初は米田であったわけですかね、米田であったり、芋生であったり、川辺であったりというようなことで、各小学校の規模適正化事業、それで廃校になった部分というよ

うなことで、いろんなことを挙げながら県と今まで交渉されてきたのかなというふうなことを思います。ところが、そのことが、一つ一つが理由はともあれにして、ことごとく県との交渉の不成立に終わったというのが現在までの形であるのかなというふうに思います。先ほど私の質問したことというようなことは、今まで何人もの議員が養護学校、障害児学級というのを早くつくり、特別支援学級を一貫したものにつくっていかなんというようなことで、何回も質問があったというふうに思いますし、本当に県との協議が見えないというのが現実に私の率直な気持ちです。その中で、具体的に、いつどのような形で誘致するのかという予定があるならば、もう正確に答えていただきたいと思いますけれども、県との交渉がどういう形になっとるかというようなことで、改めてお答えをお願いしたいなというふうに思います。

○議長（藤原　弘君）

熊野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　熊野　浩君　登壇］

○教育部首席教育審議員（熊野　浩君）

堀議員の特別支援学校の誘致についての２点目のご質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、特別支援学校高等部山鹿分教室が開設いたしますので、小中高のつながりや連携を考えましたときに、山鹿市教育委員会としましては残された小学部、中学部の誘致場所は、高等部とあまり離れていない場所が有力になるのではないかと推察しております。今後の学校規模適正化計画の進みぐあいの中で候補地が絞り込まれ、具体的にその場所が見えてくれば、県の方針が早まることは十分に考えられます。第２次計画により統廃合の場所が決まってまいりますので、その上で有力な候補地を県に示すことで、早い時期での誘致の実現を目指すことが可能になります。教育委員会としましては、そのために精いっぱいの努力をしていく所存でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○13番（堀　茂幸君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

堀君。

［13番　堀　茂幸君　登壇］

○13番（堀　茂幸君）

今、特別支援学級についてはお答えいただきましたけれども、本当に高等部に離れない場所が有力であるというようなことと、統廃合の場所が決まれば有力な候補地を県に示し、早い時期での誘致の実現を目指すことが可能になりますとのお答え

でございます。本当に皆さん方が期待されていることだと思いますので、本当、県と早く現実性を帯びたキャッチボールをしていただきながら、早く小中学校というのができ上がることを心からお祈りしておきたいなというふうに思います。

そして、あわせまして新年度以降というのは、学校施設課も教育課もという話もありますし、またその中に子育て支援課も入ってくるというようなことで、子ども課としてスタートしていくというようなことだろうと思います。その中で、横縦のつながりというようなことじゃなくして、本当に教育委員会で一つになってスムーズに事業が進み、最終年度までには学校の規模適正化、そしてあわせて養護支援学校というのが完成し、もう皆さんが喜んでいただけるようにご努力いただきますことを最後にお願いしておきたいというふうに思います。

次に、山鹿市民スポーツセンターについて行いたいと思います。このことも、先般のこの間の本会議の中で横手議員の質問の中でお答えになったと思いますけれども、本当に全員協議会等でご説明いただきましたとおり、地元の方々のご理解をいただきながら、無事に一般廃棄物処理施設が平成31年度の竣工をめどに建設が行われるというようなことで、まずは安堵しておりますけれども、この施設の利用と申しますか、それから今後の、なくなる分、なくならない分ということが非常に心配いたしますので、いつからこの施設が使われなくなるのか、今後のスケジュールというようなことで、まずはお答えをお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

こんにちは。

堀議員の一般質問の３点目、山鹿市民スポーツセンターについての環境部関係のご質問、ごみ焼却施設整備に伴う山鹿市民スポーツセンターの利用等への影響につきましてお答いたします。

初めに、新たなごみ焼却施設の整備につきましては、協定上、平成30年度末までに完成させる必要があります。施設整備に際しましては、平成26年度に策定いたします施設基本計画の中で、施設の規模や焼却方式など具体的な方針を決定することといたしており、この方針を踏まえて整備することとなります。したがいまして、現時点におきましては、市民スポーツセンターのグラウンド敷地内のどの場所に、どれだけの広さで建設するのかという明確な青写真をお示しすることはできませんが、少なくとも体育館と弓道場は存続させる方向で考えております。残る部分をどうするのかにつきましても、当該基本計画の策定とあわせて方向性を出してまいり

たいと考えております。

また、今後の整備スケジュールでございますが、平成26年度に基本計画の策定を、平成27年度に基本設計と敷地造成の設計を、平成28年度に敷地造成工事と実施設計を、平成29年度から平成30年度にかけまして本体工事を予定いたしております。このため、グラウンドとテニスコート部分につきましては、本体工事が始まる平成29年度から利用ができなくなりますが、平成28年度中におきましても、敷地のかさ上げ等の造成工事により、年度途中から使用が制限されることも生じてまいります。したがいまして、できる限り利用される方に支障が生じないよう環境部といたしましては情報の共有を初め、施設を所管しております教育部と連携を図りながら、新たなごみ焼却施設の整備を効率的・計画的に推進してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○13番（堀　茂幸君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

堀君。

［13番　堀　茂幸君　登壇］

○13番（堀　茂幸君）

大変ありがとうございました。

このスポーツセンターにつきましては、今、部長の答弁のとおり、平成26年度、今年度が基本設計というようなことでございまして、今後どのような建物が建ってくるのかというようなことで、また推移を伺いたいなと思いますけれども、今、お答えいただきましたように、今後の整備計画と申しますか、何が要って、何が要らんというようなことだけ、本当に聞きたかった部分でありますので、大変ありがとうございました。

今も部長の答弁にありましたとおり、平成26年、本年が基本計画、平成27年が基本設計、敷地造成設計、平成28年が造成工事、平成29年、平成30年が本体工事の予定というようなことであるというふうに思います。平成29年にはグラウンド、テニスコートは全く利用できなくなるというようなこと、それから体育館、弓道場は解体しないというようなことでありますし、平成28年には造成工事を行うためにテニスコート、グラウンドにおいては制限が生じるというようなことのお答えであったというふうに思います。

そこで質問ですけれども、これは環境課じゃございませんでカルチャースポーツセンター、教育委員会のほうに質問というふうになりますけれども、プールに関しまして、平成16年と平成24年、それからテニスコートにおきまして平成25年という

ようなことで市民より提出をいただきました陳情書により、議会としてもこのことに対しては採択をしとるというようなことだと思います。これは建設に関してですけれども、そういう陳情書が上がったというのが議員全部把握しとることだろうと思います。

そこで質問ですけれども、平成20年に作成だと思いますけれども、カルチャースポーツセンターの第２次整備計画について、またごみ焼却炉建設に伴う、早期に代替施設の建設ができないかというようなことでお尋ねをしたいなというふうに思います。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

堀議員の一般質問の２回目、カルチャースポーツセンターの今後の整備計画についてお答えをいたします。

ごみ焼却場の建設に伴い、山鹿市民スポーツセンターのグラウンドやテニスコートが利用できなくなる件に関しまして、カルチャースポーツセンター第２次整備計画において早期に代替施設の整備ができないかとのお尋ねでございますが、第２次整備計画自体の実施については、平成27年度からの主要プロジェクトで取り組めるよう関係各課と現在協議を行っているところでございます。現在、山鹿市民スポーツセンターにおいては、グラウンドで野球やソフトボールなど、そしてテニスコートの利用があっております。確かに１日でも早いスポーツ施設の整備は必要かと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、平成27年度以降の主要プロジェクトの中で計画に基づいて取り組んでいきたいと考えております。新しい施設ができますまでの利用につきましては、既存の施設を極力利活用していただけるよう、現在利用される団体とはしっかりと話し合いを行い、対応していくことを考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○13番（堀　茂幸君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

堀君。

［13番　堀　茂幸君　登壇］

○13番（堀　茂幸君）

ただいまカルチャースポーツセンターの今後の整備計画についてというようなこ

とで答弁いただきましたけれども、平成27年以降の主要プロジェクトの中での計画に基づいて取り組んでいきたいと考えておりますとのお答え、そして現在利用されている団体とはしっかり話し合い対応していく予定としておりますというような答弁だったというふうに思いますけれども、計画を本年じゃなくて来年の平成27年に計画設計、平成28年に工事、平成29年から供用開始、平成28年は造成工事のためテニスコートは使用不能になるということです。その中で、現在のスポーツセンターの施設と新規施設のどちらかの施設も使用できない期間が生じるというふうに思われますけれども、このようなとき市民の方々にご理解をいただくというような答えですけれども、どういった形でなのか、少し早めるとか、どんなとか、そのあたりの検討をしていただくならばというようなことで３回目の質問をしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

３回目のご質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、カルチャースポーツセンターの第２次整備計画につきましては、平成27年度からの主要プロジェクトの中で取り組んでいきたいと思っております。今回のごみ焼却場建設に伴い影響を受けます山鹿市民スポーツセンターの利用者数は、グラウンドで野球やソフトボール、ゲートボールなどに年間延べ人数で約１万2000人の方が、テニスコートで約5000人の方がおられ、スポーツを通じて健康づくりや仲間づくり、そして各種大会等に利用していただいているところでございます

カルチャースポーツセンター第２次整備計画に基づく新規施設の整備には、設計や造成、施工と相応の期間が必要でございますけれども、その中でもごみ焼却場建設に伴い影響を受けます施設につきましては、利用できなくなるブランク期間を少しでも短縮できるように、また現在の施設より、よりよい施設を整備することができますように考えていきたいと思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○13番（堀　茂幸君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

堀君。

［13番　堀　茂幸君　登壇］

○13番（堀　茂幸君）

最後に一つ要望をしておきたいなと思います。カルチャースポーツセンターの第２次計画につきましては、もうこれは平成20年に作成したものでありますし、本年の計画からスタートしていくということでございますけれども、テニスコート、プール、それからグラウンドというようなことで、最終的に計画がどういったほうに進むのかわかりませんけれども、もう最大限の努力をしていただきながら完成に向けてご努力をお願いしておきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、教育長、私が教育部に関してだけ今日質問をいたしました。まだまだありましたけれども、何はともあれ、教育長になってからばかりじゃありませんけれども、今までずっと事業というのが非常に遅れとると思うわけです。教育長の理想論もすばらしいと思いますけれども、地に足をつけて、みんな合わせて、力を合わせて早期の実現のためにお願いを申し上げておきたいと思います。

大変ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、堀君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後２時27分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時40分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、藤原　豊君の発言を許します。藤原君。

［９番　藤原　豊君　登壇］

○９番（藤原　豊君）

こんにちは。最後になりました。もうちょっとです、頑張ってください。

議席番号９番、藤原　豊です。通告に従い、質疑と一般質問をさせていただきます。

昨年の６月定例会にて、永田　健議員が防災無線とオフトーク通信事業について質問されておられました。その前にも、稲葉議員やほかの先輩議員も質問されておられ、オフトーク通信サービスが終了するというのは本当に心配しているところでございます。

今回、地域情報化推進費で「デタポン」とありますが、この「デタポン」についてと、どういった経緯で取り組むことになったのか、説明をお願いします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。早田総務部次長。

［総務部次長　早田　弘隆君　登壇］

○総務部次長（早田　弘隆君）

こんにちは。

藤原議員の質疑、一般会計予算、地域情報化推進費のうち、データ放送「デタポン」使用料90万8000円についてお答えをいたします。

データ放送「デタポン」とは、ＲＫＫ熊本放送テレビが昨年春より新しく始めましたテレビを活用した情報サービスでございます。

サービスの概要は、ＲＫＫテレビのデータ放送の中で、市役所からのお知らせや観光イベント情報など、必要な行政情報をテレビへ配信することができるサービスでございます。現在、阿蘇郡高森町、山鹿市及び菊池市の２市１町が取り組んでおり、本市では昨年11月号の広報紙のほか、ホームページ並びにオフトークで紹介し、10月よりの試験運用を行っております。情報の入力は各課で行っており、現在は災害時の避難所一覧、議会の日程、乳幼児健診、入札結果、観光イベント情報などを掲載しております。正式運用の後は運用課を拡大し、内容もさらに充実させていきたいと考えているところでございます。

このサービスは、ホームページのように画像や音声などを配信する機能はなく、文字のみの情報でございますが、ご家庭のテレビでいつでもご覧いただくことができますので、インターネットや携帯電話をご利用されていない人でも年齢を問わず幅広い世代に、また市内に限らず広い地域に配信が可能になっております。

次に、質疑の２点目、本サービスの導入に至る経緯についてお答えをいたします。

市民の中には、通勤・通学のため昼間は市外へ出られ、防災行政無線やオフトークを聞くことができない人たちがいらっしゃいますが、そのような人たちにはパソコンや携帯電話を使ってホームページやメールサービスにより情報を受信していただけるようサービスをふやしてまいりました。

一方で、情報通信技術が進展する中において、高齢化も進み、情報機器にふなれな人たちとの世代間の情報格差が拡大することに加えて、近い将来オフトークが終了することから、当該地域では情報手段の確保が問題となっております。

このような世代間の情報格差と市民生活の多様化に対応した情報配信を行う手段として、子どもからお年寄りまで共通の情報手段である、お茶の間のテレビへ配信できるデータ放送「デタポン」に期待しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○９番（藤原　豊君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

藤原君。

［９番　藤原　豊君　登壇］

○９番（藤原　豊君）

答弁ありがとうございました。

私、知りませんでしたので試してみました。確かに簡単で、こういうのに疎い自分でも見ることができましたが、やはり画像や音声などはないので、文字を読みとっていかなければなりません。オフトーク通信を聞きなれている人には、耳からの情報ではないので何となく違和感を感じると思います。

今までの答弁の中で、防災行政無線は防災情報の伝達を最優先とする中で、それら本来の目的を妨げない範囲であれば、自治会ごとに区長さんや各種団体からのお知らせ放送などオフトークに準じた利用はできるが限界はありますが、まず難しいのではないかと思います。今、オフトーク通信を聞いてみますと、今週のタケノコの出荷は何日と何日で、時間は何時までで、場所はどこですとか、明日は挨拶運動日になっております、時間は何時ごろまでです、当番地区はどこですとか、何々部会より現地講習会を行います、場所はどこですなど、その他いろいろ地域に密着した情報が放送されており、聞きそびれた場合、支障を来すこともあります。

オフトーク通信が地域振興とコミュニティーの維持に欠かせない包括的な情報基盤であるのは認識されていると思います。平成24年９月定例会で森議員の質問の答弁で、地域別、圏域別、市町村別に異なった情報の配信が可能で、地域に密着した音声や画像情報のほか、データ通信による蓄積型の放送が実証実験されているとありましたが、それはどういうものなのか。それと、今後本市の情報伝達手段として防災情報、行政情報、地域の情報などをどのような方向性というか、展望を持っておられるのか、お知らせください。

○議長（藤原　弘君）

早田総務部次長。

［総務部次長　早田　弘隆君　登壇］

○総務部次長（早田　弘隆君）

藤原議員の質疑、２回目のご質問の１点目、テレビのデジタル化によって使われなくなった周波数ＶＨＦ帯域の有効活用に関する実証実験の事例についてお答えいたします。

テレビのデジタル化に伴って生じた空き周波数の有効活用は、商業利用のみならずさまざまな活用ができることから、民間放送事業者はもとより、全国の自治体でも期待されております。このことについて、平成24年９月定例会での一般質問答弁において、当時全国数カ所で取り組まれていた実証実験では、サービスの実用性並

びに制度整備、そして受信機の検証が行われている状況である旨、ご答弁いたしたところでございます。その後、運用の大筋が決められ、その内容としてはＡＭラジオ放送局の難視聴対策、コミュニティー放送並びにＦＭ放送局の新設、そしてマルチメディア放送に向けた活用が行われているようでございます。この中で本市がオフトークの代替えとして関心を寄せていたマルチメディア放送については、全国を六つのブロックに分けた地域密着型のサービスが行われ、地方性を生かせるものではございますが、オフトーク放送のように地域でのページング放送ができるような内容ではございませんでした。

しかしながら、受信機器の広がりとともに、サービス自体の成長もあるかと思われますので、今後も注視してまいりたいと考えております。

次に２点目、本市の情報伝達手段について、今後の展望・方向性についてお答えいたします。これまで本市では合併後の速やかな一体化を図るため、また市民生活と地域産業経済の活性化に欠かせない各種情報基盤の地域格差を是正するため、オフトークの改修、テレビの難視聴対策、光ブロードバンド基盤整備事業など、情報通信基盤の整備に取り組んでまいりました。

このような中、情報社会と言われる現在、氾濫するさまざまな情報の中から必要な情報だけを個別に配信することが求められておりますが、それらの要求を満たす包括した情報基盤は見当たらず、現段階では市が提供する幾つかの情報手段の中から、みずからのライフスタイルに沿った方法を選んでいただくことが望ましいと考えております。

情報伝達手段に関する当面の方向性といたしましては、これまで整備いたしました防災行政無線を有効に活用しながら、ホームページ、情報メールサービス、並びにデータ放送「デタポン」をあわせて活用し、相互の機能を補完し合いながら市民生活の多様化に対応した行政情報伝達を行うとともに、新しく生まれる情報手段につきましても検証を続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上、ご答弁を申し上げます。

○９番（藤原　豊君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

藤原君。

［９番　藤原　豊君　登壇］

○９番（藤原　豊君）

ありがとうございました。

通信技術の著しい発達によりオフトークがなくなるわけで、何か変な気持ちです

が、今後もページング放送ができるようなもの、当市に一番最適なものと情報通信の動向を注視していかれることをお願いして、この質疑を終わります。

次に、平成26年度山鹿市一般会計予算、ワイナリー構想推進事業についてお尋ねいたします。

このワイナリー構想については、冨田議員から一般質問が先ほどなされて、取り組みに至った経緯、目的、今後の取り組み内容などについて答弁なされたところでありますので、あまり聞くところがありませんが、自分が心配しているところについてお尋ねいたします。

現在、原料供給のために平成15年までに10ヘクタールに拡大すると聞いておりますが、現在の栽培面積及び今後の増反に対する計画をお尋ねします。先日、オフトーク通信でワイン用ブドウに興味がある人、つくってみたい人はということで説明会のお知らせが流れていました。今年度の増反に対する栽培予定数及び生産者数の状況はどうなっていますか、お尋ねいたします。

次に、10ヘクタールに面積を拡大するとなっているが、急に面積を拡大することにより、新規加入者また現在栽培されている方で面積をふやされた方たちが手が回らなくなったりして品質の低下など心配する面も出てくると思うが、どのような指導体制を考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

藤原議員の質疑、ワイナリー構想推進事業の生産関係の内容についてお答えします。

１点目、現在の栽培面積及び今後の増反計画については、本年度増反分1.42ヘクタールを含め、現在の栽培面積は4.5ヘクタールです。今後も引き続き平成26年度で3.0ヘクタール、平成27年度で2.5ヘクタールの増反を計画していきます。

次に、２点目の平成26年度における栽培予定圃場については、平成26年３月１日時点で栽培予定圃場は、現在栽培が行われている五郎丸、上永野、小伏野地区を初め全て菊鹿地内で、約3.0ヘクタールであり、その中で既に栽培者が決定している圃場が2.06ヘクタールあります。平成26年度計画面積３ヘクタールのうち残り0.94ヘクタールについては、引き続きオフトーク等で地元からの栽培希望者を募り、随時説明会を開催しているところです。

次に、３点目の大幅な増反計画に伴う品質の維持・確保のための指導体制については、現在熊本ワイン株式会社及び菊鹿町葡萄生産振興会が連携し、栽培技術交流

や高品質生産体制の取り組みを行っています。

今後の増反計画は、品質維持を目的とした増産であり、新規栽培も既存の菊鹿町葡萄振興会への加入や振興会主催の各種講習会への参加、圃場の土壌診断などが条件になります。

今後も熊本ワイン株式会社及び菊鹿町葡萄生産振興会との連携のもと、山鹿市シルバー人材センターからの協力もいただき、栽培技術講習会等を開催し技術の向上に努めるとともに、質の高いワイン専用ブドウの生産に向けて、特に新規就農者への指導の徹底を行っていきます。

以上、答弁申し上げます。

○９番（藤原　豊君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

藤原君。

［９番　藤原　豊君　登壇］

○９番（藤原　豊君）

ありがとうございました。

面積を急にふやすと言われても、これは本当に大変なことではなかろうかと思います。栽培圃場には、ハウスを建てていかなければなりせん。そうなると、圃場もある程度形の整ったところ、基盤整備したところになるわけです。また、土地の地質、土壌診断などの結果なども左右してくると思います。植えてから収穫までに３年かかり、永年作物であるということで、最初の圃場の選択が一番重要になってきます。そういうことをいろいろ考えたとき、今ある五郎丸ですか、今圃場があるところの菊鹿液肥施設がある近辺が一番最適ではなかろうかと思います。ほかにも太田、木山などあると思いますが、そして一番よい圃場から一筆ずつ現地調査し、「貸してください。」、「この人につくっていただきます。」、そのぐらいの橋渡しを行政が生産組合と連携していかなければなと思っております。今一番重要なのは面積の確保です。来年度2.5ヘクタールの増反を含めて、今後どのように普及されていくか、お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

平成26年度以降の増反計画及び普及推進についてお答えします。

ワイン用ブドウの栽培に適した圃場とは、通常昼夜の気温差が大きくて、風通し

がよく、水はけのよい土壌と言われています。圃場選定に当たっては、菊鹿町葡萄生産振興会及び熊本ワイン株式会社と連携を行い、栽培管理や作業効率の面からも、できるだけ現在栽培がなされている圃場近辺でこれらの条件を備えたよい土地を賃借も含め選定しているところです。なお、平成26年度3.0ヘクタールの増反に加え、平成27年度増反予定である2.5ヘクタールについては、熊本ワイン株式会社の自社農園１ヘクタールを含んでおります。

今後は、熊本ワイン株式会社の意向も踏まえ、自社農園部分の拡大とさらなる品質の向上を目指し、生産の拡大につなげていきたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○９番（藤原　豊君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

藤原君。

［９番　藤原　豊君　登壇］

○９番（藤原　豊君）

ありがとうございました。

よいワインができるためには、品質の高い原料が一番だと思います。全国に誇れるワイン産地になることを祈念しまして、質疑を終わります。

次に、イノシシ被害の防止対策について質問します。

イノシシ被害の対策として、当市はいろいろな事業をやっていただいております。その効果が出てきているのか、最近あまりとれなくなったとか、減ったんじゃなかろうかという話を聞きます。また、それと同時に、イノシシも居場所がなくなってきているためか、市内に出没したということも多く聞きます。

それでまず１点目に、平成20年ごろからいろいろな事業を行っているが、それぞれの実績、捕獲頭数、被害額についてお願いします。

２点目に、狩猟免許を持たない人でも講習を受ければ有害鳥獣捕獲の補助者になれる特区があると聞いていますが、どういうことか。

３点目に、わな猟免許取得者をふやすために、農業関係団体職員や農林業者によるわな猟免許の取得を推進したり、わな猟免許所持者や市町村職員などを対象とした技術講習会を行うとなっているが、どのように行っているか。

４点目に、市役所職員による鳥獣被害対策実施隊の取り組みについて。

５点目に、平成22年度にイノシシ肉処理加工施設が計画されていたが白紙の状況と聞いている。現況はどうか。

以上、お尋ねします。

○議長（藤原　弘君）

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

一般質問のイノシシ被害防止対策の取り組みについてお答えします。

１点目に、平成20年度からのイノシシの捕獲頭数や被害額、各種補助事業の実績等についてお答えします。

まず、捕獲頭数については、平成20年度796頭、平成21年度1000頭、平成22年度1946頭、平成23年度1381頭、平成24年度1818頭、平成25年度は12月末時点で1055頭となっています。被害額については、平成20年度7143万6000円、平成21年度3966万円、平成22年で1438万7000円、平成23年度847万8000円、平成24年度1303万1000円となっています。

次に、各種補助事業の実績については、狩猟免許取得補助事業と箱わな購入補助事業が平成21年度から実施しており、先月末までの総額で狩猟免許取得補助事業が60件、56万円、箱わな購入補助事業が153基、409万円の補助額となっています。電気柵設置補助が平成20年度から先月末までの総額で799基、1432万1000円、防護柵設置補助が平成22年度から今年度決算見込みを含めて総額96地区、16万698メートルの延長、9769万7000円の補助額となります。

次に、２点目のわな特区については、特区に認定されると狩猟免許証を持たない人でも講習を受けることにより、鳥獣捕獲の際に狩猟免許取得者の補助者になれるというものであり、講習を受けた方が単独で狩猟できるというものではありません。本件については、平成24年３月定例会で質問をいただいており、特区の実施よりも狩猟のプロである猟友会の皆さんが今まで以上に力を発揮できるような施策を講じたり、春から秋の農繁期に集中捕獲できるよう支援していく旨答弁しております。

今後もこの方針を踏襲し、より効果的な捕獲ができるよう取り組んでまいります。

次に、３点目の市民や市町村職員への捕獲技術の向上や被害防止対策については、国の支援制度を活用し、鳥獣被害防止総合対策事業を実施しておりました。その中で、市民に対しては外部からの講師を招き、特にイノシシの生態や捕獲技術の普及についての講演会を開催し、知識の習得に努めております。また、実施隊に属する市の職員に対しては、箱わなの免許取得を行うなど、捕獲技術の向上にも努めております。

次に、４点目の市役所職員による鳥獣被害対策実施隊の状況については、平成24年８月に実施隊を創設しており、隊長に農林部長、副隊長に農林振興課長が従事し、現在農林振興課の職員５名がわな猟免許を取得しております。有害鳥獣捕獲につい

ては、猟友会と委託契約を交わしているため、主として猟友会に実施していただいており、実施隊はあくまでも猟友会の補佐的な役割を担っておりますし、市民の皆様へは被害防止のための啓発活動を行うようにしています。

５点目のイノシシ肉の処理加工施設については、本件も平成24年３月定例会において質問をいただき、実施主体、加工施設の場所選定や管理運営方法等の課題が解決できず、整備計画は白紙の状況である旨の答弁をしており、その後、新たな計画は進めておりません。

以上、答弁申し上げます。

○９番（藤原　豊君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

藤原君。

［９番　藤原　豊君　登壇］

○９番（藤原　豊君）

ご答弁、ありがとうございました。

イノシシの捕獲頭数はふえたり、減ったりしていますが、被害額は平成20年、平成21年の7143万3966万円に比べて、このごろは1000万円前後になっているので、大きな効果が出ているものと思います。イノシシの絶対数がどうなっているかはわかりませんが、今後もどんどん捕獲していかなければなりません。やはりそのためには、とる人をふやし、わなを多く仕掛けてもらうよう働きかけが必要だと思います。今後もいろいろな補助事業を継続してもらわなければ困りますが、どのような方向性になっていくのか、お尋ねいたします。

それと、イノシシ肉処理加工施設のことですが、日本ジビエ振興協議会というのがあり、その中で新聞に載っていた事例を三つほど紹介いたします。

福岡県の八女市です。害獣イノシシ味比べとして、農作物を食い荒らすイノシシの肉を有効に活用し、消費者にもっと身近にジビエ料理を食べてもらおうと、八女商工会議所が７日から16日の10日間、八女ジビエウィークを開催する。地元八女市と福岡市の計13店舗が八女産イノシシ肉を使った料理を提供する。八女茶を練り込んだ熟成肉やミートボールなど加工品の販売も計画している。

２例目は岡山県の美作市です。鹿とイノシシの食肉処理施設を昨年開設した美作市は、27日、市内４幼小中学校でジビエ狩猟肉を使った給食を提供。子どもたちがイノシシ汁を味わいながら地域の食材について学んだ。ジビエを用いた給食は初めてで、ふんだんにいったイノシシのもも肉を豆腐やネギ、ニンジンと煮込んだ汁を英北学校給食センターが約500食つくった。

３例目も岡山県です。岡山県で注目され始めている県産イノシシの皮の革製品ＫＩＢＩＮＯ、これはローマ字です、障害者の就労を支援する県セルプセンターが扱う新しいブランドだ。製造は、県内３カ所の障害者就労支援施設に委託している。鳥獣害対策と福祉事業を結びつけ、処分に困ったイノシシ皮を県特産品として生まれ変わらせたとあります。

山鹿市内でイノシシの肉が常時買えて、旅館や飲食店でジビエ料理として提供し、いろいろなイベントのときジビエ料理を進めて消費量を拡大し、捕獲頭数をふやしていかなければと思います。そのためには、加工施設が必要になってくると思います。加工施設のいろいろな課題を現状でもう一度見直してもらえればと思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

今後の被害防止対策及び加工施設等についてお答えいたします。

有害鳥獣の被害防止対策については、先ほど申し上げましたとおり、国の支援制度を活用しながら防護柵及び電気柵を導入し、農作物を守る対策を講じております。防護柵を導入した地区からは一定の効果があったと聞いておりますが、一方で防護柵を導入していない地区からは、新たに被害が発生しているとの報告もあります。

有害鳥獣の捕獲については、猟友会山鹿支部の皆さんが主体となり捕獲を行っており、被害額等は年々減少はしているものの、依然としてイノシシの数は減る兆しが見えない状況にあります。今、有害鳥獣対策に必要なことは個体数を減らすことが重要であることから、今後はイノシシを初めとした有害鳥獣に対しての知識や捕獲技術を習得し、猟友会山鹿支部の皆さんとの連携により、捕獲防護の両面で対策を講じてまいります

次に、２点目、イノシシ肉処理加工施設については、先ほど申し上げましたとおり、施設の設置に向けてはさまざまな問題がありますが、近年、イノシシ、鹿肉を使ったジビエ料理やハム、ソーセージなどの加工品が注目を集めており、これらの肉は新たな地域おこしの資源となるのではないかと思われます。

そこで、議員ご指摘の先進地事例の課題等も整理しながら、事業面、運営面で民間活力等が利用できないかを含め、今後関係機関と検討をしてまいりたいと思います。

以上、答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

以上で、藤原　豊君の質疑・一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時17分　散会

～～～

３月７日（金曜日）

平成26年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成26年３月７日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．北原　昭三

一般質問

（１）消防団の処遇改善について

（２）ご当地ナンバープレートについて

（３）使用済みインクカートリッジの回収について

（４）臨時給付金について

２．芹川　正美

一般質問

（１）市長説明要旨（経済をつくる・活性化する）について

①農林・商工・観光の総合的な考え方について（市長）

②６次産業について

③農林産物の販売促進について

④今後の農業施策の説明・周知等について

３．藤本　峰秀

一般質問

（１）今後の自治体経営について

①第３セクターについて

②山鹿市民医療センターについて

４．永田　健

一般質問

（１）情報基盤と伝達方法等について

（オフトーク通信サービス事業、防災行政無線事業）

５．永田　紘二

一般質問

（１）合併10年目の行政活動について

（２）山鹿市ハンドボールのまち構想について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

1番	服部香代君
2番	冨田弘海君
3番	永田　健君
4番	稲葉　昇君
5番	冨丸洋一郎君
6番	藤本峰秀君
7番	北原昭三君
8番	芹川正美君
9番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働　博君
農林部長	栃原栄一君
商工観光部長	戸次由夫君

建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
山鹿市民医療センター事務部長兼総務課長	荒木　隆君
教育部長	木村厚男君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	早田弘隆君
市民福祉部次長	坂梨真樹君
山鹿市民医療センター事務次長兼経理課長	飯田啓詩君
建設部次長	原　弘文君
教育部首席教育審議員	熊野　浩君
総務課長	宮崎錦也君
福祉課長	野田勝年君
農林企画課長	吉里明弘君
農林振興課長	才田豊昭君
商工課長	冨田龍也君
観光課長	早田順二君
環境課長兼廃棄物処理施設建設推進室長	古江光拡君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより、本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（藤原　弘君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。北原　昭三君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

おはようございます。

議席番号７番、公明党の北原　昭三でございます。今回４件の質問を一問一答にてさせていただきます。１件目、消防団の処遇改善について、２件目、ご当地ナンバープレートについての質問は、所管委員会の内容でございますので１回の質問で終わりたいと思います。明解なご答弁をよろしくお願いをいたします。

それでは、１件目、消防団の処遇改善について、昨年の臨時国会で消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を受けて、消防団の処遇改善と装備の拡充が図られることになり、その中で今回、消防団員の退職報償金が引き上げられることになりました。

近年、局地的な豪雨と台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めております。消防団はご存じのとおり、消防署とともに火災や災害への対応などを行う消防組織法に基づいた組織でございます。全ての自治体に設置されており、団員は非常勤・特別職の地方公務員として、条例により年額報酬や出動手当などを支給されています。火災や災害の発生時にはいち早く自宅や職場から現場に駆けつけ、対応に当たる地域防災のかなめでございます。特に東日本大震災では、団員みずからが被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じ大きな役割を発揮されました。その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで198人が殉職し、命がけの職務であることが全国的に知られました。

しかし、全国的に団員数の減少が顕著になっており、1965年130万人以上いた団員は、2012年には約87万人に落ち込んでおります。その背景には高齢化に加えてサラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も団員減の要因と考えられます。こうした実態を受け、昨年12月に消防団を支援する地域防災力充実

強化法（消防団支援法）が設立をされました。同法は消防団を将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されたわけであります。

それでは、３点について質問をいたします。

１点目、消防団員の勧誘・確保につきましては、地元が主体とは思いますけども、市として取り組まれていることがありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

２点目、退職報償金並びに年額報酬、また出動手当の額はどのようになっておりますでしょうか。

３点目、今後の処遇改善等について、どう考えておられるかお知らせをいただきたいと思います。

以上で１回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

これより、執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

おはようございます。

北原議員のご質問、消防団の処遇改善についてのまず１点目、消防団員の確保についてをお答えいたします。

本市におきましても、少子化や核家族化、被用者の増加などによりまして消防団員が減少傾向にあることから、その確保に向けた対策が求められてきております。

現在におきましては、消防団活動が地域に根差した社会貢献活動であることから、各自治会と消防団各部による勧誘活動を中心に、相手方の理解を得ながら新規団員の確保を行っているところでございまして、大幅な団員減少を抑えられているところでございます。

続きまして、ご質問の２点目、消防団員の退職報償金、出動手当、報酬の支給状況についてお答えをいたします。

退職報償金につきましては、消防組織法に基づき支給されるもので、消防団員等公務災害補償等共済基金が運営する退職報償金制度により、各自治体が消防団員数に応じ、毎年掛金を負担しております。支給額につきましては、消防団員の在籍年数や最高階級に応じ区分されており、最少額としまして、在籍５年以上10年未満の一般団員で20万円の退職報償金が支給されることとなっております。

出動手当につきましては、その額は各市町村条例により定められており、本市で

は火災などへの出動回数に応じ、予算の範囲内で支給することと規定しており、昨年度におきましては、１回当たり約1000円の支給実績となっております。

また、報酬額につきましても各市町村の条例で定められていますが、本市では一般団員の支給額を年額1万5000円としております。

続きまして、ご質問の３点目、消防団員の処遇改善についてお答えいたします。

今回の立法を受け、本市としましても市民が参加しやすい消防団の環境づくりに取り組んでいく必要がありますが、本市消防団は県内屈指の団員数を抱えており、消防団運営予算も莫大な額となっておりますことから、その前提として社会情勢と活動実態に即した消防団組織への再編を進めていく必要があるものと考えております。具体的には、消防団員の不在率が高い昼間の消防力を確保するための「機能別団員制度」の導入を進めるとともに、少人数の部の統合を推進することで活動単位である部の規模適正化と団員定数の見直し、あわせまして報酬額等のあり方につきましても検証してまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ご答弁ありがとうございました。

退職報償金につきましては、統一をされておりますけども、年額報酬につきましては一般団員の場合、交付税単価は年３万6500円、出動手当は１回7000円となっており、また現実の平均単価としましては、年額報酬は年２万5064円、出動手当は１回2562円です。報酬の額につきましては、先ほど申されましたように各市町村の条例で定められておりますけども、本市の場合は平均的に低いかと思います。今後の報酬のあり方につきましても、他市に引けをとらない体制を、また消防団の士気向上につながるよう推進をよろしくお願いをいたしておきたいと思います。

それでは２件目、ご当地ナンバープレートについて。この件につきましては、平成23年12月定例会での質問の際、質問とあります。国の動きとしまして、2020年の東京五輪・パラリンピック開催への機運を盛り上げるため、特別デザインのナンバープレートを2015年にも全国の希望者に交付する計画が明らかになりました。自動車のナンバープレートを特別にデザインをするのは初めてだそうです。交付は2020年ごろまでの期間を限定で、好きな番号を選べる希望ナンバー制の一環として実施

をされるそうです。

それでは本題に入ります。ご当地ナンバープレートの導入状況について、私が調査しました内容を申し上げます。平成26年１月１日現在の都道府県別、市区町村数一覧を見ますと、全国1742の自治体があります。また、日本経済研究所調査を見ますと、ご当地ナンバープレートを実施している自治体は287自治体、16.5％が導入している状況でございます。小型特殊自動車や125cc以下の原動機付自転車、ミニカーの場合は、市区町村の条例に基づく地方税の課税でナンバープレート標識の表示は義務づけられていることから、2006年10月から日本各地でその土地ならではの個性的なデザインの原付用ナンバープレートが続々と生まれています。

この熊本県内におきましては、菊池市は水源のイメージをしております。人吉市は梅とかですね、そういったものをされております。そのほかに南関町・大津町・和水町・湯前町・水上村、そして一番新しい天草市、８自治体で採用・導入済みでございます。過日の読売新聞には、天草市のご当地ナンバー決定の記事が掲載をされておりました。各自治体いろいろ工夫されたナンバープレートになっているようでございます。

平成23年12月の定例会でのご答弁の内容を見ますと、当時50cc以下のバイク、白ナンバーが4128台、登録台数は年間約400台、そのナンバーの在庫が1600枚、約４年分の在庫とのご答弁でございました。その在庫もそろそろ終了時期かと思われます。山鹿市も合併10周年を迎えます。その記念として、ぜひ市民公募などでご当地ナンバープレートを導入してはどうかと思います。

昨日、天草市に確認しましたら今回のこの導入に至りましての内容は観光都市でもあり、観光地域振興の発展のため導入に踏み切られたそうでございます。小さな走る広告塔として地域性をアピールすることで地域振興や観光振興につながっていくと思いますが、ご所見をお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

ご当地ナンバープレートについてお答えをいたします。

本市のナンバープレートの現況は、昭和60年の総務省、旧自治省からの通達によりまして、長方形で排気量等によって色分けした標準的なものを使用しております。これは軽自動車の課税客体を識別し、軽自動車の賦課を目的として交付しているものです。

平成26年２月末現在のバイクの登録台数は、50cc以下のバイク3827台、50ccを超

え90cc以下のバイク221台、90ccを超え125cc以下のバイク298台。合計で4346台です。

ご質問のご当地ナンバープレートについては議員ご案内のとおり、平成19年に愛媛県松山市が導入し、現在、全国の市区町村の中で約16.5％に当たる287の市区町村が、県内では８市町村がそれぞれ地域の特性を生かしたデザインを採用し、自治体のイメージアップや地域振興を目的として導入されております。

しかし、原動機付自転車の税収は平成24年度決算を例にとりますと、税収が約460万円に対しまして、人件費、印刷製本費、納税通知書等の通信運搬費などの経費で約400万円の経費がかかっております。

また、ご当地ナンバープレート作製に要する費用は、例えば1000枚作製したとなると１枚当たりの単価が380円となり、単価が今の約５倍となります。このように税収とご当地ナンバープレート作製にかかる経費とのコストバランスや費用対効果の観点からも、ご当地ナンバープレートを作製することについては課題もございます。

観光都市を目指しております本市といたしましては、議員ご提案のとおり、ご当地ナンバープレートの作製は本市のＰＲになると認識しております。県内では、天草市が平成26年９月に交付を開始されますが、市民の反響の状況なども注視して、近隣市町村等への宣伝効果及び十分な費用対効果が得られるかどうかも含め、今一度、研究してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁といたします。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

先ほど説明しましたように、多くの自治体で、このご当地ナンバーの導入がふえており、いろいろと費用対効果の面も申されましたけども、山鹿市としましても合併10周年の節目、これを記念にぜひご当地ナンバープレートの製作導入を要望いたします。

３件目、使用済みインクカートリッジの回収について。昨年４月より小型家電リサイクル法が施行されております。使用済み小型電子機器等の再資源が大きく促進されているものと思います。他市では小型家電の回収箱を設置し、再資源化に力を

入れている自治体もあります。再資源の促進の意味で、今回使用済みインクカートリッジの回収についてお伺いをいたします。

この内容につきましては、平成23年９月定例会で質問をしておりますので、再質問・確認となります。全国で年間２億個のインクカートリッジが使用されておりますけども、量販店での回収、ベルマーク活動の利用など、さまざまな回収方法を通じても回収量は全体の１割程度と聞いております。使用済みインクカートリッジは捨てればごみ、回収すれば資源になります。回収を目的に多くの自治体でインクカートリッジの回収箱の設置をされております。

平成23年のこのときの部長答弁では、「市役所本庁や各総合支所において家庭から出されるインクカートリッジを回収する場合、回収先として里帰りプロジェクトに参加する、もしくは民間等の回収業者等に有価物として売却する方法があります。どちらにいたしましても、どれくらい市民のニーズがあるのか機会を設け、調査等を行い、検討してまいりたいと思います。」とのご答弁でございました。その後、どのような調査をされたのか、また検討はされたのかお伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

おはようございます。

北原議員の一般質問の３点目、使用済みインクカートリッジの回収についてお答えいたします。

平成23年９月定例会における一般質問の答弁に対するその後の状況についてのお尋ねでございますが、まず、使用済みインクカートリッジの回収の現状につきましてご説明申し上げます。

家庭用プリンター等を製造販売している主要６社が共同で行っております里帰りプロジェクト、これは回収から再資源化までのリサイクル活動を推進する事業でございますが、このプロジェクトによる回収箱の設置数は平成25年８月末現在、郵便局3639カ所となっており、前回の答弁時と同数でございます。また、自治体施設につきましては1965カ所となっており、全国で1100カ所ほど設置箇所が増加いたしております。

また、熊本県内の自治体における実績といたしましては、前回の答弁では合志市の１市だけでございましたが、現在では宇土市・阿蘇市・津奈木町を加えた３市１町、計14カ所の設置数へと拡大をいたしております。

しかしながら、依然として少数の自治体での活動にとどまっている理由といたし

ましては、里帰りプロジェクト以外にも、リサイクル事業者の回収ボックスが小売店などの店頭に設置してあり、また大型量販店などでの回収も進んでいるためではないかと考えられます。

本市におきましても、管内の山鹿・鹿本・鹿北・菊鹿の四つの郵便局と三つの大型家電量販店のほか、小売店でも回収サービスを実施している状況でございます。また、再資源化を収益事業とされているリサイクル事業者もございますので、まずは、市内の未回収小売店等への回収ボックスの設置をお願いし、循環型社会へ向けての取り組みの一つとしてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

県内自治体のですね、設置数は拡大していることがわかりました。それでは、２回目の質問に入ります。

平成25年４月発行ですかね、家庭ごみ分別辞典というのが発行されておりまして、家庭ごみ分別辞典（循環型社会を目指して）、この立派な冊子が各家庭に配布をされておりまして感謝をいたします。しかし、中身を見ますと、今回、私が使用済みインクカートリッジの質問をいたしました関係で中を見てみますと、この中にはインクカートリッジは、ごみ区分では燃やすごみという記載がしてありまして、ポイント欄には「できるだけ電気店等のリサイクルボックスに出してください。」というような、こういった記載がしてあるわけでございます。

皆様、ご存じのとおり、この循環型社会とは有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことだと思います。そうであるならば、このインクカートリッジは、区分としては燃やすごみでいいのかなと思います、どうでしょうか。この分別辞典の掲載についてのご所見をお伺いいたします。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

北原議員の２回目のご質問にお答えいたします。

本市が発行しております家庭ごみ分別辞典におけるインクカートリッジの取り扱いについてのお尋ねでございますが、現在、家庭ごみ分別辞典におきましては、議員ご指摘のとおり、燃やすごみとして掲載いたしております。ただし、ポイント欄におきまして、「できるだけ電気店等のリサイクルボックスに出してください。」との記載を行い、再資源化への推進を行っているところでございます。

１回目のご質問でお答えいたしましたように、使用済みインクカートリッジが製造事業者やリサイクル事業者により回収が進んでいる状況でございますので、本市があえて主体となって分別収集する状況には乏しいとの判断から、区分上は燃やすごみとして収集しているところでございます。

今後は、環境便や広報やまがなどを活用いたしまして、ご指摘のように資源であることにももっと光を当てまして事業者の回収を支援してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ご答弁ありがとうございました。

今後は、こういった記載する場合は、十分注意をしていただきたいと思います。また、事業者の回収を支援してまいりたいとのご答弁でございました。私としましては、市役所にこの使用済みインクカートリッジの回収箱の設置を要望しようと思っておりましたが、設置に対する考えは、現状は厳しいようでございますので、回収箱を設置されている自治体のメリット等、また、状況等を勉強していきたいと思います。いずれにしましても、さらなる再資源化への推進をよろしくお願いを申し上げます。

４件目、臨時給付金について。一般会計予算に臨時福祉給付金給付事業として２億2114万7000円が計上をされております。また、予算に関する説明書31ページに記載されておりますけども、なかなかわかりづらい点もございますので、詳細の説明をよろしくお願いをいたします。

今年の４月から消費税が５％から８％に引き上げられます。消費税には所得が低いほど影響が大きくなる逆進性があるため、その負担を緩和するために実施される

のが臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金でございます。公明党は消費税率引き上げに際して、臨時福祉給付金の対象外となる中堅所得者、特に子育て世代に対する支援策が必要だと一貫して主張、これを受け、子育て世帯臨時特例給付金は実現をいたしました。臨時福祉給付金受給対象者は約2400万人、また、子育て世帯臨時給付金対象者は約1270万人と聞いております。

それでは質問をいたします。山鹿市の給付金の対象者数及び給付額の概要について、また、１月１日誕生の子どもさんはこの子育て世帯臨時特例給付金の対象となりますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

おはようございます。

北原議員のご質問にお答えをいたします。

まず、臨時福祉給付金の概要についてご説明申し上げます。臨時福祉給付金は、平成26年４月から消費税率が引き上げられることにより、所得の低い方々への負担に配慮し、暫定的・臨時的な措置として給付されるものであり、消費税率が８％である期間の平成26年４月から平成27年９月までの１年半分を１回に限り給付するものであります。

給付対象者は平成26年１月１日現在において、本市の住民基本台帳に登録されている方で、平成26年度に市民税の均等割が課税されていない方が給付の対象者となります。なお、市民税の均等割が課税されている方の扶養親族は、給付の対象外となっております。また、生活保護制度の被保護者や中国残留邦人等に対する支援給付の受給者は、生活保護法等の制度内で消費税率引き上げ分を扶助費の基準額改正により、生活扶助費が引き上げられる予定であり対象外となっております。

給付対象者数は、平成26年度の申告により市民税の均等割が課税されない方が対象となりますが、これらの方々につきましては、前年度の実績をもとに約１万6500人と見込んでおります。

一般の給付額は、給付対象者一人につき１万円の給付になりますので、総計で１億6500万円と算定しております。また、給付対象者のうち国民年金法に基づく老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者及び児童扶養手当等の受給者には一人につき5000円が加算されます。この加算対象者は約8300人を見込んでおりますので、加算の給付総額は4150万円になり、一般と加算を合わせた全体の給付額は２億650万円となります。なお、基準日に死亡された方及び基準日の翌日以降から給

付決定がされる間にあって死亡した方につきましては対象外となります。

次に、子育て世帯臨時特例給付金につきまして申し上げます。子育て世帯臨時特例給付金は消費税率の引き上げにより影響を受ける子育て世帯を支援するため、臨時的な給付措置として行うものであります。なお、この給付金は児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と類似の給付金として、これと重複しないよう調整をいたします。

対象者につきましては、平成26年１月１日を基準日として、同日における平成26年１月分の児童手当の受給者であって、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等を除いた方となります。支給対象者数は5500名と見込んでおります。

給付額は対象児童一人につき１万円となりますので、総額で5500万円になります。

また、両給付金とも基準日の１月１日にお生まれになったお子様につきましては、給付要件を満たした場合に対象となります。

以上、ご答弁を申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

詳しい説明をいただきまして、ありがとうございます。

２回目、この給付金を支給を受けるには、今年１月時点で住民登録をしている区市町村への申告手続が必要だと思いますけども、申請期限、給付の時期、また、給付金の支給を受けるためにはどうすればいいのでしょうか。申請から給付完了までの流れ及び未申請者への対応についてお伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

２回目のご質問にお答えをいたします。

まず、臨時福祉給付金の申請書等の発送につきましては、平成26年度の個人住民税が確定した後、今回の給付金支給のための特例措置として、６月中旬ごろに税務課から市民税が非課税となった方に対しまして、その旨のお知らせを発送する際、臨時福祉給付金のチラシ、申請書、返信用封筒を同封して送付いたします。なお、確定申告をされていない方への周知につきましては、税務課とも協力し、臨時福祉

給付金に関するチラシや広報紙を配布するなど確定申告をされるよう周知に努めてまいります。

申請期限につきましては、６月中旬の受付開始日から３カ月とすることが基本となっておりますが、さらに３カ月延長することができます。よって申請期間を平成26年６月中旬から６カ月間とし、審査、決定の上、７月下旬より給付できる見込みとなります。また、12月中には対象者への給付を終了したいと考えております。なお、給付金は口座振り込みとなります。

次に、子育て世帯臨時特例給付金の手続につきましてご説明を申し上げます。臨時福祉給付金支給対象者以外の児童手当の受給者に対しまして、臨時福祉給付金と同様に６月中旬ごろ郵送により申請書と返信用封筒を同封の上送付し、随時申請書の受け付けを行います。

申請期間につきましても６月から12月までの６カ月間とし、臨時福祉給付金と合わせまして遅くとも12月中には対象者への給付を終了したいと考えております。こちらも同様に口座振り込みとなります。なお、両給付金とも申請書の送付から３カ月を過ぎても申請書の提出がない場合は、文書等で再度お知らせを行い、給付漏れがないよう努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ご答弁ありがとうございました。

３回目は配偶者による暴力・ＤＶ被害の場合、ＤＶ被害者もこの受給対象になると思いますけども、被害者がＤＶにより避難していることを、今住んでいる区市町村に事前申し出が必要なのでしょうか。また、ＤＶ被害者の対象要件や申請手続など、その概要、また注意点等ありましたらお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

３回目のご質問にお答えをいたします。

配偶者からの暴力を理由に避難している方が、基準日時点で住民票を移していない場合に、居住する市町村から臨時福祉給付金の給付を受けるためには、居住している市町村に配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申し出を行っていただいた上で、次に申し上げます要件を満たす必要がございます。

まず、必須要件であります医療保険上、配偶者と異なる世帯に属すること、または配偶者の被扶養者となっていないことを満たすことであります。これに加えまして、これから申し上げます三つの要件のうち、いずれか一つの要件を満たしていれば、居住する市町村において臨時福祉給付金の申請をしていただき、審査・決定の上、口座振り込みにより給付することになります。

その三つの要件は、一つ目が配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令が出されていること、二つ目が婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されていること、そして三つ目が基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領に基づくＤＶに関する支援措置の対象となっていることでございます。なお、個人情報の流出を防止するため、住民票所在の市町村と居住地の市町村での直接の通知や照会はできず、必ず都道府県を経由して実施するようになっております。また、子育て世帯臨時特例給付金におきましても、臨時福祉給付金と同様の取り扱いとなります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、芹川　正美君の発言を許します。芹川君。

［８番　芹川　正美君　登壇］

○８番（芹川　正美君）

議席番号８番、芹川　正美です。通告に従いまして、１問４点のお伺いをしたいと思います。

市長要旨の中の１点目、農林・商工・観光の総合的な考えについて、市長にお伺いをいたします。２点目、６次産業化について。３点目、農林産物の販売促進について。４点目、今後の農業施策の説明、周知についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

今日、異常気象が続く中に２月13日以降、雪害による阿蘇地域には農産物被害５億6000万円という甚大な被害が出ました。県もその対応を出されたということでありますが、本市にその被害が出なかったことは幸いに思えたところです。阿蘇地域の皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。本市におきましても、中山間

地を含む農業のあり方、山間部の人口減少、高齢化、地域の農業のあり方が今後非常に難しくなってくると思われます。12月の一般質問におきましても、減反廃止に伴う今後の農業政策ということでお伺いをいたしました。今回も重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、市長説明要旨の中の第２の柱、「経済をつくる・活性化をする」についてお尋ねをします。基幹産業である農林業、商工業、観光の面から要旨に沿った総合的なお考えを市長にお伺いをいたします。

二つ目、６次産業化について、新たな産業の創出を通じて雇用と所得の確保とありますが、どのようなお考えで計画をされているかお伺いをいたします。

三つ目、農林産物の販売促進についてお伺いいたします。福岡ターゲット構想の継続、山鹿ブランドの確立等は数年前からいろいろと試行錯誤をされて行われていますが、今回新たな取り組みとはどのようなものかお伺いをいたします。

四つ目、今後の農業の施策の説明、周知についてお尋ねします。施策につきましては、12月の質問にて回答をいただきましたけれども、今回の施策等が非常にわかりにくいところもあるように思われます。農家の不安解消、区の代表者の皆様にできるだけわかりやすい説明が必要と思われます。周知の方法等につきまして、どうお考えかお伺いをいたします。

以上でお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

これより、執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

おはようございます。

芹川議員の一般質問の１点目、「経済をつくる・活性化をする」についての総合的な考え方についてお答えいたします。

まず、農林業については、農家戸数や農業従事者の減少、産地間競争による農林産物の価格低迷など、取り巻く環境は厳しさを増している現状であります。このようなことから引き続き、収益性の高い農林業（もうかる農林業）の実現を目指してまいります。そのためには基礎的部分である農林業を支える担い手や新規就農者の確保・育成を初め、農業生産基盤の整備を計画的に実施するとともに、観光と農業の連携によるワイナリー構想、農業者と加工業者が連携した６次産業化、新たな流通手段としてのインターネット販売などを取り組むことで、農林業及び地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、商業振興については、長引く景気低迷や社会変革により、厳しい状況が続

く商業環境でありますが、今後においても各商店街が実施する各種事業はもとより、新商品開発等を行う意欲ある担い手の支援に努めてまいります。

また、山鹿灯籠につきましては、今般の伝統的工芸品国指定を契機として、全国あるいは世界に向け、さらなるブランド力の向上を目指してまいります。

観光振興につきましては、当市が有します中心市街地と周辺地域という異なる二つの地域特性を生かした観光振興を図ってまいります。二つの地域が持つ温泉・歴史・文化・自然に農産物を含めた特産品等の魅力ある観光資源を有機的に連携させ、積極的な誘客促進を図ります。具体的には観光客に市内を周遊してもらう仕組みを整え、滞在時間の延長による購買の促進や年間を通した宿泊客の増加につなげることにより、市内全域へ経済効果の波及を目指してまいります。

ただいま申し上げました農林業、商業及び観光の各施策の一体的な推進を図るため、本年４月から農林部と商工観光部を一体化させ経済部とするとともに、農業振興課内に産業開発推進室、商工課と観光課を一体化した商工観光課内に「にぎわい創出推進室」を設置し、推進体制の充実・強化を図り、「経済をつくる・活性化をする」の実現を目指してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

おはようございます。

２点目、６次産業の取り組み内容についてお答えします。

６次産業化の取り組みにつきましては、新たな付加価値を生み出すなど、地域経済の活性化や農林業の振興を図る上で大変有利な手段と言われています。しかし、これまで取り組まれた６次産業化の問題・課題として加工や流通・販路などについて専門的な知識がないと成功まで至らないと言われており、その解決には専門家による助言やサポートが必要であります。

本市が目指す６次産業化による新たな産業づくりは、問題・課題と言われている専門家によるサポート体制の強化、また、地域資源の掘り起こしから組織づくり・加工・販売・流通へと総合的な計画のもとに６次産業化を推進してまいります。なお、地域資源の掘り起こしから商品開発・販売までには、期間も必要であるため、本年度から３年間かけて取り組むこととしております。

本年度は、本市の観光・歴史・文化・自然などの調査や生産者・農業団体・商工会議所・商工会・鹿本農業高校などへ聞き取り調査を行い、商品開発の対象となる

農産物、加工品等の地域資源調査をさまざまな角度から分析し、問題・課題の整理を行っているところです。

平成26年度は市内を中心に６次産業化の取り組みに意欲のある１次・２次産業者等を含む多様な事業者によるチームづくりに着手し、農産物等の素材の絞り込みから試作品の検討、デザイン開発等を含めたマーケティングプランを作成することとしており、平成27年度には新商品の市場参入に向け、消費者やバイヤーからの意見・評価を収集し、改良を加えた上で流通させたいと考えております。

次に３点目、農林産物の販売促進の取り組み内容についてお答えします。

農林産物の販売促進につきましては、福岡・熊本などの都市圏をターゲットとして、農林・商工・観光の連携、また物産館連絡協議会などを中心に、本市の農林産物の情報発信や新たな販路開拓・販売促進の取り組みを展開し、山鹿ブランドの確立を目指しております。

平成26年度の取り組みとしては、インターネットの販売の取り組みであります。本年度、ネット販売構築に係る課題や問題点の調査を行い、平成26年度に課題や問題点等を整理した上で、早期の開設を考えております。

次に、福岡都市圏への情報発信や販路開拓・販売促進の取り組みとしまして、「第４回山鹿うまかもんフェアin福岡」の開催と物産館連絡協議会を中心に農・商・工・観光が連携して毎月１回開催しています福岡市役所小規模イベントスペースでの「観光と物産展」を引き続き開催いたします。

「山鹿うまかもんフェアin福岡」は、これまで３回開催しており、毎回好評で１万人以上の来場者があり、アンケート調査の結果では「山鹿のことを知らなかった」、「行ったことがなかった」と回答される方が減少する一方、「山鹿に行ったことがある」、「山鹿を訪れたい」と回答された方が増加するなど、開催を重ねるごとによい結果となっており、定期的に継続した福岡での情報発信により、知名度アップにつながっているものと考えております。このような取り組みを今後も継続し、地域間競争に勝ち抜くため農林産物の販売促進を展開していきたいと考えております。

次に４点目、今後の農業施策の説明・周知についてお答えします。

市の補助事業につきましては、毎年、年度初めに地域ごとに説明会を開催し、農家の方に周知を図っていたところですが、参加する方が少ない現状でしたので、平成26年度につきましては、補助事業要覧を作成し、全戸に配布を行い周知の徹底を図る予定です。

また、国の水田農業施策や農地・水など集落に関係する事業については、現在、区の代表者や座談会などで説明を行っております。さらに、個別の農家に関係する

事業につきましては、関係者に通知し説明を行うことで周知を図っていくこととしております。

今後、農政にかかわる政策が大幅に変わろうとしていますので、市としましても国の動向を見守り、情勢をしっかりと把握しながら説明を行い、農家の方々の不安の解消に努めてまいります。

以上、答弁申し上げます。

○８番（芹川　正美君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

芹川君。

［８番　芹川　正美君　登壇］

○８番（芹川　正美君）

ご回答ありがとうございました。

本市の基幹産業、農・工・商・観光へのより一層のご支援と活性化のためにご協力をお願いいたしまして質問は終わりますが、最後に、市長に次の逸話を送りたいと思います。８代将軍徳川　吉宗は江戸の薄が原に桜を植えさせ、桜見物で人を集め、行商人を育て、それによって町をつくりました。治安維持に町民の中から名奉行遠山の金さんを見出して育てました。将軍、名奉行ともに本市にはおられます。手法を生かされまして、本市のために頑張っていただきたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、芹川君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時58分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時10分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、藤本　峰秀君の発言を許します。藤本君。

［６番　藤本　峰秀君　登壇］

○６番（藤本　峰秀君）

おはようございます。

６番議員の藤本です。よろしくお願いいたします。

昨日の一般質問における地方交付税の特例措置の終了で、平成27年度からの財政

の厳しさは実感として受けとめました。私も全く同感です。予算の減額に伴って行政手腕・経営手腕が問われるのは、まさにこれからだと思います。そこで、今後の自治体経営について２点質問いたします。

まず、第３セクターについて。第３セクターの自立経営を図るための措置に関する方針に基づく各３セクの取り組み状況について、特に水辺プラザ、幸の国。平成20年の基本方針に定めた経営改革の進捗状況はどうなっているのか。

次に、山鹿市民医療センターについて。病院改革プランの検証について、山鹿市民医療センター病院改革プランで定めた経営の現状と今後の見通しについて、２点、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

藤本議員の一般質問、１点目、第３センターについてお答えいたします。

山鹿市では、平成20年４月に第３セクターの自立経営を図るための措置に関する方針を策定しております。これは第３セクターが地域活性化や地域産業の振興等に貢献してきた経緯があるものの、長引く景気の低迷や社会経済環境の変化によって、その取り巻く状況が大変厳しくなってきたことから、第３セクターの経営改革を推進するとともに、事業体の連携、再編、統合等を検討し、自立経営を図ることを目的に策定したものであります。

この中では、第３セクターの将来方向性及び今後の市の関与のあり方を示しており、この方針に基づき平成21年11月に全ての第３セクターに対し、将来の方向性の最終形態としては完全民営化を目指すため、市職員の取締役就任の廃止及び赤字補塡や損失補償などの財政的支援を実施しない旨を通知しております。

このように、現状においても第３セクターに対する財政的な支援は行っておりませんし、今後も、この基本方針に基づき対応したいと考えております。なお、物産館等の市有施設については、経年劣化等により修理・改修も必要でありますので、計画的に実施してまいります。

なお、お尋ねの水辺プラザかもと、鹿本町振興公社については、長引く景気低迷の影響を受けて、その経営は厳しいものがあります。現在、物産館・レストラン・温泉・宿泊施設・農園・公園等を一括して管理することにより、不採算部門の見直しや出荷者、出荷物の確保対策などに総力を注ぎながら、経営改善に向けた取り組みをされております。市としましても、適正経営に向けた取り組みを促しながら、今後も一定水準の自立経営ができるよう支援してまいります。

また、幸の国木材工業につきましては、土地、建物とも自社で所有されており、経営についても昨年の12月定例会でご報告しましたとおり、安定した一定水準の経営がなされていると判断しておりますので、現在、市所有株式の譲渡による完全民営化に向けた取り組みを進めているところでございます。

以上、答弁を申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

荒木市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

おはようございます。

藤本議員の一般質問、病院改革プランで定めた経営の現状と今後の見通しについてお答えいたします。

病院改革プランにつきましてはご承知のとおり、平成19年12月公立病院改革ガイドラインが総務省から通知され、病院事業を設置する地方自治体に対して平成20年度内に改革プランを策定し、経営改革に取り組むよう要請されたものです。この公立病院改革ガイドラインでは、公立病院の役割は地域に必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することと、地域において真に必要な公立病院として持続可能な経営を目指し、経営を効率化することが公立病院改革の必要性とされたところです。

また、病院改革プランでは、経営効率化は３年、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しは５年程度を標準とし、病院の果たすべき役割と一般会計負担の考え方を明記することとされたほか、病院改革プランの実施状況をおおむね年１回以上の点検・評価・公表することとされております。

当センターにおきましては、平成21年３月に病院改革プランを策定し経営改革に着手し、３年経過後の平成24年３月に病院改革プラン（改訂版）を策定し、さらなる経営改革に取り組んでいるところです。

その成果につきましては、これまでもご報告のとおり、経営効率化面では着手３年目の平成23年度と平成24年度に単年度黒字を達成し、今年度も単年度黒字に向けて邁進しているところです。

次に、再編・ネットワーク化につきましては、既に山鹿市民の期待を担って多額の投資をもって新病院を新築していることと、周辺自治体地域内においても既に新病院の建設がされ、また計画されているものもあるなど、それぞれの地域において地域住民から寄せられる期待は根強いものがあり、再編成やネットワーク化は極めて困難な状況にあると判断しているところです。

最後に、経営形態の見直しについてはご承知のとおり、平成22年４月から地方公営企業法の全部適用に経営形態を移行したところであることと、また、単年度黒字を達成し、一定の改善効果が見られることから、現段階では判断できないものと考えております。

また、実施状況に係るおおむね年１回以上の点検・評価・公表については、当初の改革プラン策定後、年１回ないし２回、外部委員による経営改善評価委員会を開催し、その審議の内容は当センターホームページに掲示することをもって公表しているところです。なお、当センターの病院改革プラン（改訂版）については、平成24年度から平成26年度までの３年間の中期計画としていることと、昨年11月の経済財政諮問会議において、総務大臣が自治体病院改革の新ガイドラインを策定する方針を示していることから、これらの動向も踏まえて、平成26年度末には病院改革プラン（改訂２版）を策定する予定であります。

今後の経営見通しについては、さきの提案理由の際にご説明したとおり、財務諸表上では、平成26年度は会計基準の見直しによる移行年度ならではのアンバランスなものとなっておりますが、決して経営が破綻したということではございません。平成27年度以降の新会計基準適用による損益計算書においては、平成26年度予算案の特別損失に計上した移行年度限りの賞与引当金繰入額8203万円、退職給付引当金繰入額７億4846万円、繰延勘定廃止による２億2983万円の計10億6030万円が計上不要となることから、おのずと改善するものと考えております。貸借対照表においても、企業債残高が約51億円のピークであった平成25年度を経過することから、前述した損益計算書の改善と相まって、徐々に債務超過も改善していくものと考えております。

具体的な取り組みについては、まずは病床機能再編等が今回の診療報酬改定に盛り込まれたことから、当センターとしても時流に乗り遅れることなく、迅速かつ的確に対応することが必須であると考えていることと、引き続き現在の医療提供体制を見据えて、費用対効果を十分に検証した病院運営を行い、一つ一つの経営改善を継続させて、その成果の積み重ねにより、真の経営健全化、自律した経営を達成していくものと考えています。いずれにしましても、市民の医療を確保するという政策的な目的を持って設立された病院であるという使命を忘れずに、全職員が一丸となったたゆまぬ取り組みが必要であると考えているところです。

○６番（藤本　峰秀君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

藤本君。

［６番　藤本　峰秀君　登壇］

○６番（藤本　峰秀君）

ありがとうございました。

実は、私は病院の質問はこれが初めてでございます。今まで遠慮しておりました。同業ということで、なかなかこの時期まで遠慮しておりましたけど、新病院ができまして、今、荒木部長の手腕と思いますけど、平成23年度から黒字化したということで現在に続いておるということで、今立派な答弁をいただきましたけど、自治体病院と民間病院の違いと、あるいは民間の企業の違いというのは、やはり経営形態、会計制度の違いがあるかと思います。

特に民間病院では会計制度と言いましても、例えば補助金とか繰入金とかいうのがございません。あるのは銀行からの借入金です。自治体病院の場合は一般会計から繰入金があるということで、経営はともかく繰入金によって会計が黒字という今の報告だと思います。なかなか、それぞれ立場に立てば難しい面があるかと思いますけど、それなりの努力はされているということは認めますけど、やはり私が一番言いたいのは、民間の病院あるいはそれぞれ農業・商業の山鹿市民の方々が一生懸命やっておる中で、やはり血のにじむような思いでやっておられると。今日ここに、こんなこと言うと失礼ですが、ある議員が申告をされたということで、農業の方ですが、やっぱり赤字ということです。それぞれ赤字の農業とか商業の方、市民の方多いのではないかと思います。それを踏まえて、私もこうやって、あえて今日初めて質問するわけですけど、やはりそれなりの今後、先ほどから一般会計の地方交付税が減額されるという時期に来ておりますから、そういう繰入金に頼らない、自律を目指すということでございますけど、本当にそれぞれの自治体の企業が自律していくという道を歩まないと、武雄病院ですかね、市民病院が、北九州の医療法人に売却されたという事例もあります。だから病院に限らず、そういう第３セクターとか、いろいろこれから難しい時代に入るかと思いますので、その点を申し述べて。またそれから、昨日、服部議員が小児科の話をされておりましたね。やはり大学病院、私も時々行っておりますけど、やはり大学病院の教授、あるいは医局の意向が大分強うございますけど、やはり民間病院でできないようなことを、そういう公的病院、自治体病院というのはやっぱりやってほしいというのが市民の要望であるかと思います。それにはやっぱり大学の医局の意向が反映されるわけですから、医師会とか、共存共栄を通じてやっていかなければならないと、そういう住民サービスが必要な時代に来ていると、民間でできないことをやはり自治体病院がやってほしいというのが市民の願いであり、また医師会あたりもそういうことを考えているのではないかと思います。

今後は診療体制の充実を図って、そういう民間病院、医師会とか、共存共栄の精神を持ってやっていかなければならない時代ですから、繰入金も財政面が厳しい折、一般会計から繰入金も相当減額される時期に来るかと思いますので、その点を踏まえて荒木部長にお願いしたいと思っております。

それから最後になりますけど、これはせんだっての全員協議会のときに本郷委員長が３月で退任されるというご挨拶がございました。市民の方々は本郷委員長が17年ぐらいですかね、在職されたということで惜しむ声も聞いております。今まで医療センターの基礎を築いてこられたのは本郷委員長ではないかということで、私も心から感謝とお礼を述べたいと最後に申し上げまして、ひとつ、荒木部長に伝えてほしいと思います。それは市民の声として、一市民の声として申し上げたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、藤本君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田　健君の発言を許します。永田君。

［３番　永田　健君　登壇］

○３番（永田　健君）

おはようございます。

議席番号３番、永田　健です。質問に入ります前に私からの要望として、少しだけ思いを述べさせていただきます。

皆さんもご存じのとおり、菊鹿町にあります鞠智城のことでございます。我が市にとりましても、本当に歴史・文化、また観光面にとりましても、毎年10万人も訪れているという本当にすばらしい場所だと思っております。その鞠智城ですけれども、今年は、鞠智城址が平成16年２月27日に国史跡の指定を受けて、10年の節目の年に当たります。昭和42年の調査開始から数えれば間もなく半世紀となり、これまでの長きにわたり、鞠智城の学術調査・研究を初め、知名度の向上など地道な活動を積み重ねてこられました関係者、ご協力をいただいている地域の方々に対し、心から敬意を表する次第であります。

現在、鞠智城は国営公園化を目指し、熊本県、菊池市及び本市においてそれぞれに歴史公園設置促進期成会を設置し、連携を取りながらさまざまな活動が展開されておりますことは、皆様方もご存じのとおりであります。

特に、指定から10年を迎えます今年こそ、まずは毎年５月・11月に開かれております文化庁主宰の文化審議会において、鞠智城が特別史跡の指定審議の俎上にのるよう熊本県はもとより、菊池市などとともに連携を図りながら、地元自治体として、

これまでに増して中嶋市長を中心に指定に向けた積極的な取り組みを推し進めていただきますよう強く要望するものでございます。

それでは質問のほうに入ります。昨日の質問の中で藤原　豊議員さんのほうからもございました情報基盤と伝達方法ということで質問させていただきますが、昨日は地デジということもありまして「デタポン」ということでお話がありました。私のうちの実家のほうも去年地デジは入れましたけれども、私が住んでいる所はまだ前のテレビにチューナーをつけた古いやつでやっていますということをまず申し上げて、質問に移させていただきます。

まず、情報基盤と伝達方法（オフトーク通信サービス事業と防災行政無線整備事業）についてでございます。

オフトーク通信サービス事業の終了に伴う今後の計画について。平成25年11月６日付で、鹿北・菊鹿・鹿央地区の校区長さん９名の連名で、中嶋市長宛てに要望書が提出されたことを受けまして、幾つか質問させていただきます。

３地区の区長さん方は、オフトーク通信はコミュニティーの維持になくてはならないものと理解されております。前回の一般質問の際に、総務部長より旧３町におきまして、地域振興とコミュニティーの維持に欠かせない包括的な情報基盤としての役割を担っているものと捉えている点を回答いただいております。

そこで今一度、オフトーク通信の終了後の情報伝達をどのように計画されているのかお尋ねいたします。

一つ、防災行政無線の屋外放送設備のみなのか、戸別受信機を導入する予定があるのか。

二つ、オフトーク通信と同等以上の新しいシステムの導入をする予定があるのか。また、新規システムの場合、どのようなシステムを検討されているのか。また、導入時期はいつごろを予定されているのかをお尋ねします。

それと同時に、防災行政無線の情報伝達機能についてということにも触れておきます。今回の防災行政無線整備事業については、第１次山鹿市総合計画に上げた事業として屋外放送設備の設置を基本とした整備方針に基づき、実施完了したところであり、難聴地区、難聴世帯以外への戸別受信機の設置は計画されておりません。

また、防災行政無線はオフトークと違って屋外にいる人も放送を聞くことができるというメリットを持つ反面、スピーカーから離れた地域、特に屋内では聞き取りにくくなるという短所があり、風向きや雨音などの気象状況にも左右されるという問題もあわせ持っております。その短所を補完する防災情報の伝達手段として携帯電話会社のサービスであるエリアメールや山鹿市情報メール、熊本県防災情報メールサービスによる文字情報の配信も行っているとの回答をいただいていることを受

けまして、一つ、現在の屋外放送設備による防災情報の伝達方法では、子どもや高齢者、目や耳の不自由な方々に対して情報が届かない場合があるのではないかと推測できます。東日本大震災が発生したのは平日昼間であったように、災害はいつどこで起こるかわからない。子どもや体の不自由な人だけが留守番をしているとき、ゲリラ豪雨や台風時などの周囲の雑音が大きく聞き取りにくい気象状況のとき、携帯電話を持っていない子どもや高齢者、心身の障害等で利用することができない人などに対して、情報伝達を確実に実施するためには、やはり屋内放送設備の設置が不可欠ではないかと考えます。

また、地域のコミュニティー維持のための放送やお悔やみ放送の重要性などを考えると、それらを屋外放送設備で放送するということはどうなのかと思われるため、やはり屋内放送設備の導入が必要ではないかと思いますが、一つ、執行部のお考えをお聞きします。二つ、山鹿市情報メールや熊本県防災情報メールサービスの山鹿市民の登録者数とそれらを使った情報発信数などの利用状況をお尋ねします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

永田　健議員のご質問、オフトーク通信サービス事業の終了に伴う今後の計画についてのご質問、１点目と２点目につきまして、トータル的にお答えをいたします。

防災行政無線施設の整備につきましては、各集落への屋外拡声子局の設置を基本に、屋外拡声子局では音声が届かない世帯に戸別受信機を設置するという事業計画により整備を進めてきたところであり、戸別受信機の全世帯設置につきましては高額な事業費を要することから、現時点における計画はございません。

しかしながら、オフトーク通信サービス廃止が発表されたことで、オフトークにかわる屋内放送設備の設置に対する要望が高くなっている状況を受け、防災行政無線戸別受信機の全世帯設置の可否とあわせ、要望いただいておりますオフトークと同等以上の機能を有するシステム導入について調査を進めているところでございます。

現在、調査しておりますシステムの一例としまして、無線式の戸別型放送施設があり、オフトークの特徴でありますページング放送機能を有するほか、防災行政無線の放送も聞くことができるものでございますが、整備費用や維持管理費、運用面での課題などについてさらに詳細な検証を行う必要がございます。

このほかにも情報基盤を超えたいろいろなシステムを調査研究しているところであり、電話網を基盤としたシステム、放送波、あるいは無線を基盤としたシステム、

そしてインターネット網を使ったシステムについて、大がかりな仕組みが必要となるものから、スマートフォンなどにより有償あるいは無償で提供されています「アプリ」と呼ばれるものまで、幅広く情報を収集しているところでございます。

なお、オフトークの機能全てを一つの手法で置きかえることが難しい場合には、複数の方法を組み合わせることでオフトークと同等の機能を持たせるシステムについても研究をしております。

今般、予算計上いたしておりますテレビのデータ放送につきましてもその一つでございまして、高齢者もなれ親しんでおられるテレビを媒体として、行政並びに防災情報などを配信していきたいと考えております。また、普及率が著しい携帯電話のメールサービスを活用した情報システムとして、本市でも平成23年度から山鹿市情報メールによる情報提供に取り組んでおります。本システムは、登録者が自分で必要とするジャンルの情報を選択して入手することが可能であり、毎月１日、15日の定期配信のほか、随時の情報発信も行っており、現在、登録者数は２千人を超えたところでありますが、さらなる利用者の確保に努めてまいりたいと考えております。

さらに、熊本県が提供する熊本県防災情報メールサービスにつきましては、登録者は約２万6000人となっており、うち山鹿市の防災情報の配信を受けておられる登録者は約6500人となっているなど、その利用は広がっているところでございます。

屋内放送設備の必要性に対する考えにつきましては、オフトーク通信により、地域の行事や行政情報等について地区内での効果的な情報伝達を行うことで地域コミュニティーが支えられてきたことなど、地域に果たしてきた役割は高く評価するところであり、オフトーク運用地区におきましては、生活に欠かせない重要な情報ツールとなっているものと認識をいたしております。

今後、オフトーク通信サービスの廃止を間近に迎えるに当たり、既存の情報配信手段を含めた複数の手段を山鹿市全域に展開しながら、オフトークの機能をカバーしたいと思っております。また、惜しまれますオフトークの通信につきましては、現時点におきまして１年間のサービス延長を行い、サービスのスムーズな終了が迎えられますよう努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○３番（永田　健君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［３番　永田　健君　登壇］

○３番（永田　健君）

ありがとうございました。

前回からの質問をしまして、総務部長さん、本当に、今回も今言われましたように１年間の延長を行いながら、きちっと考えてくださるということで、本当に区長さん方もそれぞれの地域の方々に、終わるというのはもうわかっていることではございますけれど、また新しくなるということも周知徹底をしていただかなければならないということで１年間延長ということをしていただいたということは本当にありがたいことだと思っております。

それでは次に移ります。鹿北・菊鹿・鹿央３地区の現状や希望ということで、少し申し上げておきたいと思います。一つ、生活の中で、このオフトーク通信におきましては、毎日決まった時間に行政連絡が放送されるということで、聞き漏らしが少ないということ。二つ、区長さん及び各種団体などから、ページング放送ができるというコミュニティーの維持ということ。三つ、屋内にスピーカーがあることに、本当になれ親しんでいらっしゃるということです。屋外は、先ほども言いましたように聞き取りにくいということがあるかとも思われます。四つ目が情報の地域間格差は是正されたことは言うまでもなく、市役所や市の中心部から遠く離れた周辺地域に対する地域間格差を是正するためにも、周辺部に対しまして、より内容の細かな手厚い情報を届けていただきたいと願います。

最後に、市長さんのほうに答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの永田議員のご質問、オフトーク通信サービス事業の終了を受け、どのように考えているかについてお答えいたします。

このことにつきましては、昨年11月にオフトークの運用を行っている３地区の代表者より、山鹿市防災行政無線の戸別受信機全世帯設置に対する要望書を提出いただきましたが、その中でもご心配をいただいているところでございます。私といたしましても、担当部署に対しまして、代替手段について以前からその検討を指示しております。

また、オフトーク通信サービスの終了時期も通信事業者より提示されておりますので、速やかな結論の導きもあわせて指示しております。ただ、現時点におきましては担当部長が答弁いたしましたように、平成27年度の１年間はその運用について延長をしたいと考えております。

永田議員からもご心配いただいておりますように、地域コミュニティーの維持の面からも有用な方策を検討したいと思いますし、私の市政運営の基本方針の三本の柱の実現のためにも、地域活性化の面からなくしてはならないと思っております。

今後、さまざまな課題がございますが、現在の情報通信分野の進展は著しいものがございますので、防災行政無線の有効活用を含め、現在のオフトーク通信サービスに劣らないような手段を研究してまいりたいと思います。

以上、答弁を申し上げます。

なお、質問の冒頭に鞠智城の今後についてお尋ねがありましたが、最近、幹部職員にお願いしておりますことの一つに、本市には県立の鞠智城跡の施設、装飾古墳館という二つの立派な施設があります。この二つの施設をしっかりと市の活性化に活用しよう、知恵を出してくれということをお願いいたしておるところでございます。

お尋ねの鞠智城の特別史跡指定の件につきましては、総合報告書、整備報告書の刊行や東京・大阪でのシンポジウム開催など、関係者の並々ならぬ努力の結果、鞠智城の歴史的価値や認知度は10年前と比べると格段に高くなってきていると感じております。

今後も特別史跡の指定及び国営公園化の早期実現に向けて、熊本県、菊池市と一体となって懸命に取り組んでまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原　弘君）

以上で、永田　健君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

14番議員の永田でございます。発言通告に基づきまして、一般質問を２点、合併10年目の行政活動について、二つ目に山鹿市ハンドボールのまち構想についてお伺いをいたします。一問一答でお願いをします。

まず、１点目の合併10年目の行政活動についてお伺いをします。特別な年になると思われますけども、平成26年度の行政の動きとそれに対応する行政の体制についてであります。平成26年度は合併10年目という節目の年を迎えることになります。次第に姿をあらわしてきた新庁舎を見ておりますと、来年度は新庁舎への機能移転のほか、10周年に関連した記念行事など多くの事業・行事が予定されているものと推察いたします。平成26年度は通年の行政活動に加えて、たくさんの行事のほかに取り組まなければならない極めて特別な年であると思います。これらについて、特

に前期におきましては、庁舎移転前の組織が分散した状態で対処していかなければなりませんし、機能移転に関しては市民サービスを低下させることなく、スムーズな移転で乗り切っていただかなければならないと思います。周到な計画・準備とともに、上に立つ人たち、市長さんなり、副市長なり、教育長なり、幹部、それぞれの部長さん方でありますけども、しっかりとしたリーダーシップが不可欠でなかろうかと思います。

そこで質問をします。来年度、平成26年度に計画されている行事など、山鹿市政、行政の動きを含め、どのような年であるのか、そしてそれら、極めて膨大な事務に対して、どのような体制で臨まれていかれるのかお伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

永田議員の一般質問、合併10年目の行政活動につきましてお答えいたします。

ご承知のとおり、平成26年度は合併から10年、国の財政支援の終了のときであります。現在予定しております行事関係から申し上げますと、４月の組織改編に始まり、９月には県民体育祭の地元開催、そして９月末には新庁舎等の１期工事が完了し、10月に入りますと早速、新庁舎及び市民交流センターの落成式、その後１週間かけて機能移転を行い、現時点での予定ではありますが、10月20日からは新庁舎において業務開始となります。そして、恐らくはその週には平成27年度の予算編成に取りかかることになります。明けて、１月には合併10周年の記念式典を予定しております。

次に、業務関係につきましては、国の財政支援（地方交付税の算定特例期間）が終了する平成27年度を見据え、まずは合併10年の歩みを検証する必要があります。それを踏まえ、平成27年度以降の行財政運営に係る財政健全化に向けての改革プランの策定並びに400本以上の事務事業等の見直しや第２次社会資本整備計画、第３次定員適正化計画、そして、第２次山鹿市総合計画の策定など、多くの事務事業を手がけていかなければならない年度であります。このように通常の行政サービスに加え、行事などのほか、さまざまな行政活動が集約された極めて特別な年となります。まずは、これらのことを職員一人一人が十分認識し、業務に当たらなければいろいろな面で支障を来すことになります。

特に、４月の組織改編は、新庁舎での業務開始（10月）までの間は分散した状態での新組織の立ち上げ、また新庁舎移転につきましては限られた期間内で、かつ業務を行いながらの移転となりますので、移転準備委員会などを設けるなど全庁挙げ

て、市民サービスに支障を来すことなく、効率的に取り組まなければならないものと考えております。

そして最後に、箱物だけが新しく整備されても、そこで業務に当たる職員の資質、質的向上が最も求められるものであると考えております。

以上、答弁といたします。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

合併10年目の行政活動について答弁をいただきました。平成27年度からの山鹿にとって、平成26年が特に特殊な大事な年度であるということを理解をいたしました。今の答弁の中に平成27年度以降、行財政運営に係るためには、財政健全化に向けての改革プランの策定並びに400本以上の事務事業の見直しが必要である。第２次社会資本整備計画を立てないかん。第３次定員適正化計画もせないかん。それにあわせて第２次、平成27年から始まるでしょう山鹿市総合計画の策定などを多くの事務を手がけていかなければならないという答弁がありました。

通常の業務に加えてこれだけのことをやらないかんわけですから、先ほどお話ありました、まずはこれらのことを職員一人一人が十分に認識し、業務に当たらなければ、いろんな面で支障を来すよという答弁でしたけども、しっかとですね、職員皆さん方が一つになって、平成26年度の事業に取り組んでもらいたいな、内容をしっかり理解していただきたいなというような気がします。あわせて箱物だけ新しく整備されても、そこで業務に当たられる職員の資質、質的向上が伴わなければ、市民サービスの向上につながらないともお話がありました。全く山鹿市の職員は堂々として行政に当たっていただきたいなということを期待します。職員一丸となって平成26年度、平成27年度以降に向けて頑張っていただきますようにお願いをしたいし、期待もいたします。私ども議員も議員の役割の中でしっかとですね、皆さん方と一緒になって支援なり、協力なり、応援なりをしていかないといかんなという気持ちでいっぱいであります。

２点目の質問に移りたいと思います。

２点目のハンドボールのまち構想についてお伺いをします。平成25年12月29日、熊日の朝刊に「山鹿市ハンドボールのまちに」というタイトルで大きく掲載をしていただきました。その中で中嶋市長は世界選手権の目標、ハンドボールと言えば山

鹿と全国に知られるようなまちを目指したいと強調されてます。堀田教育長は競技の裾野を広げ、世界選手権には日本代表選手を山鹿から誕生させたいとも言われております。この内容をもう少しですね、具体的にお話をいただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまお尋ねの、私の「ハンドボールのまち　山鹿」の構想についてお答えいたします。

答弁のキーワードは、「あるものを生かす」、「タイミングを逃さない」、「市民に夢と希望の明かりをともす」であります。かねて、山鹿市づくり・地域づくりにとって、地域資源の活用・独自性が大切であると強く考えております。本市に長年にわたって日本一のオムロンハンドボールチームが存在することは、特筆すべきことであり、大きな本市の資源であります。このことが大きな要因となって、1997年世界男子ハンドボール選手権大会が、熊本県そして山鹿市で開催され、大変ににぎわいと感動をもたらしていただきました。また、その後、本市一帯が1999年の国民体育大会、2001年の高校総体でのハンドボール主会場となり、市民のハンドボール熱はさらに高まったところであります。

今回、2019年世界女子ハンドボール選手権大会の熊本県開催が決定いたしました。このチャンスを逃すことなく、山鹿市での世界大会開催はもちろん、2020年東京オリンピック・パラリンピックへのつながりをも模索していくことが大切であります。これを機に、競技人口の拡大を図るとともに、地元から優秀な選手を輩出することで、市民に夢と希望を与えることが、本市の地域活性化・人づくりに大きく寄与するものであると考えるものであります。

よって、「ハンドボールのまち　山鹿」を推進するものであります。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

永田議員のご質問にお答えをいたします。

本市は、オムロンハンドボール部が地元にあるばかりでなく、市内の小学校によりますハンドボール大会の実施や地元小・中・高校のハンドボール部の活躍、そして日本リーグを初め県大会・九州大会等の主要な大会の開催地となるなど、県下で

もハンドボール競技と深い関係をもった自治体であると考えております。

このような中、女子世界ハンドボール選手権大会が、熊本県で開催されることが決定し、本市に会場が誘致されますことを強く望んでおります。そのためにも、これまで以上に、ハンドボールと言えば山鹿と言われるようにハンドボールの普及啓発に努めてまいります。

その具体的な取り組みといたしまして教育委員会では、やまが総合スポーツクラブの活動を拡充し、市全域から希望者が参加できるようにして競技人口の増加に努めてまいります。また、これまでにスポーツの振興と選手育成を目指して青少年アスリート育成事業を行ってきましたが、さらに充実を図るために、小学校の授業にハンドボールの授業を組み込むなど、ハンドボールの底辺拡大を目指し、指導者派遣等を行い、ハンドボールの普及に努めてまいります。

このような取り組みにより、将来的には本市出身者が日本代表として世界選手権等に出場できることを願っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

２回目の質問をします。「山鹿市ハンドのまちに」と熊日に掲載されるまでの経緯、どういう形で、ああいう新聞が出てきたのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

永田議員の２回目のご質問にお答えをいたします。

平成19年度から青少年アスリート育成事業としまして、元オムロンハンドボール部選手の好意によりまして、山鹿地区の小学生を対象としたハンドボールの巡回指導、やまが総合スポーツクラブにおけるハンドボールの指導など、積極的にハンドボールの普及・指導に努め、毎年小学校体育連盟主催の市内小学生親善ハンドボール大会も開催しておりまして、「ハンドボールのまち　山鹿」が定着しつつあります。

このような中、昨年の10月に、女子世界ハンドボール選手権大会が熊本県で開催されることが決定しました。さらに市全域で普及強化を図ることで、世界選手権の本市での開催誘致や大会の盛り上げにつなげられると考え、これまでの取り組みを検証しながら、さらに充実を図るために、昨年の12月にハンドボール関係者を集めて今後の充実のために協議し、取り組み方を検証してきたところでございます。

このように「ハンドボールのまち　山鹿」構想に向けた取り組みを進める中で、オムロンのハンドボール部が全日本選手権で３連覇を果たしました。これと重なり、昨年12月29日の新聞に記事が掲載された次第でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

３回目の質問は通告しておりませんでしたけど、ご答弁があれば後で回していただきたいと思いますが。この新聞がですね、物すごく山鹿にとってすばらしい出し方であるし、熊日も載せていただいていいことだという理解をします。ただ、今のお話を聞く中でですね、ハンドボール構想について、それぞれお二人からお話をいただきましたけども、教育長なり、市長の思いは十分にわかりました。山鹿のためになることもわかりました。ただ、掲載されたことはいいけども、掲載になるまでの経過がですね、少し問題があるのではないかという気が私はしております。これだけ新聞に掲載されたことを、例えば市の職員が知っていたかということ、教育委員会の職員が事前にそういう話を知ってたかということ、特に教育長、教育委員会の先生方はこれを知っていたかということであります。特に我々議員の仲間でも、おっとびっくりした議員さんがたくさんだったろうと思います。本来であるなら、これだけのことを出すのですからワイナリーであれだけ準備をして、熊日に載せて、記者会見をして出していかれました。当然、その具体的な戦略・方法・手順を踏まえて出たのであれば、これはすばらしいことだという理解をします。誰が熊日さんと話をされたか、誰が原稿を出したのか、どこでどういうことになったのかは、わかりませんけども、これを見る限りでは、私は教育長と市長のですね、個人的な感覚かなと、希望かなという理解しかとれないわけであります。もう少し、しっかり足元を支えていってもらって、やっていただきたかったなと思います。特に今国会でも論議になっております。支援をいっぱい引っ張り出してみました。教育委員長、

教育長、市長の役割が明確に今されつつありますけれども、これこそ、それぞれの役割がですね、明確に見えてなかった結果かなというような理解をしたわけであります。

堀田教育長、平成25年の４月から教育長に就任をされました。積極的にいろんな事業に取り組んで、現場でも出向いておられます。支援学校の誘致、学校再編、不登校の問題、しっかり頑張ってこられておりますことには敬意を表したいと思います。特にお忙しい講師として県外あたりもしっかり頑張っておられますけれども、それはそれで県外で身につけてそれを山鹿の教育行政に反映されていると思います。それは十二分に理解しますけれども、先ほどお話をしましたとおりに、平成26年度山鹿市にとって大変な年度であるがゆえに、しっかりとですね、教育長、山鹿に根をおろして、山鹿のために教育行政のトップとして動いていただきたいなという期待を申し上げたいと思います。ちょっと少し長くなりますけども、最後の議会でありますから、先ほどの役割の中で市長さんにもですね、少しお話をしたいなと思います。

１点目の質問の中で、平成26年度は特別な年であると理解をいたしましたし、市長は市長説明要旨の説明の中で「平成26年度は、これまでの歩みを踏まえた新たな10年のスタートを迎える重要な年であります。私は市政発展の鍵は市長の揺るぎない信念、首長の揺るぎない信念と行動力にあると信じております。どのような将来像を市民や議会に示すものか、また将来像を実現するための戦略を市職員にどう示すのか、市長として私の説明責任があると思います。」と語られております。しっかりその旨を守っていただきたいと思います。先ほど行動力というお話が出ましたけれども、東京なり、県庁なりにはしっかり行ってもらいたか。しかし、しっかりした行動力の一つには司令塔として、しっかり庁舎に腰を踏まえて的確な戦略を職員に示し、平成27年度以降の山鹿のために、平成26年度を乗り切っていただきたいという気持ちと期待を申し上げまして一般質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの永田議員の３回目の質問にお答えいたします。

「ハンドボールのまち　山鹿」につきまして、その手順等について不十分ではなかったかというご指摘でございます。これにつきましては、もともと教育委員会のほうで検討と取り組みがあったところでございますけれども、これにつきましては市全体のことであるという思いの中で、全体で取り組まなければいかんということ

で、全体の取り組みとして政策調整会議を開催して、その中でこういった形でやるという決定をしたところでございます。

また、議員各位の周知等につきましては、不十分が多々あったなというふうに思いますし、また、教育委員会の中での事前の取り組みに不十分な点があったと、そこのところも思っております。それにつきましては、全体の市の市政につきましては、私が責任があると改めて不十分な点につきましてはおわび申し上げ、今後の取り組みによってそのことをまたしっかりとお返ししていきたいと、しっかりと成果を上げることに努力してまいりたいと思っております。

さらに、平成27年度以降を見据えた市政運営につきましては、ただいまご指摘のとおりでございますし、また私自身も冒頭のご挨拶の中で申し上げたとおりでございます。至らぬ私でございますけども、そういったことをしっかりと受けながら、日々の取り組む中で皆さん方のお気持ちをしっかりと受けながら、また足りないところは反省しながら精進してまいりたいと思っております。

どうか皆さん方の温かいご支援・ご指導いただきますことをお願い申し上げまして答弁といたします。お世話になります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、永田君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号　教育委員会委員の任命についてから議案第62号　城北財産区管理委員の選任についてまでの８案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第62号までの８案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（藤原　弘君）

日程第２、委員会付託を行います。ただいま議題となっております議案第55号から議案第62号までを除く全案件を、お手元に配付いたしております付託表のとおり、

それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後０時15分　散会

～～～

３月１８日(火曜日)

平成26年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成26年３月18日（火曜日）午前10時開議

第１　議案第２号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）
議案第３号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第４号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第５号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
議案第６号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）
議案第７号　平成25年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）
議案第８号　平成25年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）
議案第９号　山鹿市空き家等の適正管理に関する条例
議案第10号　消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第11号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例
議案第12号　議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例
議案第13号　山鹿市総合計画審議会条例の一部を改正する条例
議案第14号　山鹿市税条例の一部を改正する条例
議案第15号　山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
議案第16号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例
議案第17号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市農村公園条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市本分地区多目的集会施設条例を廃止する条例
議案第20号　山鹿市鹿央ふるさと親木館条例を廃止する条例
議案第21号　山鹿市温泉給湯条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第23号　山鹿市文化会館建設基金条例を廃止する条例
議案第24号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第25号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第26号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第27号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市民交流センター条例
議案第29号　山鹿市図書館条例

議案第30号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例
議案第31号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例
議案第32号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
議案第33号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第34号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第35号　平成26年度山鹿市一般会計予算
議案第36号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第37号　平成26年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第38号　平成26年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第39号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第40号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第41号　平成26年度六郷財産区特別会計予算
議案第42号　平成26年度城北財産区特別会計予算
議案第43号　平成26年度稲田財産区特別会計予算
議案第44号　平成26年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第45号　平成26年度山鹿市水道事業会計予算
議案第46号　平成26年度山鹿市病院事業会計予算
議案第47号　平成26年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第48号　財産の譲渡について
議案第49号　財産の譲渡について
議案第50号　財産の譲渡について
議案第51号　財産の譲渡について
議案第52号　財産の譲渡について
議案第53号　市道路線の廃止及び認定について
議案第54号　市道路線の認定について
議案第55号　教育委員会委員の任命について
議案第56号　城北財産区管理委員の選任について
議案第57号　城北財産区管理委員の選任について
議案第58号　城北財産区管理委員の選任について
議案第59号　城北財産区管理委員の選任について
議案第60号　城北財産区管理委員の選任について
議案第61号　城北財産区管理委員の選任について
議案第62号　城北財産区管理委員の選任について

（委員長報告）

討　　論
採　　決

第２　所管事務調査の委員会付託

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第２号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）
議案第３号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第４号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第５号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
議案第６号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）
議案第７号　平成25年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）
議案第８号　平成25年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）
議案第９号　山鹿市空き家等の適正管理に関する条例
議案第10号　消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第11号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例
議案第12号　議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例
議案第13号　山鹿市総合計画審議会条例の一部を改正する条例
議案第14号　山鹿市税条例の一部を改正する条例
議案第15号　山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
議案第16号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例
議案第17号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市農村公園条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市本分地区多目的集会施設条例を廃止する条例
議案第20号　山鹿市鹿央ふるさと親木館条例を廃止する条例
議案第21号　山鹿市温泉給湯条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第23号　山鹿市文化会館建設基金条例を廃止する条例
議案第24号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第25号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第26号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第27号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市民交流センター条例
議案第29号　山鹿市図書館条例

議案第30号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例
議案第31号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例
議案第32号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
議案第33号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第34号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第35号　平成26年度山鹿市一般会計予算
議案第36号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第37号　平成26年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第38号　平成26年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第39号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第40号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第41号　平成26年度六郷財産区特別会計予算
議案第42号　平成26年度城北財産区特別会計予算
議案第43号　平成26年度稲田財産区特別会計予算
議案第44号　平成26年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第45号　平成26年度山鹿市水道事業会計予算
議案第46号　平成26年度山鹿市病院事業会計予算
議案第47号　平成26年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第48号　財産の譲渡について
議案第49号　財産の譲渡について
議案第50号　財産の譲渡について
議案第51号　財産の譲渡について
議案第52号　財産の譲渡について
議案第53号　市道路線の廃止及び認定について
議案第54号　市道路線の認定について
議案第55号　教育委員会委員の任命について
議案第56号　城北財産区管理委員の選任について
議案第57号　城北財産区管理委員の選任について
議案第58号　城北財産区管理委員の選任について
議案第59号　城北財産区管理委員の選任について
議案第60号　城北財産区管理委員の選任について
議案第61号　城北財産区管理委員の選任について
議案第62号　城北財産区管理委員の選任について

（委員長報告）

討　　論
採　　決

第２　所管事務調査の委員会付託

日程追加

第３　意見書案第１号　消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書

○

出席議員（20名）

１番	服部香代君
２番	冨田弘海君
３番	永田　健君
４番	稲葉　昇君
５番	冨丸洋一郎君
６番	藤本峰秀君
７番	北原昭三君
８番	芹川正美君
９番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	本多隆文君

市民福祉部長	有働　博君
農林部長	栃原栄一君
商工観光部長	戸次由夫君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
山鹿市民医療センター事務部長兼総務課長	荒木　隆君
教育部長	木村厚男君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	早田弘隆君
市民福祉部次長	坂梨真樹君
山鹿市民医療センター事務次長兼経理課長	飯田啓詩君
建設部次長	原　弘文君
財政課長	木下　実君
子育て支援課長	大森健司君
農林振興課長	才田豊昭君
農村整備課長	竹田吉郎君
商工課長	冨田龍也君
観光課長	早田順二君
農業委員会事務局長	西田博之君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　議案第２号～議案第62号

○議長（藤原　弘君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第２号から議案第54号及び議案第55号から議案第62号の全案件を議題といたします。

○

議案第２号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）

議案第３号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第４号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第５号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

議案第７号　平成25年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第８号　平成25年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）

議案第９号　山鹿市空き家等の適正管理に関する条例

議案第10号　消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第11号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例

議案第12号　議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

議案第13号　山鹿市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

議案第14号　山鹿市税条例の一部を改正する条例

議案第15号　山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

議案第16号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市農村公園条例の一部を改正する条例

議案第19号　山鹿市本分地区多目的集会施設条例を廃止する条例

議案第20号　山鹿市鹿央ふるさと親木館条例を廃止する条例

議案第21号　山鹿市温泉給湯条例の一部を改正する条例

議案第22号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第23号　山鹿市文化会館建設基金条例を廃止する条例

議案第24号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

議案第25号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第26号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第27号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市民交流センター条例
議案第29号　山鹿市図書館条例
議案第30号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例
議案第31号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例
議案第32号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
議案第33号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第34号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第35号　平成26年度山鹿市一般会計予算
議案第36号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第37号　平成26年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第38号　平成26年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第39号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第40号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第41号　平成26年度六郷財産区特別会計予算
議案第42号　平成26年度城北財産区特別会計予算
議案第43号　平成26年度稲田財産区特別会計予算
議案第44号　平成26年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第45号　平成26年度山鹿市水道事業会計予算
議案第46号　平成26年度山鹿市病院事業会計予算
議案第47号　平成26年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第48号　財産の譲渡について
議案第49号　財産の譲渡について
議案第50号　財産の譲渡について
議案第51号　財産の譲渡について
議案第52号　財産の譲渡について
議案第53号　市道路線の廃止及び認定について
議案第54号　市道路線の認定について
議案第55号　教育委員会委員の任命について
議案第56号　城北財産区管理委員の選任について
議案第57号　城北財産区管理委員の選任について
議案第58号　城北財産区管理委員の選任について

議案第59号　城北財産区管理委員の選任について

議案第60号　城北財産区管理委員の選任について

議案第61号　城北財産区管理委員の選任について

議案第62号　城北財産区管理委員の選任について

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（藤原　弘君）

各常任委員長の報告を求めます。永田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　健君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　健君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました議案28件についてご報告いたします。

去る３月10日、午前10時から本庁３階第１会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、市道路線の廃止及び認定のため「水花月台１号線から３号線」、「日の出線」及び「中ノ原線」を、また、財産の譲渡及び条例の廃止のため「鹿央ふるさと親木館」の現地調査を行いました。

現地調査終了後、午後１時から委員会を再開し、最初に建設部、環境部所管の議案を、その後農林部、商工観光部所管の議案を慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第２号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第５号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８号　平成25年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号　山鹿市農村公園条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号　山鹿市本分地区多目的集会施設条例を廃止する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号　山鹿市鹿央ふるさと親木館条例を廃止する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号　山鹿市温泉給湯条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号　山鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　山鹿市文化会館建設基金条例を廃止する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号　平成26年度山鹿市一般会計予算（中所管）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号　平成26年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号　平成26年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号　平成26年度六郷財産区特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号　平成26年度城北財産区特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号　平成26年度稲田財産区特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号　平成26年度稲田六郷財産区特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号　平成26年度山鹿市水道事業会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号　平成26年度山鹿市下水道事業会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号　市道路線の廃止及び認定について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号　市道路線の認定について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

冨丸福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　冨丸　洋一郎君　登壇］

○福祉厚生常任委員長（冨丸　洋一郎君）

おはようございます。

福祉厚生常任委員会の３月定例会の委員会審査についてご報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案14件であります。

去る３月12日、午前10時から本庁３階第１会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしまして、慎重に議案の審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

議案第２号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３号　平成25年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第４号　平成25年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第６号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第７号　平成25年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号　山鹿市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号　山鹿市健康福祉施設条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

この条例の審議に際しまして、質疑の内容等を少し説明をさせていただきたいと思います。

執行部より説明を受けた後に、委員からいろんな質疑がなされました。国保財政の厳しい中で18歳までの医療費助成が本当に必要なのか、そのほかの整備を先に行うべきではないか、また段階的に引き上げればよいのではないか、県内の他市町の

状況はどうであるか、施行日を平成27年１月１日にしたのはなぜなのか、などなどの質疑応答がありまして説明を受けました。

その後、一時休憩を挟み、反対討論もありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第34号　山鹿市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号　平成26年度山鹿市一般会計予算（中所管）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号　平成26年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号　平成26年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号　平成26年度山鹿市介護保険事業特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号　平成26年度山鹿市病院事業会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、福祉厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案15件であります。

去る３月13日、午前10時から本庁３階第１会議室におきまして、委員全員出席のもと、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催、付託されました案件について、慎重に審査をいたしましたので、その結果について報告をいたします。

議案第２号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９号　山鹿市空き家等の適正管理に関する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号　消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号　議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号　山鹿市総合計画審議会条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号　山鹿市税条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号　山鹿市民交流センター条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号　山鹿市図書館条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号　山鹿市公民館条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号　山鹿市鹿北研修センター条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号　平成26年度山鹿市一般会計予算。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号　財産の譲渡について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第17号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法第115条の３及び会議規則第17条の規定に基づきお手元に配付しております修正案のとおり、寺崎　勇児君及び太田黒　鐵郎君の２名から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。寺崎君。

［19番　寺崎　勇児君　登壇］

○19番（寺崎　勇児君）

ただいま議題となっております議案第17号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案について説明をいたします。

今回、提案いたします修正案の内容は、子ども医療費の助成対象者の年齢要件の改定に当たり、第２条第１号の改正規定中「18歳」を「15歳」に改めるものであり

ます。

まず初めに、誤解のないように申し上げておきたいと思いますが、私を含め、ここにおいでの議員各位の思いは、中嶋市長と同様に助成対象年齢を１歳でも高く引き上げ、なるべく手厚く子育て世帯を支えていきたいという気持ちはあるということであります。

しかしながら、将来における本市の財政状況を見据えた場合、一般会計予算の歳入の約４割を占めております地方交付税だけを見ましても、平成26年度には約117億円あるものが、地方交付税の算定特例期間が終了する６年後の平成32年度には、約91億円と目減りするわけでありまして、26億円もの大幅減額という試算がなされるなど、大変厳しい状況にあることはご承知のとおりでございます。

さきの答弁では、15歳を超えて18歳まで年齢要件を引き上げた場合の影響額については、３カ月で416万円ということでございますから、それを１年間に換算すれば1600万円を超える財源が毎年度必要となります。一度対象年齢要件を引き上げれば、財源が苦しくとも年齢を引き下げることは非常に難しく、市民からの理解は到底得られず、このことは今後ますます社会保障費がかさむ中、逆に次世代に対し、余計な負担を負わせる結果になると大変危惧するところでございます。

さらに、行政に最も求められております市民間の公平性という観点から考えた場合にも、みずからの経験からではありますが、高校生くらいになれば幼児や児童に比べ、病院を利用する頻度にも個人差が出て、助成の恩恵を受ける者と受けない者との差が広がるような気がいたします。

何より山鹿市が目指します「日本一子育てのしやすいまちづくり」を進める上で、単に医療費を助成することだけで、果たして日本一のまちづくりを進める成果に結びつくでしょうか。やはり子育てがしやすいまちとは、単に行政が医療費を肩がわりし、子育ての経験者の知恵や民間の力を活用しないような単純な助成事業を進めるのではなく、お金では買えないような山鹿らしい温かさの伝わる施策に重点を置くべきであり、限られた財源だからこそ行政としての役目は子育てを支える人たちの力を引き出すことによって、何倍もの価値を生み出すような施策への誘導が大切だと思いますし、そのことが結果として、中長期的な視点からもこのまちで子どもを産み育てたいと思う子育て世代に対し、大きな安心感を与えるものだと考えます。

よって、以上のようなことからも、改定する子ども医療費の助成対象年齢は15歳、つまり中学生以下の義務教育対象者とすべきことが妥当であると考え、今回修正案を提出するものであります。

加えて今回の修正は、今後ますます本市の財政状況が厳しくなる中において、その使い道を決める側である市長ともに、二元代表制の一翼を担う議会が、議会とし

ての監視力発揮できるかできないか試される最初の重要な表決になると思います。

議員各位の英断を賜り、どうかこの修正案に対しご賛同をいただきますようによろしくお願いを申し上げまして説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

この際、暫時休憩いたします。

午前10時21分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時43分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、各常任委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○18番（丸山　寛治君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

丸山君。

［18番　丸山　寛治君　登壇］

○18番（丸山　寛治君）

18番、丸山でございます。議案第17号について委員長にお尋ねいたします。

18歳の基準についてお尋ねがあったということですが、どのような内容であったかを説明いただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

冨丸常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　冨丸　洋一郎君　登壇］

○福祉厚生常任委員長（冨丸　洋一郎君）

今、丸山議員のほうから、私の委員長報告に対しての質疑がございました。18歳の年齢の要件がどうであったかということのお尋ねだろうというふうに思いますけども、これはそのときの執行部の提案理由の中に、18歳までの年齢要件の引き上げの必要性について、一応説明を受けております。その中で高校進学率の高さ、あるいは子育て期間が高校生までと想定をされておると。そして、ほかの子育て支援策でも18歳までを支援対象としているというふうな説明の中で議案審査ということで先ほど説明をしたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原　弘君）

丸山君、よろしいですか。

○18番（丸山　寛治君）

はい。

○議長（藤原　弘君）

ほかに質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告があっておりますので発言を許します。横手　啓介君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

皆さん、こんにちは。

議案第17号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議に対しまして反対の立場で討論を行います。先ほど寺崎議員から説明がございました。本当に納得する部分もありましたけども、私の今までの経験の中からちょっと話をさせていただきます。

実は、今から３年半前、私の次男が高校３年生、17歳のときに大病をいたしまして、約４カ月半の入院をいたしました。親としては本当に生きた心地もしませんでした。夫婦で朝から夜まで交代で看病をしていた次第です。息子のためですので何でもしてやりたいという気持ちでいっぱいでありました。お金も医療費だけではなく、いろんなことに要るわけでございます。確かに高額医療で少しは戻ってはまいりました。このときにこの議案第17号の条例があったなら、もっと息子のために違ったことができたんではないかなというふうに思うところです。私の息子のほかにも、中学生や高校生が何人も入院されていて、その子たちも息子同様、一生懸命に治療やリハビリを頑張っておりました。厳しい財政状況ということでございます。本当にわかります。

ただ、市長は「子どもは山鹿の宝だ」というようなことで頑張っておられます。この18歳までの医療費の助成というのが、それの一つのあらわれではないかと初めて何か予算がついたような気がいたします。

そういうことで、この議案第17号の修正動議に対しまして反対の討論といたします。

○議長（藤原　弘君）

次の通告順により、太田黒　鐵郎君の発言を許します。太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

おはようございます。

討論を行います。

議案第17号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例のこのことにつきまして、修正をすることに賛成の立場から討論を行います。

ただいま動議が提案されました。平成17年山鹿市条例129号の第２条第１号中、「12歳」を「18歳」に改めるとの提案がなされております。私は、現在12歳までの医療費助成を18歳までではなく、15歳までの助成に修正することに賛成であります。

その理由といたしまして、山鹿市の財政の状況を考えるとき、平成26年度の一般会計当初予算は財源不足のため、財政調整基金など７億円取り崩しての予算編成となっております。今後におきましては、さらに財政も厳しくなる中で、18歳高校生までの助成を市民が本当に真に求めているのだろうかというようなことであります。優先的な事項はほかにもまだたくさんあります。義務教育課程の15歳まで、中学生までの助成で私は高校生までの助成の必要はないとこのように思うわけでございます。高校生の父兄の方々に数人尋ねてみましたが、そのようなことは望んでおられないというようなことでございました。

また、この助成は病気になって、そして受診してからの助成でございます。まず、病気にならない対策に力を入れるということが最優先課題であると、このように考えるわけでございます。

そのような観点から我々議員は、市民の代表として、執行機関に対し優越した立場ではなく、何が正しく何が正しくないか、事業の能率化をどのように進めていくか、いわゆるチェック・アンド・バランスの考え方に立って、行き過ぎを抑え、足らざるを補い、しかも調和を図って公正な行政を確保し、お互いに納得のできる行政執行の効果を確保することが我々の目的であると思います。そのような状況の中で、議員に与えられている議決権の重みと責任を真剣に考え、この後の採決には市長の顔色を見て判断するようなことではなく、自分の信念を持って採決に臨まれるよう心から希望するところであります。

以上、修正動議に対する賛成討論といたします。

○議長（藤原　弘君）

次の通告順により、服部　香代君の発言を許します。服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

こんにちは。

議案第17号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議に、賛成の立場で討論いたします。

私は、医療費助成は健康教育と両輪でやっていくものと思います。大きく二つのことがあると思いますが、まず医療費助成が健康教育と両輪でやっていくべきものと思っています。食育・体育、そして体づくり・体力づくり、そういったところを一緒にやっていくものだと思います。18歳ということではなくて15歳までなら義務教育であるわけですので、教育委員会など指導のもとに健康教育にも十分に取り組めると思います。

そしてまた、保護者への啓発、そういったところも義務教育で中学生までなら行えるんではないかなと思います。医療費の抑制ということをよく国保の中でもお話をしておりますが、まずかかりつけ医を持つこと、そういったことも大事なことです。そういった保護者への啓発はＰＴＡ総会の折ですとか、学級懇談会とか、そういったところでも啓発はやっていけると思います。そういったとこをやりながら15歳まで、中学生までをやって、その上で段階的に18歳までというところを見据えていくならば、これこそ整合性はとれると思いますが、今すぐに18歳までという、何もそういった健康教育をしないままに、そういった意味での健康教育をしないままに18歳まで医療費の全額助成というのは、まだ厳しいんではないかなと思います。

そして、子育て家庭における経済的負担軽減ということも理由にありましたが、今高校への進学率は99％を超えているということでしたが、高校の授業料は平成26年度から公立に加え、私立も実質的に完全に無料化されます。そういったところでも、そういった経済的負担軽減は行われていると思っています。

また、財政状況は今提案理由からも、そしてまた太田黒議員のほうからもお話がありましたけれども、全体の予算も交付税が減っていくということ、そしてまた国保の状況も一般財源からの繰り入れも３億4000万円という大きな額になっているということ、そしてまた平成27年度には国保税の見直しも検討されているということ、そして平成29年には新たな社会保障制度へ移行するということで、そういったところもあわせみまして、ここ今すぐに18歳まで対象年齢を引き上げるというのは、まだ時期尚早だと思っています。

また、引き上げた場合の影響額ということですが、算定は３割を負担していたときの算定、それからの国保の算定額ということですが、これは３割負担をするというときと全額を助成するというときは全く違う条件になっていると思います。そういったところがまだ加味されていないということを委員会のときにお聞きしましたので、この影響額に対してもこの数字で果たしていいのかという思いもあります。

そして、整骨院なども国保が使える状況です。高校生は整骨院の利用ということ

も考えられると思っています。とにかく一度始めたら、これだけの予算だからもう削りますとか、そういった性質のものではありません。使ったら、必要であれば、それだけ全部負担しなければいけない予算ということで、慎重にやっぱり審議する必要があると思います。

菊池市では15歳まで医療費を助成してありますが、１カ月は1000円という利用者の負担もあります。そういったところもありますし、また和水町は18歳まで医療費を助成しておられますが、同時にインフルエンザの予防接種の助成もあっております。菊池市もインフルエンザの予防接種の助成もあっております。そういった予防のところも力を入れて、そして予防しながら、そしてかかった医療費を助成するという、それは納得いくところでありますが、山鹿市では今インフルエンザの予防接種の助成もあっておりませんし、そういったところをあわせみますとやはり15歳まで、義務教育まで、そこから始めて、そして健康教育を十分に行いながら、そしてつけるところにはしっかりと予算をつけていくということでありましたので、そういったところをあわせみまして、今は15歳までの医療費助成で私はいいと思っています。

以上、修正動議に対する賛成討論です。終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第２号から議案第８号までの７案件を一括採決いたします。議案第２号から議案第８号までの７案件に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、７案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第９号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号から議案第16号までの７案件を一括採決いたします。議案第10号から議案第16号までの７案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、７案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号について、まず修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（藤原　弘君）

起立少数であります。着席してください。起立少数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号から議案第23号までの６案件を一括採決いたします。議案第18号から議案第23号までの６案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、６案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号から議案第34号までの11案件を一括採決いたします。議案第24号から議案第34号までの11案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、11案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第35号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第36号から議案第47号までの12案件を一括採決いたします。議案第36号から議案第47号までの12案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、12案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第48号から議案第52号までの５案件を一括採決いたします。議案第48号から議案第52号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、５案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第53号から議案第54号までの２案件を一括採決いたします。議案第53号から議案第54号までの２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第55号　教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第56号　城北財産区管理委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第57号　城北財産区管理委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第58号　城北財産区管理委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第59号　城北財産区管理委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第60号　城北財産区管理委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第61号　城北財産区管理委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第62号　城北財産区管理委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　所管事務調査の委員会付託

○議長（藤原　弘君）

日程第２、所管事務調査の委員会付託についてを議題といたします。

地方自治法第109条第８項及び会議規則第105条第１項並びに同規則第105条第２項の規定により、常任委員会及び議会運営委員会の所管事務審査資料収集及び調査を平成26年度中にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、閉会中の審査資料収集及び調査を付託することに決しました。

ただいま、意見書案１件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（藤原　弘君）

お諮りいたします。

この際、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程追加

日程第３　意見書案第１号　消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書

○議長（藤原　弘君）

日程第３、直ちに議題といたします。

意見書案１件について職員に朗読させます。

［職員朗読］

意見書案第１号

平成26年３月18日提出

消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　北　原　昭　三

賛成者

山鹿市議会議員　寺　崎　勇　児

山鹿市議会議員　冨　丸　洋一郎

山鹿市議会議員　永　田　　健

山鹿市議会議長　藤　原　　弘　様

昨年12月12日、「平成26年度税制改正大綱」において、自民党、公明党は、軽減税率については「消費税率10％時に導入する」と盛り込みました。

軽減税率は、低所得者層を含む消費者全体へ持続的に恩恵が及ぶ制度であり、欧米諸国の多くでは、飲食料品など生活必需品に対して適用されており、国民の負担軽減のための制度として長く運用され続けています。

我が国においては、世論調査においても明らかなとおり、多くの国民が制度の導入へ賛成しており、国民的な理解を得ています。

消費税率10％への引き上げ時期については、本年末にも総理によってその判断が示される方向です。

よって、政府においても、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

１　与党大綱に沿い、軽減税率制度の対象品目や納税事務のあり方など詳細な制度設計の協議を急ぎ、本年末までに結論を出せるよう政府も全面的に協力すること。

２　軽減税率の導入開始の時期については、「消費税 10％への引き上げ時」に実施すべきこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年３月18日

熊本県山鹿市議会

内閣総理大臣　安倍　晋三　様
総　務　大　臣　新藤　義孝　様
財　務　大　臣　麻生　太郎　様

○議長（藤原　弘君）

意見書案第１号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、北原君、ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

この際、議案審査のため暫時休憩いたします。

午前11時18分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時37分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど採決の際、議案第17号についてお諮りすべきところを、漏れておりましたので、改めまして、ここで議案第17号についてお諮りいたします。

起立少数で修正案は否決されましたので、原案について起立により採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（藤原　弘君）

起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

これより、ただいま議題となっております意見書案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

意見書案第１号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

閉　会

○議長（藤原　弘君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成26年（第１回）山鹿市議会３月定例会を閉会いたします。

午前11時39分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**藤　原　　弘**

山鹿市議会議員　**堀　　茂　幸**

山鹿市議会議員　**池　田　誠　一**